

政治 刑

號 月 六 卷五十四

卷五十四

最近に於ける世界の行刑思潮及び現況	正木亮	2
常習犯人に對する(下の二元) 刑事政策的考察	木村亀二	16
社會教育としての行刑(二)	中尾文策	28
犯罪の經濟的考察	楠原祖一郎	40
行刑建築(三)	蒲原重雄	49
收容者の閱歷に就て(三)		62
ソヴェト・ロシヤではどう 犯罪者を取扱つてゐるか	アーノルド・マーゴリン	74
市民、國家及犯罪者	ホイットマン	83
海外時報		90
天文と人事の關係	隈本有尙	97
死の活き方	相本まさを	104
雜報——常用外國語の手引(四)		
——敍任辭令——家庭の頁——讀者の頁		
刑政俳壇——海外異聞錄		

行發會協勢刑法人

學生思想問題

學生思想問題は我國現下の關心すべき問題である。而かもこの問題の本質を如何に把握し評價するかはその原因及對策の究明に當つて缺くべからざる前提である。この前提の確立に當つては官廳の獨斷を許さず、廣く輿論の喚起と公衆の理解とを要する。更にこの問題の原因に至つては、客觀的には社會經濟政治の各般に亘り、主觀的には家族、學校、國家の指導精神に根ざすところがある。これら諸問題の究明は寛に現代文明そのものの批判であらねばならぬ。本書は著者が文部省學生思想問題調査會に於て、少數意見として主張した提案を骨子とせるものにして、單に文部省に對する報告書では無く、社會公衆に向つて擲げたる意見書で、初等教育、中等教育、高等教育、大學教育に從事せられる諸氏、思想家、宗教家、爲政家はもとより學生諸君自身も必ず一讀すべき書である。

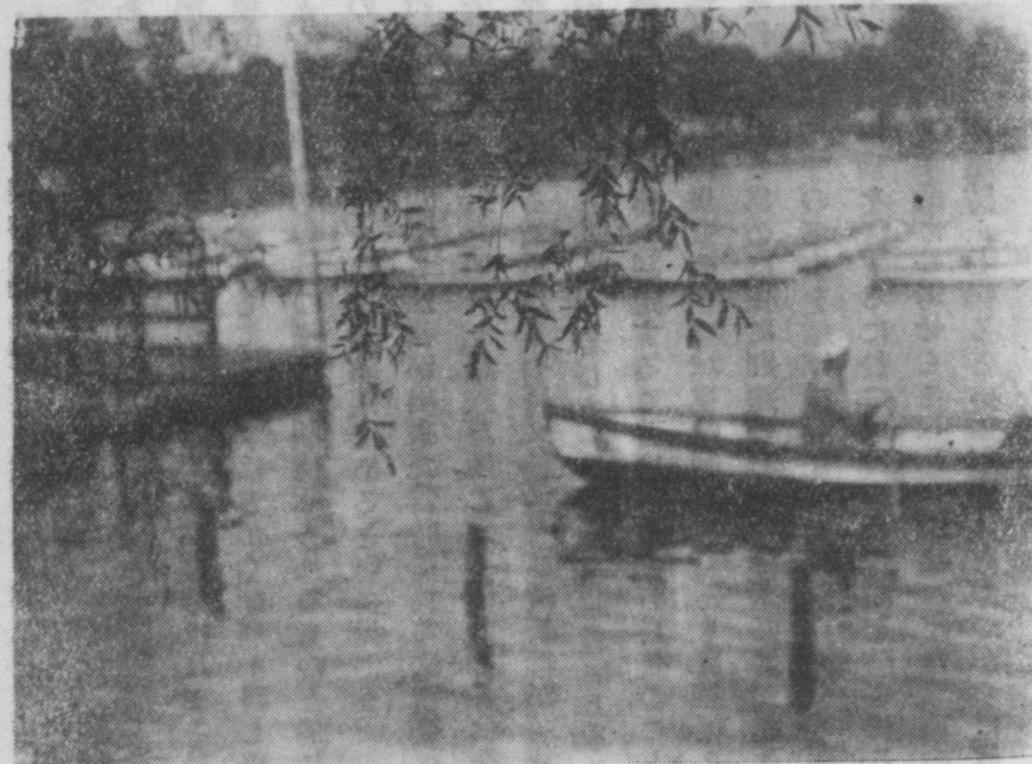
內容概目、學生思想問題の性質、學生思想問題の觀點、學生思想問題の原因、學生思想問題の對策、附錄 國家社會主義擗頭の由來……河合榮治郎、國社會主義の批判……河合榮治郎、文明批判と思想問題……鐵山政道、思想問題と家庭の立場……鐵山政道。

新刊	菊判一五八頁
定價四十錢	紙裝假
送科八錢	
河合榮治郎著	社會思想史研究
三〇〇	卷一
二八〇	增訂近世社會思想史大要
一五〇	小泉信三著
一一〇	改社會問題研究
一一	永井亨著
一一〇〇	國民性及び時代思想

店書波岩



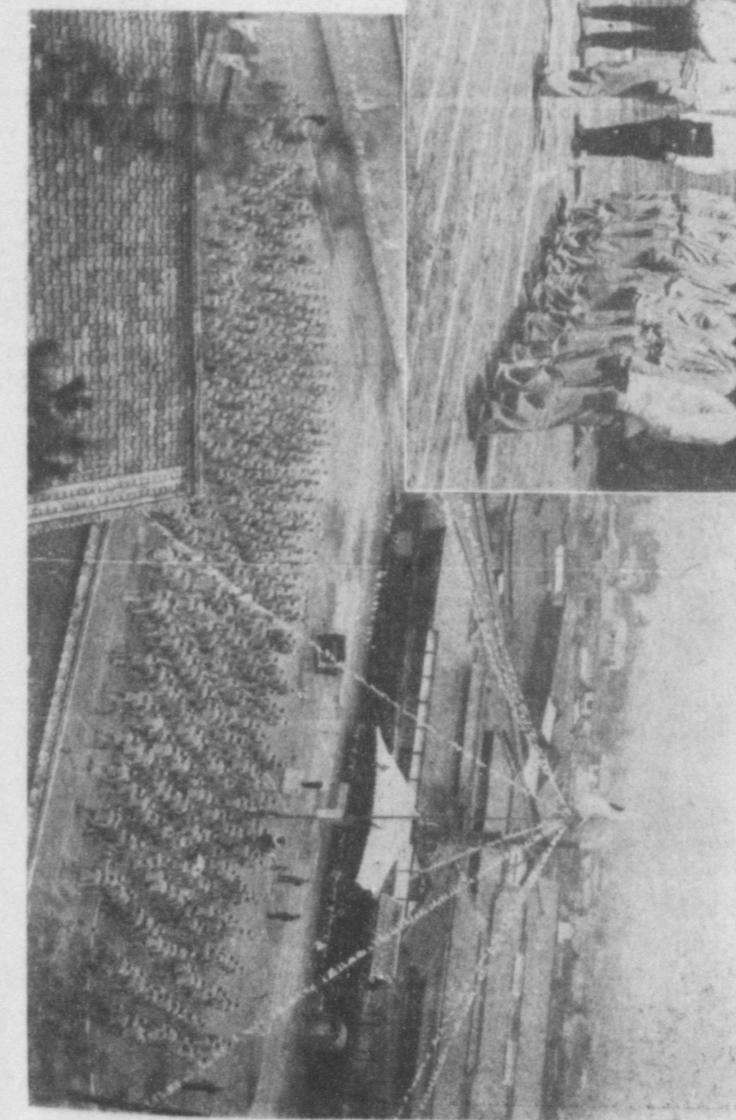
政 刑



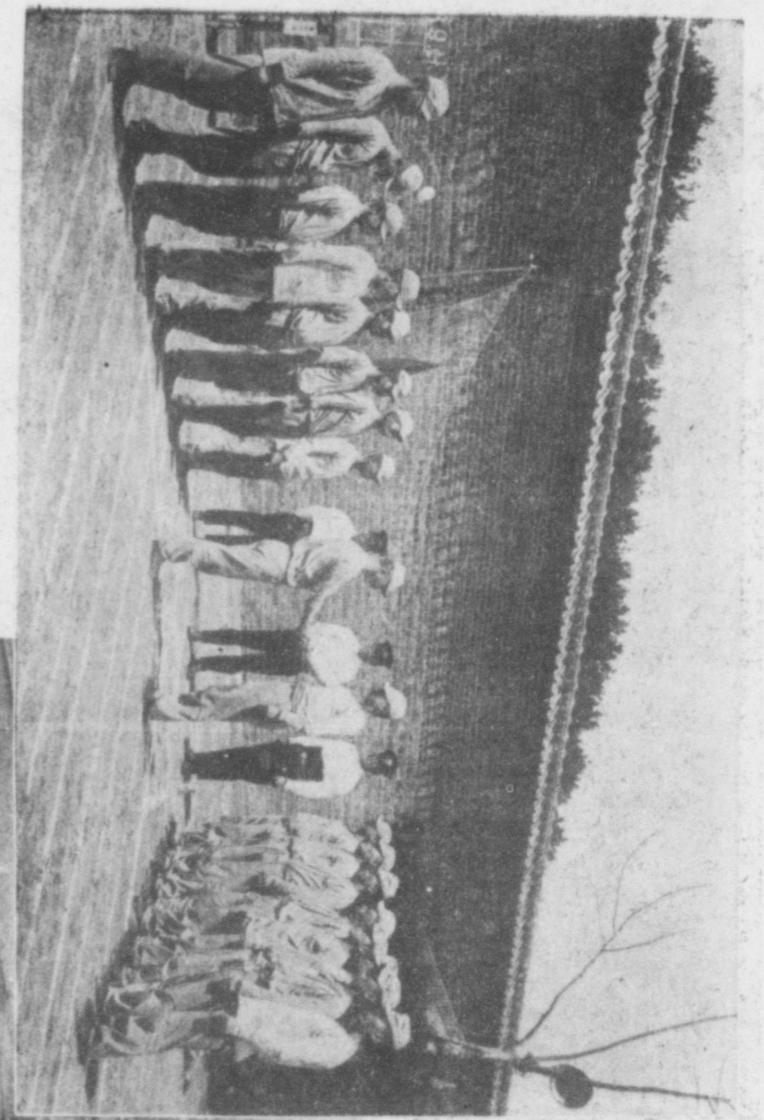
卷五十四第

號 六 第

＝ムーチ球野所務刑年少路姫＝



姫路所務刑年少路姫巡回運動会



極刑と社會豫防

犯罪は模倣的である。犯罪は流行性である。故に、嘗て所謂鬼熊事件が起つたとき各地にその方法を模倣するものが續出したし、近くは説教強盗なるものがあらはれてその種の犯行が流行したのである。かやうな犯罪の模倣及び流行性に對して立法家はとくに極刑を科し得るの法律を制定して之に對抗し、犯罪の撲滅、少くとも犯罪のある程度の彈壓が期待せられるものと信じて居るのである。最近に於ける數個の特別刑事法の制定の如きはその最も適例であるといひ得よう。

なるほど、暴力行爲等取締に關する法律が出來た當時に於ては富豪への襲撃は杜絶された。盜犯防止法制定以來強盜の方法して説教をしたり講談を讀んだりすることは全くなくなつて了つて居る。

しかし、その鎮壓が法律による鎮壓なりや將又模倣及び流行性が一時的性質であるの結果であるかに付いては相當考慮の餘地があると思ふ。若しもその鎮壓が前者によるの結果であるとするならば大事件のある直後に於て極刑主義の法律を制定することは極めて有意義のことである。しかし、若しもその鎮壓が模倣及び流行性の當然の結果であつて法律の制定なくとも自然絶え得るものとするならば茲に大事件直後に於て次の事件に備ふる爲めに更に別途の考慮を拂ふ必要が起るのである。

更に、裁判の方面に付いて一の考察を遂げて置きたい。それは、上述の如き思想と關聯してある大事件の被告人に對し若も之に極刑を科するに於ては後車の覆轍を防ぎ得るといふ信念が判事の量定精神を左右するならば、之は刑事政策的に一考せらるべきを希はねばならぬのである。何となれば、極刑を科することにより次の犯罪を威壓防止し得るといふ觀念はおのづからに眞の犯罪豫防の精神をその蔭にかけられしめるからである。

わたくしは今日死刑制度の用ゐらるゝ我が國に於て死刑判決の言渡さることを非難する積りは少しもない。しかし、死刑判決を科することによつて他の犯罪が防止出來ると考へられるならばその考への誤りなることを主張したいのである。

とかく犯罪の流行は科刑の量定につき衡平を失はしめ易いものである。しかし、犯罪の流行は決して科刑の輕重によるべきでないことは死刑判決の言渡により社會を注目せしめた直後に於て又同種の犯罪の行はれた事實により之を明かにし得るのである。

かやうな點からわたくしは今日の立法及び裁判に對して新なる精神の喚起を求めねばならぬのである。即ち立法に於てはその法律を制定することにより犯罪の未然の防止が可能なりや否やに重點が置かれ、裁判に於てはその判決により犯罪の累行性の矯正が可能なりや否やに重點が置かるべきだといふことである。この重點を顧みることなき刑事法は社會の法律として實に無力であるのであつて、又この重點を顧みない判決が結局は慣習犯人を醸成する因を爲すといふことはエキセナー氏によつて指摘されて居るのである。

要するに、複雑なる今日の社會をことごとに法律によつて律し、刑罰によつて防衛しようとする見解が犯罪の未然の防止にどれほど無力であるかは誠に思ひ半に過ぎるものがあるのである。社會に於ては刑罰法の制定をいそぐよりも諸施設の完備と救濟事業の徹底をいそぐべきである。刑務所に於ては教化諸施設の充實をいそぐべきである。

その二つのものが完全するとき社會の秩序と平和とはおのづから保たれるであらうことを信するものである。

昭和七年五月二十二日夜

正木亮

最近に於ける世界の行刑思潮及び現況

正木亮

目次

- 一 はしがき
- 二 治療より豫防への動向
- 三 改善困難者に對する行刑の二大潮流(以上本號)
- 四 行刑の核心を爲す勞働の倫理化と能率向上の社會的價值
- 五 自由刑に於ける法律的矛盾と囚人生活の社會化
- 六 刑務官吏に對する世界的要望と官吏の素養
- 七 けつろん

一 はしがき

本稿に着手する本日即ち五月十七日はベルヌに於て國際刑法及監獄委員會が閉會した筈の日である。^(*) この委員會に於ては一八七二年以來續いて居る、永い間の行刑改良問題の討議中未だ見ざるところの議がのぼされた筈である。即ち、既にこの委員會幹事長より回章されて居るところによれば、この度の委員會に於て特に新しいものとして著目さるべきは各國が如何なる

組織方法によつて囚人を科學的に審査して居るかを持ちよつて居る筈である。

* この委員會は五月十三日より始まり五日間續く豫定で、わが邦からは椎名豊多摩刑務所長が派遣されて居る。

世界は今思想的に混迷の状態に陥つて居る。資本主義國家が共産思想の傳播をいかに防禦すべきかに苦衷して居ると同じやうに、共産主義社會は又いかにしてブルジョア思想の撲滅を期すべきかに焦慮しつゝあるのである。相容れざる二つの思想が現に實在する社會に於ては既存の國家組織に反する思想を排撃することが當然であるが、その排撃の方法として行刑は如何なる職能を發揮すべきか。各國は共にその方策に窮して稍もすれば不當なる彈壓を加へつつあるが如く喧傳される。^(*) この時に當つてソヴィエトに於ける確信犯人に對する合法的彈壓は又今日のこの種の行刑に向けられて居る思潮に一石を投じたるにあらざるか。

* Karl Plättner, Gefangen, 1928.

* * Wilhelm Gallas, Kriminalpolitik und Strafrechtssystematik, 1931, S. 77 ff.

一九三一年五月二十八日及び二十九日のエッセンに於ける國際刑事協會ドイツ支部會の第二十四回總會はその第一日に職業犯人とその鬭争 Der Berufsverbrecher und seine Bekämpfungに關する討議を行つたが、その問題自體に於てわれわれは既に今日の行刑思潮がいかにすればかかる危険犯人の行刑に效果を納め得るかの手段發見に向けられねばならぬといふことを示教されて居るのである。

* Mitteilungen d. I. K. V., Neue Folge 5, Band, 1931. その載説には Wolfgang Mittermaier, I K. V. in Essen und

Deutscher Juristentag in Lübeck (Zeitschrift f. d. g. Strafrechtswissenschaft, Bd. II, Hft. 5, S. 1 ff.)

傳統的な刑罰觀念に於ては刑務所勞働は卑賤なものとして意識されて居た。しかし勞働それが自體は囚人たると否とを問はず、人としてつかねばならぬところの道德法 *sittliches Recht* であることは宗教的にも是認されて居たところではあるが、最近に於て之を社會的の立場から社會人の負擔すべき義務であると断じたソヴィエト刑罰は所謂勞作教育學說と相携へて今日の世界刑罰に一石を投じたるものにあらざるか。

* Müller, Das Arbeitsproblem im russischen Strafvollzug (Blätter für Gefängniskunde, Bd. 62, Hft. 2, S. 359).

吾人は法治國の一員として生活を保障されて居る。法律によらずして處罰されることなきが故に晏如たるものがあるのであるが、しかし一度自由刑に處せられたる者の現に受けつたる受罰の狀態を見ると彼らは自由の外にいかに多くの他の處罰を受けつつあるかに驚くのである。分析的でなかつた古人の發案にかかる監獄制度を支持しよりよき方法を見出し得ないが爲めに、只管傳統の蔭にかくれて居るクリミナリストたちは自由刑と監獄との間に生ずるところのギャップを解決せんが爲めにもがいて居るのである。

この時に當つてドイツの行刑法案に、ゾヴィエトのそれに乃至は一九三〇年のルイスヴィルの行刑宣言に於て所謂囚人の人としての存在といふことが高調された。矛盾多き從來の監獄制度の逃げ行くべき彼方は人類の生存の基點を定めて之を社會生活の基點に合致せしめるといふことが今日の世界共通の思潮となつたことを何人も否定することは出來ないのである。更に行刑の本質に付て、それが教化それ自體であることは今更いふまでもないことではある。

が、しかし教化の有終の美を爲さしむべき刑務官吏の素質に付ては顧みられることがなかつた。その原因は口に行刑教育をとなへながらも、その實は行刑が絶對的權力の支配下に置かれて居たからである。社會復歸の觀念が強く意識されるやうになつてから行刑は權力の支配から指導方法に移つて行くやうになつた。

最近に於ける世界刑罰の上に早くもその點を高調し、指導者の養成を求めたのは一九二三年六月七日の自由刑執行の原則であつたが、それが世界共通の名題とされたのは實にプラーラーの國際會議に於てであつた。

* わが刑務官練習所は世界的に有名である。既に一九〇五年のブダペストの監獄會議に於て之が着目されて居る。

** Der 10. Internationale Strafrechts- und Gefängniskongress in Prag 1930 (Z. f. d. g. Strafrechtswissenschaft, Bd. 41, Hft. 4, S. 506.)

かやうに世界の刑罰思潮は多様な方面に向つて流れつつあるのである。一部面を糊塗すべく、あまりにも今日の行刑が窮屈に到達して居ることが、これらの諸點を綜合討究することによつて甚だ明かにされるのである。

われわれ刑務官徒は今日の刑務所を補修し瀕縫することによつて傳統を支持すべきでないことが之らの思潮によつて明示されて居るのである。われわれはも早いかにすればよい監獄制度を發見し得るかに邁進すべきではなくて、いかにすれば最もよき最も合法的な累犯防止の制度を見出し得るかに邁進しなければならぬことを世界的に要望されて居るのである。さや

うな意味合から、わたくしは茲に世界の行刑思潮及び現況を探ねることになつたのである。

二 治療より豫防への動向

行刑は靜止の事業ではない。行刑は時相に隨伴すべき動流の事業である。鹽野行刑局長が行刑は試練の反覆であると道破されたが、囚人を復歸させねばならぬ社會が時々刻々に移り代るに従つて、行刑は毎に移り代る社會に相應する處遇法を發見するが爲めに、絶えず試練の俎上に置かれるの(**)運命に結びつけられて居るのである。故に、行刑の本質は決して理念の問題を生ずるものではない。行刑は今日の社會及將來の社會を保護するに足るべき最上の手段として價値づけるところの方法を發見し、それと結び付くべき改良の問題であるのである。

* 鹽野局長行刑一年の展望〔刑政第四四卷第一一號第四頁〕。

** 小野教授「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其他」第二七〇頁参照
かやうな觀察から、わたくしは刑罰の本質に關する應報論と教育刑論との論争史に對し特に後者の立場に共鳴するものである。しかし、わたくしは決して所謂有閑教育學を基本とする教育刑論を主張するものでもなく、又今日通説とされるところの教育思想によつて總ての犯人の處遇を律しようと考へるのでもないのである。

教育刑論に反対する學者は確信犯人の確信が存する限り教育刑論のディフィニシヨンは動搖するものだとされるが、しかし、確信とは人類が形而上から定めた概念であつて形而下學的に處遇を律しようと考へるのである。教育刑論に反対する學者は確信犯人の確信が存する限り教育刑論のディフィニシヨンは動搖するものだとされるが、しかし、確信とは人類が形而上から定めた概念であつて形而下學的に處遇を律しようと考へるのである。

この二つの點を綜合して教育刑は既に改善可能なものには直ちに教育の作用を爲し、然らざるものには教育可能に導く前提作用が働きかけるのである。われわれの主張せんとする教育刑は廣くこの二つのものを包括しようとして居るのである。教育の困難な者までも教育の範疇に納めようとするが故に、目的遂行には隨分と骨は折れるが、しかしクリレンコの考へるやうな確信犯人に對する苛酷な彈壓だけは割り出せないのである。ロシヤの當局は教育刑を基本としながら、教育不能な者に慘虐な彈壓をしようとするが、日本の當局は行刑の上から改善不能の觀念を取りはらつて居るのである。

今日世界の行刑の基本思潮は先づ囚人を人として取扱ふこととなつて居るが、之は囚人の改善性の程度如何にかはらず行刑が囚人の教化即ち惡性の治療を基本とすべき今日の行刑の本體を明かにしたものである。

* 滝川教授「教育刑と確信犯人」〔法學論叢第二五卷第二九頁〕

** 伸田市藏「教育刑の本質と法學者の立場」(法律時報第四卷第五號第四頁)

*** 昭和四年四月一日以來不良兇惡者の集禁を廢止して居る。
**** 一九二四年の労働改善法、一九二七年のドイツ行刑法案、一九三〇年のルイスヴィルの原則等にそれがあらはれて居る。

さて、行刑の本體がかやうに治療そのものであるとなると治療の可能性を從來の如く形而上の觀察のみで定めることは極めて危險なことである。漸く進化の域に達したところの形而下學の利用は文化行刑のとらねばならぬ唯一最高の手段となつたのである。

行刑にかかる形而下學を利用するの傾向は特に最近十年に於て著しいものがあるのであるが、わたくしは今茲にその詳細を述べる機會を持たぬから、之を省略するとして、只最近十年の形而下學的行刑が果してどんな結論をもたらしたかに付て之を觀察せねばならぬのである。

形而下學を利用する行刑に於ては明に囚人分類を二つのカテゴリにまで定めることになつた。即ち改善可能者と改善不能者(教育不能者又は教育困難者)とがそれである。科學者はその二つの區別は形而下學的には決して困難なものではないとするのである。しかし、ハンツ・クラーレのいふが如くに形而下學的に決せられた改善不能者と雖その改善不能者となるに至りたる過程に於て、從來の行刑處遇に非常なる欠陥のあることをいなみ得ないのであつて、之を治療教化の対象から除却することは許されないのである。

只科學行刑によつて世界的に變革を受けつつあることは從來の分類制度であるといひ得るのである。即ち從來の囚人分類法は主として囚人の刑期、年齢及び犯數に主きが置かれて居た

が今日のそれは教育可能の程度が問題とされて來たのである。

惟ふに、從來の行刑教化は極めて無批判的なものであつた。吾人は今日に於ても改善不能といふ概念を否定しようとは考へて居るが、しかし、その否定は之を抽象的な否定に墮せしむべきでないことを意識せねばならなくなつたのである。恰も不治だとされるところの疾病に對して醫師の治療法發見の努力が繰返されるやうに、改善不能者に對しては刑務官吏は改善法の發見に努力を續けねばならぬことになつたので彼等が教育の対象であることににはかはりがないのである。

之を要するに、最近の世界行刑思潮は囚人の次の犯罪への根底を科學的に發見撲滅しようとして居るが、同時にかかる研究はその犯罪原因として心理學的、社會學的な多くの場合及び生理學的な諸原因を明かにして社會に於ける未然の犯罪防衛を叫ぶに至つて居るのである。例へば一九二三年のアメリカ精神衛生委員會の發表によれば、三十四郡監獄の囚人中正常者は僅々二二九パーセントで白痴七・二%、精神耗弱五・四%、精神喪失七・六%、精神病的個性所有者四二・二%等であつて而も全囚の六六パーセントが累犯に陥るとされたが、之は行刑の治療は結局に於て之を延長して社會の犯罪豫防と結びつかねばならぬことを示教するものではあるまいか。換言すれば今日の行刑は單に囚人に對する教化治療をのみ事とすべきではなくてその根底たる犯罪人の欠陥を指摘して再犯の豫防にそなへしめ、又實績により得たる犯罪原因となる諸點を公にして世の各人をして犯罪防壓に關心せしむべきことが要望されるに至つたのである。

私は思ふ。所謂累犯不遞減の現象はかやうに行刑の目標を治療より豫防へ、監獄處遇より社

會的關心に進めない限りいつまでも續くであらうこと。

— In social medicine, just as in medicine itself, it is better to prevent than to cure, so crime prevention is the most efficacious weapon of social defense, A. Delierneux —

*

拙稿「教育法セレーヴの新累進制」(法學志林第31卷第8・9號)

**

Hans Klare, Das kriminalbiologische Gutachten im Strafprozess, 1930, S. 11. ff.

Hans Klare, a. a. O. S. 7.

***** Health and Medical Conditions in American Prisons and Reformatories, 1929. (By Frank L. Rector) p. 193.

III 改善困難者に對する行刑の二大潮流

わが國の學界に對して最近特にセンセイションを起し又起すべき論文として注目に值したものは木村教授の「常習犯人に對する刑事政策的考察」^(*)である。教授が各國の常習犯人對策に付いて極めて詳細なる検討をして居られる以上、わたくしは更に之を繰返す必要はないと思ふが、しかしあたくしの本論の一要件として敢て同一問題を觀察しようとするのである。

わたくしはいろいろな論述及び現況を綜合して見ると改善困難者に對する世界の思潮は二つに分かれて居ると思ふ。即ち、その一は改善不能な例へば確信犯人や職業犯人の存在を是認して行刑をこの一團に對して形式化することを妥當とする一派の思潮であつて、その二は職業犯罪の如き概念を定めることに對して否定的態度をとり之等の犯罪人に對しても猶普通犯人

に對すると同じやうに大きな彈力性のある行刑處遇を爲すべしといふ一派の思潮である。^(**)

從來の傳統的刑罰觀念は概して前者の立場に立ち、所謂慣習犯や職業犯をその犯すところの犯罪の度數によつて定め而して之等の犯人を一團として形式的な烙印的刑罰を科することにあまんじて居た。現にイギリスに於ける豫防拘禁、ニューヨーク州のボームス法わが國に於ける盜犯防止法等は總てその思潮の具象化したものであつて木村教授の紹介された用語に所謂「古き法律思想の存續」の外に犯罪問題の解決としては充分なものではないのである。

しかしながらやうな「古き法律思想の存續」が新しき教育思想の刑事制度に於ても猶再生するの虞れのあることを如實に示したのはソヴィエトに於けるクリレンコの刑法草案であつた。即ちクリレンコはその草案に於て所謂慣習犯人と確信犯人との概念の存在を是認して之等に對するソヴィエト刑事制度への反逆を爲すものである。クリレンコのこの思想は教育刑思想を根底とする彈壓を以て最後の手段であるとして居る。クリレンコのこの思想は教育刑思想を根底とする社会的原因を多分に認めねばならぬのであつて、その原因を除去することによつて國家社会の個人に對する責任を完ふすべきである。その責任を完ふする手段が即ち教育なのであるが、クリレンコは慣習犯に對して傳統的思潮たる彈壓を選んで居るのである。約言すれば、改善困難者のカテゴリーを作り之に威嚇的行刑を對應せしめんとする思想は現世界を通貫する一の偉大なる力であるといひ得るのである。

* 木村教授「常習犯人に對する刑事政策的考察」(刑政第45卷第6号)

號) には常習犯人の研究論文として唯一且貴重なるわが文献である。

* * Wolfgang Mittermaier, I. K. V. in Essen und Deutscher Juristentag in Lübeck (Z. f. d. g. S. Bd. 51. Hft. 5. S. 663 ff.)

* * * 木村教授前掲第四號第八頁^oにはホームス法に對する批判の言葉である。

* * * * Wilhelm Gallas, Kriminalpolitik und Strafrechtssystematik, 1931, S. 79 ff.

この思潮に對して最近特に著しき反對の潮流を捲き起して居るのは實證派に屬する人々の職業犯概念に對する反對の聲である。抑も職業犯人といふ言葉はクローネやハインドル等の言を以てすれば妄想の發見に過ぎぬとされるのである。エキセナーの報告するところによれば職業犯の^(*)概念は刑事社會學及び刑事政策學的認識の下に於ては要望されるべきではないとされるのである。

しかし、今日までに慣習犯といひ職業犯といひ、所謂改善困難なる狀態に立ち到りたる犯罪をその狀態にまで持ち來らしめたる原因に付いて静かに考へよ。爲すべくして爲ざりし社會施設の不備釋放後に於ける釋放者に對する社會の態度、妥當ならざる刑の量定、行刑施設の欠陥等々、それらを除いて改善困難者たらしめたどんな重大な原因があり得ようか。

エキセナーは職業犯の概念は刑法典に於て是認すべからずといつたが、之は正にかくあらしめたる原因に對して重大なる責任を負擔する國家が法律の形式化によつてことを簡単に片付ける政策よりも、他の諸條件を改善し彈力性ある行刑處遇によつて職業犯乃至慣習犯の改善を妥當視せるに外ならないのである。

エキセナー等の思潮はエッセンの刑事協會大會に於ては多數の會員によつて認められた。

即ち第一にその概念を刑法典に規定せざること、第二に裁判所は社會防衛の爲めに有期刑を以てしては不充分なりや否やを審理し不定期刑と詰び付けること、第三に不定期刑に對しても亦教育的諸施設を爲すべきこととされたのである。

* Mittermaier, a. a. O. S. 664.

* * Mittermaier, a. a. O. S. 667.

* * * Mittermaier d. I K V., Neue Folge 5. Band, 1931, S. 35

* * * * Mittermaier, a. a. O. S. 668.

かやうに、現今の世界は改善困難者に對して實行と理想とに全く相反したる二大潮流があるのである。しかし實行の世界に於ては累犯は決して遞減しては居らないことが如實に示されつつあるのである。世人は傳統に支配され之に甘んじつゝ猶次の理想の世界に躊躇しつつあるのである。

概念を定めることは事務的には極めて便利なことではある。しかし、心理の複雜と社會現象の交錯とより多大の變化を受けつつある人生を左右せんとする行刑を概念で律することは不可能である。

要是、實體に則して彼等を現實の社會に無害なる一員とすることに行刑の本體を見出さねばならぬのである。その意味に於て行刑學上所謂改善不能といふ概念を否定することは當然なことではあるまい。

常習犯人に對する刑事政策的考察（下の二・完）

木村 龜一

- 一 常習犯人の概念
- 二 フランスの対策（ルレガーシヨン）
- 三 アメリカ合衆國の法律（ボームス法）
- 四 イギリスの實驗（キャンプ・ヒルの豫防拘禁制）
- 五 ベルデックの社會防衛法
- 六 ドイツ刑法草案及び其他（以上前號）
- 七 常習犯人と日本刑法草案（本號）

七

常習犯人に對する日本刑法草案の基礎的思想として、臨時法制審議會の刑法改正の綱領は、その第十七に『常習犯に付ては特に刑を加重すべき規定を設くること』となし、その第十九に『不定期刑の言渡を爲すことを得べき規定を設くること』となした。この二箇の原則を結合したものとして、刑法改正豫備草案では、その第六十六條において、『同一又は類似の罪種に付再犯の前科を有する常習犯人に對し有期徒刑を科すべき場合において三犯以上の加重を爲し且つ法

律上の減輕を爲すも仍ほ長期五年以上なるときは判決主文に其の長期を指示し不定期刑に處する旨の言渡を爲す（第一項）。同一又は類似の罪種に付三犯以上の前科を有する者に對し有期徒刑を科すべき場合亦前項に同じ（第二項）（第三項略）と規定し、不定期刑の執行を受くる者は其の長期の四分の一を経過した時は刑務委員會の議を経て假釋放せられることを得（第八七條）、且つ不定期刑に處せられた者に對して假釋放を許す場合は、必要の期間、保護監督が命ぜられることとなつて居つた（第八九條第二・三項）。尙ほ、この不定期刑の規定を補ふものとして、第一百十條に依り、懲治以上の刑の執行の終了に因り釋放せらるべき者、釋放後に於て更に放火、殺人又は強盜を爲すの處あること顯著なるときは、豫防拘禁といふ保安處分に付することを得るとせられて居つた（第一一〇條、第九八條、第一一一條乃至第一一三條参照）。

この豫備草案の規定において注目すべき點は、不定期刑の要件に關しては特に——不必要に——嚴格であるのに對して、豫防拘禁の要件に關しては特に——不充分に——簡略であるといふことである。即ち不定期刑の要件とせられるのは、第一には同一又は類似の罪種の累犯者即ち特別累犯者であることであり、第二には有期徒刑の再犯以上の前科を有する者が新に有期徒刑の宣告を受ける場合三犯以上の加重を爲し且つ法律上の減輕を爲すも仍ほ長期五年以上であることであり、第三は常習犯人であることである。この要件のうち、特に問題となるのは、特別累犯と常習犯人の關係である。元來特別累犯といふことは常習犯人の特質たる反社會性の大なることの認識方法の一として主張せられて來たものであつて（一）、若し豫備草案の趣旨も然

るものであると爲されるならば、既に常習犯たることが要件として掲げられて居る限り、その認識方法の一としての特別累犯たることは之を重複的に掲げることは必要と謂はれねばならぬのである。

(1) Vgl. Kitzinger, Die Internationale Kriminalistische Vereinigung, 1905, S. 73; Ruggles-Brise, Prison reform at home and abroad, 1925, p. 67 et seq.; 拙稿『國際刑務會議』(行刑論集第六八二頁以下)。

然るに最近の研究の結果に因て特別累犯が反社會性の大なることの認識手段として不充分であることが明らかにせられつつある。その理由の第一は、元來同一又は類似の犯罪の反覆せられたることは、犯罪的動機が持續せられるといふ意味において反社會性の大なることを證明するものなりと考へられたのであるが、被害法益が類似するといふことも犯罪行爲の類似性といふことも、特別累犯の要件の基礎となつて居る思想即ち一定の犯罪の反覆は同一の動機に基くものであるといふことの正當性を證明するものでない』といふのである。何となれば、一方では、同一の行爲も諸種の異つた動機から行はれ、諸種の異れる目的の爲めに爲される場合もあるし、又、他方では、表面上諸種の異れる構成要件を實現するところの異種の行爲も繼續した同一の目的、動機から爲され得るからである。理由の第二は、累犯の度數の加はるに従つて異種類の累犯が増加するといふことである。例へば、ドイツ帝國犯罪統計では、同種類の犯罪を三箇に分類し、國家其の他に對する犯罪、人身に對する犯罪、財産に對する犯罪と爲して居る。然るに、一九一二年には全累犯者の三八・二%は『同種』の累犯であり、二〇・五%は『同種でないが類似』の

累犯であり、四一・三%は『同種でもなければ類似でもない』累犯であつた。然るに、右の數を累犯の度數と關係せしめて之を見ると、再犯者については各三九・九、一九・五、四〇・六%であり、四乃至六犯者については各三七・八、二〇・八、四一・四%であり、七犯以上の者については各三六・七、二一・一、四二・一%であつた。かく、前科の多い者程同種類の累犯から遠ざかり異種類の累犯に陥るといふことは、反つて、異種類の累犯即ち一般累犯の中に原則として大なる危險性が示されることを證明するものである(1)。若し、特別累犯の性質がかくの如くそれ自體何ら犯人の反社會性の大さと關係なきものであるとするとならば、豫備草案が不定期刑の要件として常習犯たることの外に、一定の度數の累犯者たることと並べて、更に特別累犯の要件を加へたことは必要にその要件を複雑煩瑣ならしめたものであると謂はれねばならぬのである。

(1) Effertz, Die strafrechtliche Behandlung des Rückfalls, 1927, S. 149 ff.; vgl. Tesar, Die symptomatische Bedeutung des verbrecherischen Verhaltens, 1907, S. 246 ff.

之に對して、豫備草案の豫防拘禁は、單に、『懲治以上の刑の執行の終了に因り釋放せらるべき者』が、釋放後、放火、殺人、強盗の危険大なる時に、之に付せられ得るものとせられ、従つて放火、殺人、強盗と關係なき犯罪に因り懲治以上の刑の執行を受けた者につきても之が適用せられ得ることとなつて居る。これは餘りに大膽に個人の自由を裁判官の自由裁量の下に放置したものである。然るに、この保安處分に關しては、刑法並に監獄法改正調査委員會總會決議及留保條項(以下刑法草案と略稱)の第一百三十九條もそれが唯だ名稱を變更した——豫防拘禁を豫防處分と謂

ひ懲治を懲役に戻した——だけで豫備草案の規定をその儘踏襲して居るのであつて、これは、私の考へでは、依然として個人の自由を不當に脅すものとして、甚だ缺陷の多い規定として止まつて居ると爲したい。この點に關してこそ犯罪の種類の間の同一性若は類似性に因つて危險性認定の制限が客觀的に規定せらるべきものではなからうか。

刑法草案の常習犯人に對する不定期刑の規定は、豫備草案のそれに對して、相當新たなる見地を示して居る。不定期刑を特別累犯に限らないこと、懲役の外に禁錮に該る罪の累犯者へも不定期刑が擴充せられたこと、不定期刑を言渡すべき場合に於ては法律上の減輕、競合犯加重及び酌量減輕を爲す必要なきことを明らかにしたこと(第九二條)、長期を法律上一定して二十年と爲したこと(第九三條)、及び假釋放は短期の三分の一を經過した時に許し得ることと爲して居るのがそれである。それで、草案第九十一條では、「累犯者にして一年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられ其の執行を終り又は執行の免除を得たる後長期十年の懲役又は禁錮以上の刑に該る罪を犯し更に累犯として有期の懲役又は禁錮に處すへき者常習として其の罪を犯したるものなるときは不定期刑の言渡を爲す」とせられて居る。

今、刑法草案の不定期刑の要件を分析して見ると、第一には少くとも三犯の累犯者であつて、一度一年の懲役又は禁錮以上の刑の執行を受け、之に續いて累犯として長期十年の懲役又は禁錮以上の刑に該る罪を犯したことであり、第二には常習犯人であることである。草案の常習犯人に關する規定の價值を批判する爲めには、先づ、右の要件の價值を批判することが爲されねばならぬ。

そこで問題となるのは、第一に累犯と常習犯人の關係であり、第二には累犯及び常習犯人と政治犯人乃至確信犯人の關係である。

累犯と常習犯人の關係については、既にドイツ刑法草案の批判に際して一言觸れた如く、甚だ困難な問題が存在して居る。一方では、アメリカ合衆國の法律(三)、フランスのルレガーシヨンの法律、ペルデックの社會防衛法第二十四條は一定の累犯者であることを以つて直ちに常習犯人と見るに傾いて居るのに對して、他方、イギリスの豫防拘禁の法律、ドイツ刑法草案では、累犯者たることの外に、「繼續して不誠實な若は犯罪的な生活を爲した」と又は「社會的保安の爲めに危險なる常習犯人たること」を規定して累犯を以て常習犯人認識の客觀的要件たるに過ぎぬものとして居るのである。この二箇の思想のうちいづれを正當なりと爲すかは、累犯たるこゝが常習犯の特質たる危險性を意味するものなりや否を定めるに依て決定せられるのであるが、それは、最近の研究の結果では、一般に否定せられつつあるところである。例へば、ラートブルッフは、犯罪の反覆は犯罪的常習性を認識せしめ得るものであるとは爲すが、然し常に然らずとして次の如く謂つて居る。曰く、「單に行爲者の永續的な犯罪的性格だけではなくして、又人を犯罪に驅り立てるところの克服し難き原因例へば窮乏状態若は挑發の繼續・反覆せられることが累犯の原因と爲り得たのである。そして、正にかかる場合即ち普通は誠實なる人間が、反覆的困窮の結果、竊盜を繰返すといふが如き場合が屢々一般人の注意を惹くことに因て、かかる場合に累犯加重を爲すことが残酷なる峻嚴を意味するものとせられるに至つたのである」(四)

と。かくて、『累犯といふことは必ずしも常に常習性ありとするとの基礎となるものではない』(五)『累犯は常習性の徵表としてのみ考慮せられるを要し且つ得る』(六)と爲されるに至つたのである。故にかかる意味において刑法草案が累犯の枠の中に、累犯を徵表として、常習犯人を認識すべしことと爲して居るのは適當なる處置なりとせられねばならぬ。

- (三) Mittermaier, Die Behandlung unverbesserlicher Verbrecher, V.D.A. III, 1908, S. 211; Mittermaier, ibid. S. 327; Effertz, ibid. S. 144.

(五) Radbruch, ibid. S. 213. マイヤーは『總ての累犯者は必ずしも常習犯人ではない、偶發的に、繰返し、竊盜を爲す者も在り得る。又、總ての常習犯人は必ずしも累犯的であるものではない、嘗て一回も處罰せられることなくして、しかも永年詐欺に因り生活を營んで來た者も在り得る』(ME. Mayer, Strafrecht, 2. Aufl. 1923, S. 484-5)と爲して居る。この思想から二箇の問題が成立する。第一は、累犯を單純に累犯なるが故に之に加重刑を以て臨み得るとする刑法草案の規定(第七五條乃至第七七條)が不妥當ではなからうかといふことであり、第二は累犯の形式を探らずして行はれる常習犯に對する問題である。これでは特にこれに觸れない。

- (六) ME. Mayer, ibid. S. 484; Tesar, ibid. S. 254 ff.; Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 3. Aufl., 1923, S. 235.

次に問題となるのは累犯及び常習犯人と政治犯人乃至確信犯人との關係である。既に屢指摘して來た如く、フランスのルレガーシヨンの法律(第三條)、ベルデックの社會防衛法、ドイツ刑法草案は明文を以て政治犯を、概括的に、累犯・常習犯の規定から除外して居る。政

治犯人乃至確信犯人が外形上累犯若は常習犯の要件を充し得ることは一般に認められて居るところである。一九一三年のコペンハーゲンにおける國際刑事學協會の會議では、報告者のナボコフは次の如く述べて居る。『政治犯人が法律上、危險性ある者について規定せられる總ての要件を外形上表示することは容易に在り得ることである。彼等が累犯に陥ること、然り繰返し累犯に陥ることは有り得ることである。彼の行為の根柢には一定の思想が在り、この思想に因つて彼の行為の總ての部分が決定せられて居るのであるから、彼は、彼の表示するところの不撓屈の精神と執拗性との理由に依り「常習犯人と見られ得る」のである。否、彼は、若し彼の思想が現存の國家的及び社會的秩序を非難し且つかかる思想に基いて行動を爲すならば「法的安全の爲めに危險なる者」と宣言せられ得るのである』(七)と。然しながら、ナボコフは、かかる政治犯人に對して、之を常習犯人と同一の犯罪人型に入れることは『一の天命に悖るところの不正義』(eine himmelschreende Ungerechtigkeit)であると爲した。その理由は、政治犯人が、往々にして、歴史の上において榮光を以つてめぐらされ、犯罪人から英雄にまで引き上げられ得ることの在ること、及び特に、彼等の行動には何等下劣なる利己的動機なく、その社會改造の理想實現の爲めには身命を賭することをも辭しない用意があるといふことである。國際刑事學協會の會議も、全員一致を以て、『政治犯人を、保安處分を科すべき犯人の種類から除外することは正義であり且つ必要である』と決議したのである(八)。私は、かかる諸國の立法及び學會の思想を採用して、累犯常習犯の規定から政治犯乃至確信犯を除外するの規定を設けるべきであつて、かかる規定の存在

しない刑法草案を以て何等刑の個別化の原理を徹底したものでないと断定したい。

(K) Mitteilungen der JKV, *ibid.* S. 513.

常習犯人に對する處分の客觀的要件を右の如く定め、且つそれから政治犯人乃至確信犯人を除外する事が認められるとして、次に起る問題は處分そのものについてである。刑法草案は相對的不定期刑を規定して居る。この相對的不定期刑が單純なる排害處分としてのフランスのルレガーシヨンや、又、單純なる應報思想に支配せられたと見らるべきアメリカ合衆國のボームス法其の他之に類する法律の無期刑主義に比較して、充分科學的であり、且つ進歩的であることは謂ふまでもない。のみならず、又、不定期刑主義が、單に應報刑思想と教育思想との接合たるイギリス・ベルデックの法律、ドイツ刑法草案における刑と保安處分との二元主義に對して、一元論的に徹底せることも特に述べるまでもない。諸國の少年法の立法は別として、一九二五年のロンドンにおける國際刑務會議の決議を擧げる迄もなく(九)、國際刑事學協會のドイツ部會でも最近には既に一九二二年(ゲッチンゲン會議)と一九三一年(エッセン會議)との二回に亘つて、又、ドイツ法曹大會ではそのパンペルク會議(一九二一年)において、常習犯人に對して不定期刑を決議した。又、主として改善の容易な犯人に對して不定期刑を認むるに傾いて居るアメリカ合衆國においても、例へば一九二〇年のニューヨーク州の法律、一九〇九年のキャリリフォルニア州の法律は常習犯人に對して不定期刑を規定して居る(一〇)。日本の刑法草案が常習犯人に對して不定

期刑を規定したことはこれを以つて、特に、思想的にも立法的にも冒險的な試みであるとは決して謂ひ得ないであらう。然しながら、元來、不定期刑は犯人の改善と社會の防衛とを目標としてのみ、換言すれば教育刑の手段としてのみ、その存在の價值を持つものであるが故に、不定期刑の立法はそれのみで價値ありとせらるべきものではなくして、それに因て、更に行刑上及び社會上重要な任務が國家に依り負擔せられねばならぬことが自覺せられるを要するのである。

(九) ロンドンの国際刑務會議の不定期刊行物(1931年)第三八〇頁・拙稿『国際刑務會議』(行刑論集第七二七頁以下)参照。
(10) Cf. Elliott, Conflicting penal theories in statutory criminal law, 1931, p. 190, 195.

不定期刑に關しては、尙ほ之を相對的のものとなすべきか又は絕對的のものと爲すべきかに
ついて争はれて居る。最近の立法は、大體、相對的不定期主義に一致して居るのであつて、刑法草
案が之に従つて居ることは妥當な處置と考へねばならぬ。勿論、社會の防衛といふことのみを
一面的に考へる上においては、論理的には、絕對的不定期刑が徹底して居ることは充分認め得る。
然し、現實の行刑の實際と比較して個人の自由を考慮に置く時、私は絕對的不定期刑を認めるに
尙ほ稍々躊躇をしなければならない。嘗て、ロンドンの國際刑務會議の報告において、ブエリ
ーは、イギリスの當局自身に依て、イギリスの豫防拘禁の失敗が、長期を定めて居ることに原因する
ものなりとして承認せられたと爲し、絕對不定期主義の合理的なる所以を暗示せんとしたこと
がないではない(一一)。然しこのフェリーリーの主張は全然根據なきものであるのみならず、既に上

述した如くイギリスの豫防拘禁の失敗の原因は社會經濟的不況に因るものであると見らるべきである。のみならず、他面において、イギリスの豫防拘禁も、犯罪豫防法草案においては、その第八條に依り絶對不定期主義の上に立つて居つたのが議會において承認せられなかつたのを考へる時、尙ほ、社會的にも絶對的不定期主義が理解せられるに熟して居らぬことが示されて居ると謂はねばならぬ。かかる意味において、絶對的不定期刑を基礎づける實際上の經驗も尙ほ、我は殆んど之を持つには至つて居らない。かくて、相對的不定期刑を採用した刑法草案の趣旨は之を充分承認し得る根據があると謂ひ得るであらう。然し、勿論、その相對的不定期刑の形式については、草案の如く長期を法律上一定して長期と短期とを定めて宣告する形式を是とするか、又は、短期のみを定めて宣告し行刑の實際において釋放の時期を決定するが如き形式を是とするかについては、尙ほ、研究の餘地が充分存在することを留保せねばならぬ。それは單に理論的にのみ決定し得る問題ではない。

(11) Ferri, Le congrès pénitentiaire international de Londres, Revue internationale de droit pénal, vol. III, 1926, p. 9-10, Londoner Gefängniskongress, Zeitschrift, 47., Bd. S. 315. このフェリの報告に従つて、牧野博士『刑法における重點の變遷』第三五〇頁、第十二六頁、拙稿『國際刑務會議』(行刑論集第七一八頁)は書かれて居る。フェリーは、イギリスの豫防拘禁の失敗の原因が長期を定めたことにあるとして、内務大臣ジョンソン・ヒックス及びケーヴ卿の講演を援用して居る。然し、兩家の會議における報告では、イギリスの豫防拘禁の不成績の事實は認められて居るが (Bulletin de la Commission Pénitentiaire Internationale, No 1-2e fascicule, 1925, p. 14, 43; vgl. Zeitschrift, 47. Bd. S. 210, 233)。その失敗の原因については觸れられて居ないのみならず、ジョンソン・ヒックスは不定期刑がイギリスにおいて不評判であることを述べて居るし、ケーヴ卿は絶對不定期刑は人間の性質に反するとまでなして居るのである (Bulletin, ibid. p. 14, 42; vgl. Zeitschrift, 47. Bd. S. 210, 232)。

以上において私は常習犯人に對する世界各國の立法と經驗と學說との趨向を參照しながら、日本刑法草案の價值を批判し同時に私の主張を明らかにし得たと思ふ。かくて、若し常習犯人に対する立場に立たれねばならぬこととなる。クナイゼルの謂ふごとく、裁判官はもはや單に犯人刑的立場に立たれねばならぬこととなる。前科の數を計算するだけでは定らず、犯人といふ人間を理解して刑を定めねばならぬこととなるのである。行刑も、亦、受刑者に對してその前科の數に相應した苦痛を加へるべきでなくして、受刑者における人間性の發展を援助することとならねばならぬ。社會も、亦、かかる改善せられた人間を收容し得るやうに根本的に改革せられねばならぬことは謂ふまでもない。

社会教育としての行刑 (二)

中尾文策

教育刑の認識と社會教育
戒護行刑と自主行刑と（以上前號）
刑務官吏の問題
獨居制と雜居制と
受刑者の科學的調査分類
自治制（以上本號）
作業
九八七六五四三二一
行刑と社會との接觸
結語

三

プロイセン司法大臣シュミットは、一九二九年累進處遇法の末尾に附加して言つた、「本處遇に依る教化事業は、如上の規定よりは、行刑官吏の運用により多く依存して居る。」(1)

教育的雰圍氣は人と人との間に生じるものであり(2)、其處では最早形式的な制度とかテクニツクとかの問題は

極めて小さなファクターたるに過ぎないのであつて、げに如何なるよき制度と雖も其の運用に當る者に人を得るに非ざれば、其の價値を保證し得ないのである(3)。自主行刑と言ひ社會教育と言ふも畢竟、行刑の最前線に於て受刑者直接の指導に當る官吏に能吏を得ることを條件とするのであつて、受刑者を實際に教育し現實に社會へ還すものは、抽象的なよき制度よりは、寧ろ具體的なよき行刑官の力である。「オバーマイヤーの制度はオバーマイヤー自身である」との言葉にボンディーが共鳴したのは(4)、此の意味に於てであつた。

此くて一切の改革は行刑官の上にかかる事は明かであるから(5)、何よりも先づ有能なる行刑官を得る事が先決問題である。然るに從來此の點に對する認識は果して深かつたか。

(1) 森山教授「最新累進處遇法」昭和六年第八〇頁参照。

ての其れであると言ひ得やう。

(2) 「教育は人より人への作用である」 L. Frede, *Der Strafvollzug als Gegenstand staatlicher Verwaltung, "Reform des Strafvollzuges"*, ibid. S. 46.

(3) ボンディーは此の點を熱心に説く。「實際、有爲にして適當なる多數の行刑官を得る事に成功せざる限りは、一切の苦心も無効に歸す可く、最良の計畫も一片の反古に止まるは必定であり、實際に於ては一の道化芝居 Farce となる」 Bondy, *Fortschritte und Hemmungen in der Strafvollzugsreform, "Rechtsstaatsidee und Erziehungsstrafe"*, ibid. S. 98.

(4) Bondy, *Fortschritte und Hemmungen*, ibid. S. 97.

(5) E. Haskin, *Réforme des règles sur le traitement des prisonniers en Prusse, "Revue internationale de Droit pénal"* No.3, 1931, p. 261.

「恐らく其れは何等特別の専門的訓練を必要とせざるかに見える、ドイツに於ける唯一の職業であると人は考へて居る事であらう。」(6) これモリツクリーブマンが「人間處遇の方法と教育的能力 pädagogisch-seelsorgerischen Fähigkeiten とに長けた行刑官が稀」なるに係らず「勤務 Bureaudien t を知り規律を守り得る點で確實なる官吏を得て満足する」(7) ドイツの行刑界を慨歎した言葉であつたが、此の歎きこそは、まさに世界を通じた

我國では、行刑官の最大多數を占める看守が、二ヶ月間の専門的教習を受ける事と成つて居るのみで、其他の官吏に對してはかかるものはない。然し其の看守についてすら、教習せられる科目は、して教育者としての素質の幾許を向上せしむるか、例へば彼が背任罪と横領罪との區別を知り(8)、又敬禮點檢等を正確に行ひ得るとして其我が、受刑者を教育し之に社會性を賦與するのに、何れ丈の力と成るであらうか。行刑官、特に看守に對しては、世は徒らに戒護者としての要求をのみ有し、之に教育者としての要求も期待も持たなかつた事は反省を要するものと考へるのである。

行刑官をして有能なる教育家たらしむるには、種々の方法が考へられる。一は言ふ迄もなく其の専門的教育であり、二は之に時間上の餘裕を與ふる事であり、三は其の經濟生活の保證を篤くする事である。

専門的教育の必要を宣言した著しいものは、ドイツの「自由刑の執行に關する原則」（一九二二年）である。其の第九條は言つて居る。「専任刑務官には刑務所の事務に對し理論上且實地に付教習せられたる者に限り任命せらる可し」又「實地教習は刑務所の事務の總ての細目

を根本的に知得せしむべく理論上の教習は特に拘禁者の考査及び取扱に對し價値ある範圍に於て教育學及び精神病學上の問題に及ぶ可し釋放したる受刑者に對する保護の領域に付亦特に重きを置くべし刑務官吏に對しては尙刑事法及び刑事手續法の原理に關し教育を爲さざる可からず」(9)。從來の如く刑法及び其手續法のみが教習の主たるものとせられない點が、注目す可きものであらう。然るに一九二七年の刑法草案には、此の原則第九條に相當する規定が省略せられ、學者は之を惜しんで居る(10)。一般に教育者なる者は一定の資格を必要とされ居り、相當な年月の間、専門的な教育を受ける事と成つて居るにも係らず、普通の教育に比し其の困難の特に著しい(11)犯罪人の教育に當る行刑官が、教育刑の叫ばれる現代に於てすら、極めて輕い條件の下に採用せられて居るのは遺憾である(12)。ポンディーの言ふ道化芝居の展開するのも蓋し止むを得ざる所であらう。近時各國に於て行刑官の専門教育が次第に熱心に行はれて來た事は(13)喜ぶ可きであるが、之とて其の教育を受ける者は全體の刑務官中の極めて少數の者に過ぎないのであり、臨時的のものが多々上其の期間も短く、到底行刑官一般の水準を上げる迄には至らない。

- (11) 先づ主觀的には、犯罪者は既に非社會的 non-social から積極的に反社會的 anti-social に迄惡化して居るのであり（普通教育ではせいかく非社會的な者を扱ふに過ぎぬ）、次に客觀的には、現實の自由刑の執行其物が甚しく社會生活の實際と離れて居り（普通教育は常に充分に社會の空氣を呼吸しつゝ行はれる）又一定刑期——然も極めて短い——の到來と共に之を釋放しなければならぬ（普通教育には落第の制度がある）。
- (12) Bondy, Fortschritte und Hennungen, *ibid.* S. 97.
- (13) 我國には數種の練習所が當時的又は臨時的に開かれ、外國の學者を羨望させて居る様であるが (J. L. Gillin, *Taming the criminal*, 1931, p. 305, 尚フロイデンタールやゲンツが羨んだ事につき、常磐學士「教育刑の回顧と展望」刑政第四四卷第二號第一七頁)、之は過ぎて居る。ドイツで近來此の問題が高調せられて居る事情につき Ottenheimer, *ibid.* S. 87ff. 然しギリンは、一九二七年から二八年にかけての世界視察旅行の結果、各國何れも未だ見る可きものなしとしてゐる。Gillin, *ibid.* p. 305.
- (14) 四
of the English Criminal Justice System
of the English Criminal Justice System
- (15) 世界を通じ十九世紀は、大體獨居制の時代であり(1)各國何れも其の價値を評價する事が高く(2) 雜居制には
- 次に、其の智識と經驗とを常に反省し、整理し、補充して行かしめる爲、教育者としての創造的歡喜を積極的に味はふ要件としての清新の氣をたえず供給する爲、修養と教養とを重ねる事に依り人としての深さを進めしめ得る爲、行刑官——特に私は看守につき其の感が深い——に對し、時間上經濟上其の待遇の向上を計る事は、極めて必要な事であると考へるが、今は之を論じない。
- (6) M. Liepmann, *Einleitung zu Hermann*, *ibid.* S. V.
- (7) M. Liepmann, *ibid.* S. VI.
- (8) 行刑官に對し、法律は一種特別な魅力を持つて居る様に思はれる。少くも私の接した限りでは、行刑官吏が勉強をするとか研究をするとか言へば、其れは法律を意味するもは法律の研究を必要とは思はないが、行刑の第一線に在る直接の教育者にとつては、刑法各論の構成要件を知る事が左程迄問題の重點ではないと考へる。フレーデ言ふ如く教育は規則の適用に非ずして人に對する人の作用であるからである。Frede, *ibid.* S. 46.
- (9) 正木學士の譯文に依る。『獨逸刑法規』刑政研究資料 第二輯。昭和三年。
- (10) Ottenheimer, *ibid.* S. 86.

共鳴者が少なかつた。刑の威力を崇拜する應報的思想を背景とするものは問題の外である。其の改善の目的を宣言するものが雜居制を躊躇した理由の最大なるものは受刑者相互の交渉に依る惡の傳播と言ふ事であつた(3)。

- (1) 獨居論を說いたクラシックとしては K. Krohne, Lehrbuch der Gefängniskunde, 1889, S. 247ff. H. Wichern, *Zur Gefängnisreform*, gesamten Schriften IV Bd. 1905, S. 167ff. 特にクローネの影響は大きい。正木學士「教育方法としての新累進制」前掲、通冊第九四二頁。
- (2) 英國の事情は Ruggles-Brise, *The English prison system* 1921, P. 42 et suiv. 獨逸は A. Lenz, *Die anglo-amerikanische Reformbewegung im Strafrecht*, 1908, S. 58ff. 佛國は Lenz, *ibid.* S. 39ff. 何れも米國の刺戟に依る。米國の事情は、正木學士「行刑の重點」前掲、通冊第九四三頁以下。

- (3) 新獨居制論とも稱す可きものは、尙次の如きを説く。規律維持の容易なる事、吏員を減じ得る事、吏員の無能が影響せざる事、個別化を徹底し得る事、長期の獨居拘禁者（實に二十年！）が精神をも肉體をも害せざる事、長期獨居拘禁せられたる者にして更に其の拘禁延長を望む者多數なる事、痛悔の念を深からしめる事、官吏の居房訪問に依り優に社會性を保持し得る事、作業經營に支障なき事、等。

刑者に社會人としての教育を行ふに不可缺の前提となるが故にである。されば雜居と言ふ語は、唯漫然と雜然と受刑者を混居せしむるホワード當時の拘禁状態を想像せしむる點に於て、實は適當ではなないのである。ボンディーが、雜居制 (Gemeinschaftshaft) と團體教育 (Gemeinschaftserziehung) とは、單に表見上類似の名稱を有するのみであつて兩者の概念が全然異なる事を説き、此の二つを一致せしむる事を以て、行刑の問題であるとして居る⁽⁸⁾。如く、社會教育の前提たる雜居制は、獨居制と區別する意味に於ける素朴な雜居制に、他の條件を加工して整正せるものである。

其の加工の第一は受刑者の分類である。二つの事が考へられる。惡の感化の危険を避ける爲に、變質者生理的缺格者、精神病者その他、團體の教育的雰圍氣を攪亂する虞れる分子は、之を除かなければならぬ。之は消極的加工の二は、或程度に於て、受刑者に社會を構成し得るが如くにする事である。即ち、單に無意味なる複數人

(cf. Belym, *La crise du régime cellulaire*, Revue ed roit pénal et de criminologie, 1931, No. 3, p. 221 et suiv., No. 4, p. 325 et suiv., Vidal et Magnol, *Cours de droit criminel et de science pénitentiare*, 1928, p. 632 et suiv., *Régime cellulaire* (séance du 18 Jan. 1922), "Revue pénitentiare et de droit criminel", 1922, p. 43 et suiv., *Le mouvement anti-cellulaire* (séance du 31 mai 1922, ibid. p. 349 et suiv.)

畢竟受刑者が監獄の爲に存するものとする時にのみ、肯定し得るものである。

惡の傳播はもとより恐れられなければならぬ。監獄は容易に犯罪學校に墮落するの危険があるからである⁽⁴⁾。けれ共、其の事は直ちに獨居制を肯定する理由とはならない筈である。そもそも行刑を以て犯罪者の社會化とする時に、其の社會性に缺くる者を、更に最少限度の社會からすらも隔離する事が、して合目的的であると言ひ得るであらうか。社會無き所にロビンソン・クルーソーを生活せしめ乍ら、彼に其の缺けたる社會性の補充を期待し得るであらうか。社會教育は雜居制を生命とする。社會教育の具體的な内容は、その何れもが、人の相互關係を前提としてゐるのであり、例へば信義を盡すと言ふ特定の道德を獨居房の中で教へて見ても、其れは單に、

水の無い場所でクロールの泳法を説くと同じ類である⁽⁵⁾。獨居制主義は此の點に於て、不必要に消極的であり（正木學士）、徒らに鎮壓的（リープマン）であると言ふ可く、積極的に構成的に社會教育を遂行せんとする者の眼には、種々なる淨化作用の網を経て⁽⁶⁾、然る後に傳播せられる所の惡の力よりも、社會生活のあらゆる條件を奪はれる事に依り、善をも惡をも爲し得ざる、社會的に去勢せられた人を作る獨居制の危険の方が⁽⁷⁾、より多く恐ろしいものとして映じるのである。

(4) 此の點は誰しも説く所であるが、特に痛烈なのはルードである。J.-A. Roux, *Répression et Prévention*, 1922, p. 117 et suiv.

(5) 東學士、前掲。第十號第二九第三〇頁参照。勿論之は獨り少年行刑のみの問題ではない。

(6) 此の淨化作用は後述するが、其れは人爲を離れたザインに非ずしてゾルレンなる事は言ふ迄もない。

(7) 犯罪人と雖も之を人にしやうとし（牧野博士）、又刑罰に依つて犯罪人を保護しやうとする（木村教授）教育刑論は、犯罪人を社會的に去勢する消極的な排害處分を承認する事を得ないのである。

思ふに雜居制は、其れが單に、受刑者を雜居せしむるが故に教育的價値ありとするものではなく、其れが、受刑の集合から、更に意識的なる相互的結合——其れが眞の雜居である——に迄導く爲に、其の全部又は一部に、或程度の意志能力と行爲能力とを認めなければならぬ。自治制が之である。雜居制は自治制の條件となるものであるが、自治制は又雜居制を止揚するのである。

今や世界は、雜居制肯定の方向に普遍化しつゝあると言へやう。最初に獨居監獄を作つたものは米國であつたが⁽⁹⁾、先づ之を捨てたものも米國であつた⁽¹⁰⁾。ドイツは今、獨居房の壁を破壊しつゝある⁽¹¹⁾。プロイセン累進處遇令は、單に個性調査を行ふ手段としてのみ獨居拘禁制を認め⁽¹²⁾、獨居制論者の説くが如く「彼の心が變化して雜居拘禁に附するを適當とするに至る迄獨居拘禁を繼續する」⁽¹³⁾事を認めないのである⁽¹⁴⁾。ロシヤは人道上の理由から原則として獨居制を廢した⁽¹⁵⁾。

(8) Bondy, *Pädagogische Probleme*, ibid. S. 39.

(9) 一七九三年、Walnut Street に建てられたものが世界の最初である。L. N. Robinson, *Penology in the United States*, 1923, p. 70.

(10) 一八七六年以後、エルマイラでは極めて大膽な雜居制が採られたし、之に先立つてオーベン制度がある。

(11) 正木學士「新累進制」前掲、通冊第九四四頁。

- (12) 森山教授前掲第一六頁。正木學士「時事問題」前掲第一一〇頁以下。同「監獄法概論」昭和五年第五七、五八頁。
- (13) Ruszeck, *Rapport au Congrès de Prague*, cité, Bel-ym, *ibid*, No4, p. 358.
- (14) 獨居生活に隠遁した者につき、共同生活に適するに至れりや否やの判定が、果して可能であらうか。

尙、我監獄法の原則は雜居制であると解しなければならぬ。監獄法施行規則第二一條は、行刑出發點に於ける個性調査と解すべく、同第四七、一一〇、一五八條の獨居拘禁の如きは、明白に雜居拘禁を前提として居り、第八二ノ一六七條は、特殊の場合に於て、一時的に雜居から離すものに過ぎぬ。要するに監獄法第一五條は「スル事ヲ得」るものであつて「ス可シ」ではなく、雜居制の原則が歴然として居るのである。唯、例へば特殊の確信犯人の如き、又は右にあげた諸種の缺格者の如きに對し、如何なる方法を以て雜居制を適用す可きやは今後の宿題である。

- (15) Pasche-Oserski, *ibid*, S. 67.

五

受刑者の教育につき直ちに問題となるのは、其の主觀的な刑罰能力（教育能力）であり、其の能力の具體的な内容として、受刑者の生理的、心理的、精神的、社會的

な状態を調査しなければならない事と成るのである。從來の行刑は之等を極めて輕視する點に於て著しく抽象的であり、「自由にして完全」なる理性の存在を自明の理とし、其の理性の反省を刺戟することに依り改善の目的を達するものとした(1)。然し其の理性を殆ど必至的に壓迫して犯罪行爲に至らしめる、生理的、心理的原因の存在が次第に認識せられると共に、勿論理性に對しては教育を行ふも、之と並行して又は之が前提として、其の理性の「自由と完全と」を壓迫する右の如き欠陥に對し治療を實行しなければならない事と成り、行刑には著しく實證的な、科學的な視野が展開せられる事と成つたのである(2)。

事實受刑者の中には、生理的心理的異常者が頗る多數に存してゐる様である。此の點に付ては、未だ統一的普遍的な調査を知り得ないが、次に最近の調査の結果を二三擧げて見やう。

イリノイ州女子感化院に於て一九一五年、四三二人につき調査を行つた結果は、通常者は僅かに六五人に過ぎず(3)、一九二二年エルマイラ改善所に入所した九三〇人中、四三パーセントが通常者たるに過ぎない(4)。又グラーツの刑務所に於ける慣習犯人は、少くも其の八三パーセントである(5)。

(6) J. Schneider, *Intelligenzprüfungen an Strafgefangenen, "Monatschrift für Kriminopsychologie und Strafrechtsform"*, 1931, S. 480.

(7) Gillin, *Criminology and penology*, *ibid*, p. 605.

(8) 三宅博士「精神病學と刑務所」行刑論集。前掲第四九五。

受刑者の科學的調査に就ては、之が専門的研究所を設置する可き事が、既に一八八三年以後、國際刑事人類學會議に於て唱へられて來たのであるが(9)、之に先鞭をつけたのは、一九一〇年、プラツセルに、ヴエルヴェツクを所長として立てられた刑事人類學研究所であり、次で、刑務所附屬の精神病研究所が置かれた。以後、ニューヨークの醫療所 (Medical School and Hospital) 及びシンシン監獄のクリヤリング・ハウス(10)、其他ドイツ諸邦ロシヤ各地、ローマ等に續々設置せられ、研究の發表も多い(11)。一九二九年プロイセン累進處遇令も、之を重視して、第一階級の刑務所に於て、個性調査の爲に出來得る限り、刑事生物學的な調査を行ふ可き事を命じて居る(12)。我國は昭和二年以來市谷（後に豊多摩）刑務所に於て、少年の確定受刑者に就き、精神病學的、心理學的

調査に着手して居り⁽¹³⁾、昭和六年の假釋放審査規定では之を全國にあまねく期待して居るのを知り得る⁽¹⁴⁾。

科學的調査は行刑の出發點に於て必要な事勿論であるが、其の後の治療に於ても絶えず其の経過に注意しなければならぬ。此くして生理的心理的な欠陥に對する治療の効果が、特定の受刑者に付き、如何に進行しつゝありやを見る事に依つて、其の欠陥が最早理性の支配力に影響せざる時期につき、大體の豫斷 (Diagnose) を下す事を得るに至るであらう。或學者は、受刑者を釋放するに當つては、必ず此の科學的豫斷を其の重要な参考とす可しと説くのであるが⁽¹⁵⁾、之は大いに理由ある事と言はなければならぬ。我假釋放審査規定は、此の點に對する用意を示して居るけれども、實際に於ては未だ明白には運用されて居らぬ様である。ベルギーでは假釋放の要件として活用されて居る⁽¹⁶⁾。

- (9) T. Sellin, Prison tendencies in Europe, "Journal of Criminal Law and Criminology," 1931, p. 486.
尙一八八六年以後、ロンブローゾの影響を受けたプロック ウエーは、エルマイラで早くも之を行つてゐる、Vgl. Winter, *ibid.* S. 93ff.
- (10) 正木學士「行刑の重點」前掲。通冊第一四六三頁。

(11) cf. Sellin, *ibid.* p. 486 et suiv, 尚ロシヤの事は Chirvi ndt, *ibid.* p. 49 et suiv.

之につき正木學士「新累進制」前掲通冊第九六六頁以下。

正木學士「行刑の重點」前掲。通冊第一四六四頁註11。

第二條第1・11・11・四號第1111條

(15)(14)(13)(12) Gillin, Criminology and Penology, *ibid.* p. 692.

(16) Sellin, *ibid.* p. 487.

此くして得られたる個々の受刑者に於ける實證的な事件は、爾後の處遇方法に關する重要な資料であつて、先づ之は受刑者分類の基礎となるのである。

刑罰（教育）は個別化しなければならぬ。甲は甲に適する教育方法を、乙は乙を目的とした教育的處置を受くる事が、教育の能率を發揮する所以である。然るに受刑者は種々雜多の分子の集合であり、其の多岐多様なる事到底普通教育の比ではなく、爲に行刑に於ける教育は常に其の集團の最低部の者を標準とせざるを得ざるに至るのである。受刑者の分類は此の理由からも肯定せられる。けれども實際に於て、妥當なる分類は極めて困難である。其には、分類の基礎が一元的に求め得るものではないからである。然し先づ、右の科學的調査の結果「一は

學との統一的研究が實證的に解決す可き明日の大問題であり、到底、今私が論じ得ざるものである。

尙又、異常者にして前述の如く多數に上るものとせんか、其の異常者を集禁する監獄に於ては、之を如何に分類し如何に處遇す可きやも組織的な研究を要する所であるが、之も後日の研究を期する。

(16) 正木學士「諸問題」前掲。第七一、七二頁。

(17)(18) 之れ、ストース以後世界の刑法草案を賑はす保安處分の問題であり、ロシヤ以外の諸國に於ける社會的責任論は、辛うじて道義的責任論を引寄せて——彼等が道義的責任の理論を擁護し得たと信じてゐる事はさておき——之を刑法典の中に入れる事に成功したのであるが、一元的に社會的責任論を採るロシヤには、保安處分と刑罰との區別の如き煩瑣なる問題は無く、刑事政策は統一的に行はるゝを得るのである。

可きか。抽象的に言へば、其れは各受刑者の性格を基礎とする教育能力に従つて分類す可しと言ふ事になるので

あるが——従つて此の限りに於ては、受刑者の年齢、罪質、罪數の如きは、分類に於けるプライマリーな條件ではあり得ない⁽²⁰⁾——然らば具體的に、其の性格を如何に評價し如何に分類す可きかの問題は、教育心理學と監獄

(20) Glinin, *ibid.* p. 632. 尚私は、累犯者と初犯者とが、殆ど無條件に分類上の要件とせられて居る通説に疑ひを抱くものである。

六

自由刑は其自身の中に大きな矛盾を持つて居る。社會性の缺けた者に對して社會性を賦與せんが爲に、之を社會から離さなければならぬ事が其れであり、社會から離す時には必然的に、社會生活に於ける雜多の刺戟、誘惑及び之をコントロールする責任が除かれ、人との複雑なる相互關係や社會的暗示は遠ざけられる事と成り、受刑者はウイリアム・ジョージの所謂「自由の世界に於ては成長能力なき温室植物」と化する虞れがある。故に自由刑の適用は先づ出来る丈け避けられる(1)。次に自由刑の執行の避け難き者には、監獄は出來得る限り、右の如き矛盾の排除に努力する事を要する。自治制は其の當然の結論として生れるものであり、特に其れは教育刑主義の基礎となつて居るものである(2)。

自治制の要點は、畢竟、監獄生活の條件を社會の其れに近付かしめやうとするものであり、受刑者をして或程度の社會を構成せしめ、官憲の後見的指導の下に、其の

生活の或部分を受刑者自身の反省と責任とに委ね、之に社會人としての具體的な訓練を與へやうとするものである。人はともすれば、之を以て、累進處遇に於ける上級者に對する優遇方法とか壓迫の輕減（執行の緩和）とかするのであるが、私は寧ろ其の本質を以て、漸次累進し來れるより高き程度と方法とに於ける訓練の方法と見るのである。成る程外面上には、官憲の干渉の減少と自由の増大とは、優遇の如く執行の緩和の如く見えるのであるが、自由の増大は當然に、其の反面に於ける責任の加重を伴ふのであり(3)、受刑者は自らの判断と責任とに於て一定度の標準的生活を送る事を要求せられ、其の責任の負擔にたえる事が、自由の許可の要件であるから、本來の姿に於ける自治は、受刑者を安易にするものに非ずして(4)、寧ろ多くを之に要求するのである(5)。故に其れは何處迄も訓練の方法であり、從つて一九二九年プロイセン累進處遇令が「受刑者が得たる自由を正當に行使するものなりや否やを、行刑の終點に於て検定する」と言ふのも(6)、其の自由の正當なる行使とは、消極的に監獄規範を破らぬと言ふ事ではなく、積極的に自由を支配する事を意味し、又其れを單に検定するに止まらず、同時に訓練を行ふ事を意味するものと解しなければならない。

(1) 故に牧野博士は、「犯罪人は之をできるだけ監獄へいれぬやうに」とされる。其の序言。正木學士「諸問題」前掲第一頁。ロシヤ刑法に於ける不拘禁勞働強制 *Zwangsarbeiten ohne Freiheitssentziehung* は此の點に於て注目すべき立法である。Vgl. Pasche-Oerski, *ibid.* S. 98ff.

(2) C. M. Liepmann, *ibid.* S. 4.

(3) 住江敬義氏「わが國に於ける累進制」行刑論集前掲。第一四二六、四二七、四三七頁參照。

(4) 此の意味に於て、ドイツ行刑法草案第一六三條が「累進的に執行の輕減を確保し」としたる事（森山教授「改正獨逸行刑法規」昭和三年の譯文による）につき解釋を補足しあ度い。其れは執行の或部分又は程度の單なる逃避に非ずして、受刑者の「成育を助長する」（同條）手段として、其の努力と責任との働き得る餘地を作らんとする積極的な處置であり、従つて或意味に於ては執行の増大である。

(5) L. Frede, *Der Strafvollzug in Stufen, "Reform"* *ibid.* S. 123.

(6) 森山教授「累進處遇法」前掲第六頁。

自治制は累進處遇と結び付け、其の最上級に之を實行す可しとされる。蓋し累進處遇は其の階級の上昇に比例して責任を加重するのであり、自治制は其の責任の範圍が擴大する時であるから、事實としては當然に最上級者

に自治が附着する事となるからである。然し責任の加重は必然的に其の反面に於ける自由の擴張を前提とするのであるから、最上級に於て突如として自治が現はれるものではなく、自治の範圍も責任と共に累進するものと解しなければならない(7)。

許可の對象となる自治の内容は一定するを得ない。時と所と人とに依り、具體的に考慮せらる可き政策上の問題である。歴史的には、囚人裁判所、スポーツ、討論會演劇、散步、團體規則の制定、施行等が考慮せられ、更に進んでは監獄經理をすら其の一部の委任が考へられて居る。

(7) プロイセン累進處遇令は第二級から之を許す。

犯罪の經濟的考察

楠原祖一郎

日本のための經濟開拓 次

- 一
二
三
四
五
六
七
八

生活のための經濟闘爭
經濟事態の變化と犯罪事象（以
經濟的犯罪
犯罪の經濟的狀態
犯罪の職業的分類
常習的犯罪
犯罪行爲に於ける經濟組織の影
窮乏（貧困）と犯罪

一生活のための経済闘争

く、吾々人類の間にも、人種の或る集團としても、或はまた集團中の一員としても、それが強く行はれてゐるのを見る。而して、それが下等動物間におけるそれと異なるところは、人類の有する教養の進歩は、その行程に、特別な、且つは複雑な形式を生存競争の上にあたへてゐることにあつて、兩者の間に、若干の相違が示されてゐ

の上に基礎づけらるべきところのものである。かくの如き經濟的鬭争は、その性質が甚だ複雑であつて、更に間接的條件によつて生じたものではあるにしても、多くの動物社會の間におけるそれよりも決して劣るものではなく、且つそれはまた凡べての階級に充滿してゐるところのものである。しかして、人類生活の各般の重要な現象の上にも、多々その影響が及むのである。犯罪行為に對する特殊なる意義の如きも、その行為のある種類においては、無論、經濟鬭争の發展に伴ふて高めらるゝのであるが、それと共に、よし全體がそれに條件づけられてはゐないにしても、經濟的還境によつて、大いに條件づけられてゐるのである。

ものがある。生理學的事實や社會的事實は、又いづれも經濟的又は政治的なる結果としての意義を持つものである。これらの各異なるれる勢力説を分明ならしむるために、かつ又犯罪の原因に對する相關的影響を正確ならしむるためにも、この困難を克服することが、決して不可能な仕事ではないのである。

濟的秩序において決定せられ、且つ條件づけらるゝものである。いづくにおいても、若し生産手段が、高度に發達し得ないならば、その時代、その社會における富のごときも、一定程度以上には發達しないであらう。また生活状態の如きも從つて粗雑^{ブヨード}となり、個人に對する犯罪の如きも益々助長せらるゝに至るであらう。更に複雑にして且つ國富を増加せしむる生産手段の如きは、それに關聯して財産に關する犯罪を、より積極的ならしむるに至るものである。

吾々は、犯罪現象の考察にあたつて、經濟力が直接且つ確實に影響するといふことについて、大なる興味を感じるを得るのである。しかして此の事案の研究については、これまで屢々個々の方法が用ひられてゐる。第一に

るのである。

吾々人類の偉大なる發明と、巧妙なる機械の運用とはその間に各種の分業行程を發達せしむるに至つた。このために、多くの複雑なる制度上の變化が齎らされた。即ちその結果として、多くの人々は自身の消費のために物をつくるのではなくて、自身の入用とする所のものを、他の人々の生産せるものゝ中から間接に、供給を受けるといふことになつたのである。更に又分業及び交換の相關的組織は、社會的集團又は階級の形成を結果し、如何なる事情または特性と雖も、經濟組織の如上の變化によつて、決定的なる變化を受けなかつたものはないのである。人類の生存競争も、さらにまたその大部分は、或る經濟的鬭争によつて條件づけられたものであつて、たとへば、或る種の必要とする日用品を獲得せんとするがための鬭争の如き、そは生産組織の内部において目的づ

經濟的の變化が、犯罪の事實に對して相關的に影響を及ぼすと云ふのである。第二には犯罪の結果を研究するにあたつて、經濟的動機が最も莫大に支配してゐるといふ事である。更に第三には犯罪の經濟的狀態が、即ち富の分配及び職業の如何によつて條件づけられてゐること。第四に、常習的犯罪 Professional Criminality は、或る種の専門的職業 Professional Occupation によつて條件づけられてゐる等々の如く、これらの問題を考察するにあたつて、吾々は現在の各種の經濟的現象なり、又はその一般的狀態について、綿密なる研究をこころみなければならぬ。即ち富の分配における極端なる變化、一部少數者間における異常に高度なる生計標準の獲得と、その反面に存在する失業、低額なる勞銀、經濟的壓迫による貧困、機械的生活、乞食等の如きデベンデンシー・フォームが、多くの犯罪をリードし、支配するものとして最も著るしき條件を爲すものと見るを得るであらう。

一、經濟事態の變化と犯罪事象

前節において、個人の犯罪も氣候や季節の如何によつて増減のあることを少述しておいたのであるが、財產に對する犯罪のときも氣候や季節の變化が、それを増減

せしむることがある。冬季に發生する財物に關する犯罪の大部分は、夏季に發生する個人的犯罪と全く、この事情によつて支配されてゐるものと認め得る。今財物に對する犯罪において、季節的なる波動狀態が如何なる關係を示してゐるかについて、若干の統計的考察をこころみたいたと思ふ。

今ラカツサン (Lacassagne) が、一八一七年より一八七〇年に至る期間中、フランスに於ける各種犯罪の季節的分類において、クリミナル・カレンダーを次の如く示してゐる。

各月別財產關係犯罪數比較表 (Reduced to an Equal Duration of 31 Days) (註1)

Month	January (1月)	February (2月)	March (3月)	April (4月)	May (5月)	June (6月)	July (7月)	August (8月)	September (9月)	October (10月)	November (11月)
	一六・三五〇	一五・四〇〇	一四・二五〇	一三・四五〇	一三・六二五	一三・四五〇	一三・一二五	一三・四二五	一三・八七五	一四・四〇〇	一六・一〇〇

December (十二月)	一六・八二五
November (十一月)	一六・一〇〇
October (十月)	一四・四〇〇
September (九月)	一三・八七五
August (八月)	一三・四二五
July (七月)	一三・一二五
June (六月)	一三・六二五
May (五月)	一三・四五〇
April (四月)	一三・四五〇
March (三月)	一四・二五〇
February (二月)	一五・四〇〇
January (1月)	一六・三五〇

(註1) A. Lacassagne, Marche De La Criminalité en France De 1825, à 1880, in the Revue Scientifique, May 28, 1887. pp. 674—684.

(註11) Statistik des Deutschen Reichs, Neue Folge, Bd. 83. Kriminalstatistik Für Das Jahr 1894. Berlin, 1898. II. 53.

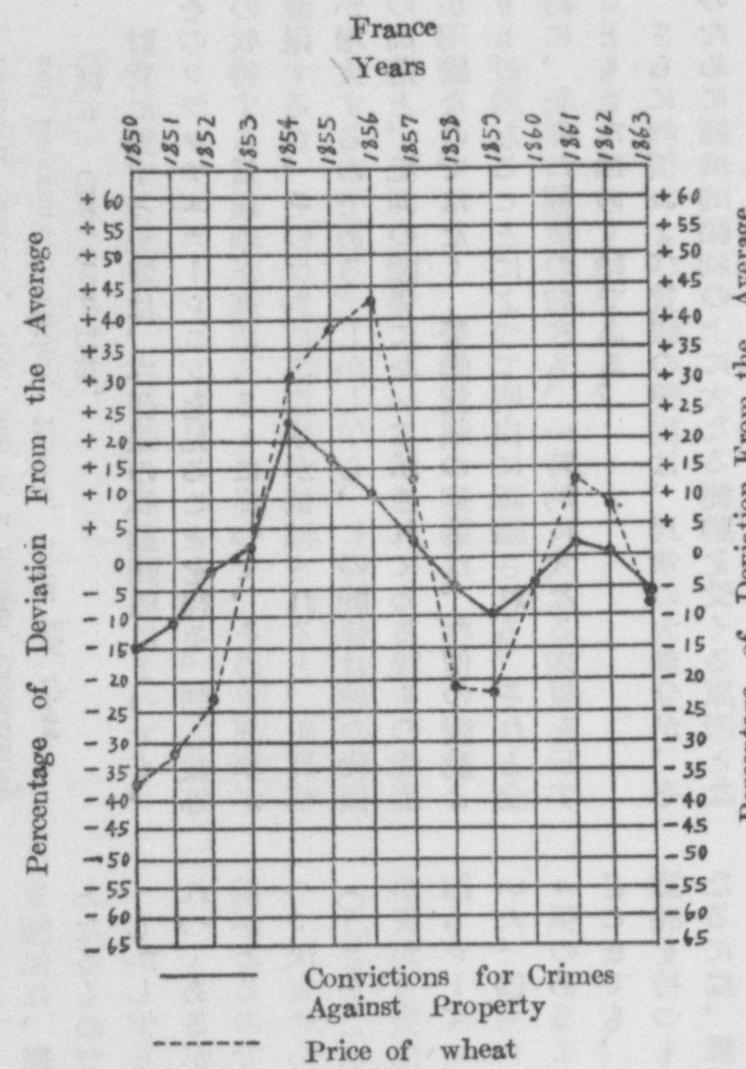
獨逸における財產犯罪の季節的分類表

月次別	小盜	脅迫侵害	横領罪	強盜	故買罪	詐欺
一月	一一三	一〇二	一〇〇	一〇〇	一一三	一〇七
二月	一一五	一〇七	九七	八七	一一一	一一一

右の表によつて、フランスにおける財產に對する犯罪數を見るに、即ち十二月、一月、十一月、二月、十月及三月の順序に従つて高率を示し、その他の月においては比例的に低下してゐる。換言すれば、財貨に對する犯罪は、春夏の季節におけるよりも、秋冬のシーズンにおいて、その犯罪件數が高率となつてゐることを示してゐるのである。而して、今四季における平均犯罪事案を見るに、サンマリー・モンスにおいて一萬三千三百六十七件、春季に於て一萬三千七百七十五件、秋季において一萬四千七百九十二件、最後にウインター・モンスにおいてはそれが一萬六千百九十二件を示してゐる。これによつて見るに犯罪件數はホツテスト・シーズンから、コールテスト・シーズンにかけて、決定的に増加せるを見るであらう。

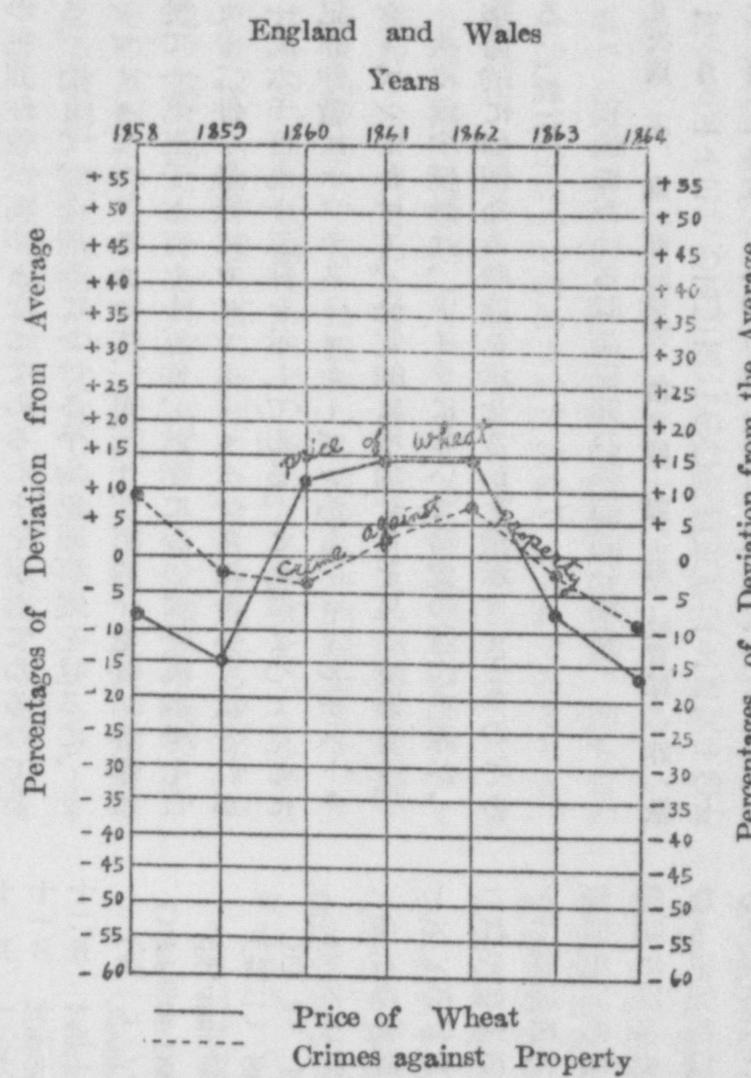
次に示す統計は、ドイツにおいて特定の財產犯罪が、季節的に如何なる状態を示せるかを指示するものである。(註11)

— 43 —



しかし乍ら、かくの如き季節的の経済的變化よりも、更に、極端なのは景氣循環及び産業の發達等の如き生産

主として經濟的條件によつて推算せらるゝものであつてこの傾向が、特に寒冷季において、事實上多くの事態を示してゐるのである。また各種の季節的職業について見るも、冬季は一般にその活動力が稍減退の傾向を見る。即ち農業労働者や、建築從業員の如きもその一例と見るべきであらう。ところがこれに反して、二三の職業にあ



Percentages of Deviation from the Average

りでは、冬季において却つてその活動が増加するものがある。けれども實際にその活動なり勞働の能率が最も増進するのは、冷冬季におけるよりも、溫暖季においてそれを見るのは明白なる所であらう。職業統計の示すところでは、失業者の如きも冷冬季は溫暖季に比してその數が過大である。殊に冬季末にはその數が著しく増加を示してゐるのである。

(註三)

換言すれば、冬季にありては人間の慾望と、その必要性が著しく増大するものである。食糧、衣服及宿舍の如き需要が増大すると共に、娛樂場の如きでさえが、冬季は夏季におけるよりも、より高價に見積られるのである。而してかくの如き重大なる經濟的事實の缺乏乃至貧困が、竟に冬季における犯罪率を高むる大なる原因となるのである。更に又深刻なる經濟的損失が、冬季においては溫暖季におけるよりも、一層高まりつゝあることが、その犯罪誘導の一半の原因となつてゐる。

手段の改良に關する政策の如何が、それに直接の關係を有することこれである。これらの經濟的變化と、犯罪との關係は、物價の變動統計と犯罪數のそれとの比較において、これを知悉するを得るであらう。今附圖第一、第二

において、指示せしところの如く、イギリス・フランス・ウエールズ及びフランスにおける小麦の價格と財貨に對する犯罪、並にロシアにおけるライ・麥の價格と竊盜犯との相關關係は、這般の事情について、稍明白にそれを示してゐる様である。(註四)即ち附圖第一、第二及び第三において示せるごとく、如上の諸國にありては、財貨に對する犯罪の一般的傾向は、穀物類の物價が騰貴するに従つて増加するに反し、その價格の低落が示さるゝに應じてその犯罪件數が減少を示しつゝあるを見る。しかし乍ら、無論此の關係はいつでも正確に示され得る譯のものではない。けれども、そこには屢々注意するに足る引影を示してゐるのである。又經濟條件の變化が、犯罪に對して一般に影響することが承認されてゐる統計の示すところによれば、かくの如き關係は、凡ての國々の至る所において、條件づけられ文

居り乍ら、實際にはあまり重視されてゐない様である。さらに多くの統計の示すところによれば、かくの如き關係は、凡ての國々の至る所において、條件づけられ文

(註11) M. Parmelee, *Poverty and Social Progress*, New York 1916, chap. IX.

(註12) Y. Von Mayr, *Statistik Der Gerichtlichen Polizei im Königreich Bayern und in Einigen Andern Ländern*, munich, 1867. und w. a. Bonger, *Criminality and Economic Condition*, Boston, 1916, pp. 43-44

(註13) Cited from Ibid.

財貨に對する犯罪は、亦勞銀の異動關係によつてゐる。そのフラクチューリーションを見るを得る。即ち彼等の收得する貨銀率が高めらるゝに従つて、その犯罪率が減退するが、その反対に勞銀率が低減されると、犯罪率が増大するのである。しかし乍ら、この關係は彼の物價の高落と、犯罪の關係において示されてゐる程その程度が明瞭なのではなく、勞働貨銀の變動は、物價の變動よりも緩漫なることによつて明白に認識される。それと同時に、犯罪の程度の如きも、一時的に大なる差異を示すこともまた極めて稀である。

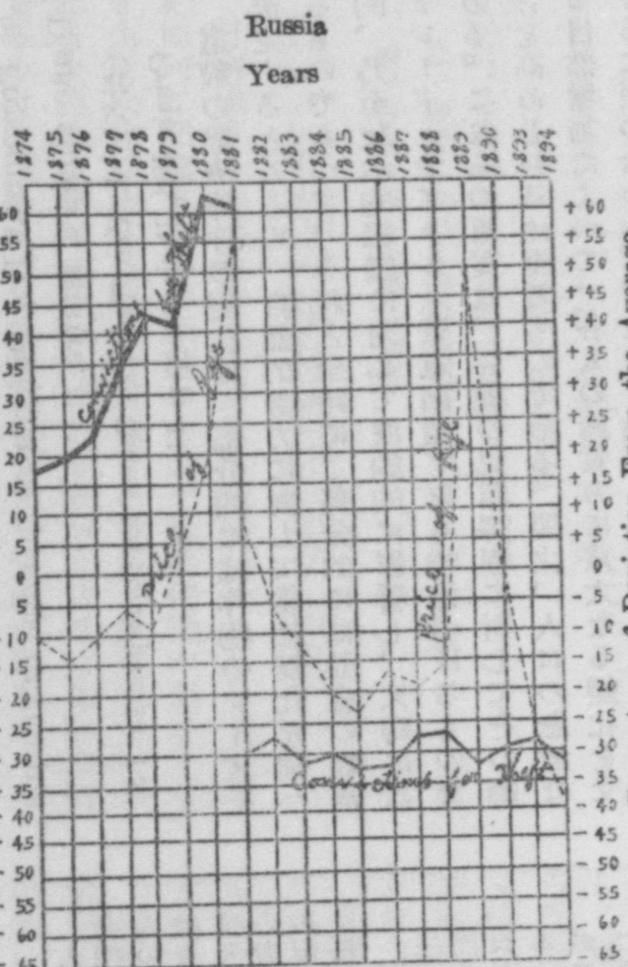
わらに物價および貨銀の變動は、民衆の大部分が、そのために經濟的福利の上に大なる變動を受くる原因となるものである。物價のアップリーションは、殊に主要食糧品 Staple foods のじきものゝ騰貴にありてはそれが直接に貧困階級の生計費を高むる原因となるもの

であつて、かくて貨銀は物價の騰貴に従つて昇騰しかねふことになるのである。今一の事情に基ひて貨銀の下落は、多くは生計費を高むる原因となり、彼等の幸福はそれに應じて、それだけ削減せらるゝに至る。かくの如き關係は、經濟的福利と財產に對する犯罪との原因關係となるものである。

しかし乍ら、或る種のソーシアリストの間に論議せらるつゝあるが如き、意味の犯罪關係の認識には多少の誤解があるのである。即ち犯罪は、全く、經濟的事實によつて決定せらるゝものである。自然的事實や生理的事實 Organic Facts 乃至は各種の Social Facts は、經濟的事實から發生すると。しかし乍ら吾々は既に自然的條件即ちシーデンが、犯罪事實に影響を及ぼすべきことを説いた。即ちシーデンの變化と、犯罪行為に重大なる相關係係のあることを明らかにした。然し乍ら、犯罪事態は20世紀でも、Natural Relation のみに於て、當然の意義を持つものでは勿論なる。それが犯罪事態の説明となるには、經濟的關係がそれに加味されることによつてである。全時にその他の原因は比較的意義になつて諒解されるものであつて、經濟的動因の變化は、上述の如く犯罪事態の増減を齎すものであるが、その全部的動因

を左右するものやせなし。ナトンカ (J. Van Kan) はいの點に之を記述してゐる。(註14)
 “Criminalité Suit Avec Une Regularité Frappante La Courbe des Fluctuations Economiques, Et ce, non Pas Parce Que Le Crime Est La Produit Exclusif Du Facteur Economique, Mais En Raison De Ce que, Precisement, Parmi tons Les Facteur

Economique, Le Facteur Economique est Le Plus Mobile, Le Plus Variabile Le Plus Exposé à Des Oscillations annuelles et Qu'il Exerce Partons L'influence La Plus apparenté Et La Plus Soudaine Sur Le mouvement Des phénomènes qui Se Rattachent à Lui. Les Autres Facteurs qui Agissent Sur Les D'elits, Facteurs D'ordre Organique, D'ordre Cosmique et Tellurique et D'ordre Social, Non Economique Sont, De Nature, Sujets à Des changements Onnuels Restreints Et Lents, Et Partant, Peu Apparents, Leur Courbe Est Presque Lectiligne. Done Le Courbe Correspondanté De La Criminalité que La Première Courbe Tient Sous Sa Dépendance, Ne Manifeste Non Plus que Des variations Insensibles et Demeure Presque Identique à elle même, D'année en année. Ce Sont Les Oscillations Economique, Capricieuses et Brusques, qui Constituent Dans La



Percentage of Deviation From the Average

Courbe De La Criminalité L'élément Perturbateur et Provoquent Les Différences qu'oney Remarque

D'une année à L'autre. „

(註六) J. Van Kan, Les Causes Economiques De La Criminalité, Paris, 1903, p. 11.

這般の經濟條件の變化は、部分的には作物のサイズを決定するところの、自然的勢力に對して當然變化を與へるものであつて、それと同時に、部分的には社會の經濟的、乃至政治的組織に對して波動的に影響し、又時にはトレード・サイクル（景氣循環）をも特色づけるものである。これらの事實は、各種の犯罪課程に對してその割合を高めしむるに至るものである。要之、人口の急激な自然增加によつて、各人の購買力に重大なる變化を受くるに至つたために、經濟的苦痛の強化が一の結晶となつて、こゝに犯罪行為が誘導せしめらるゝに至つたものといひ得るであらう。

血液型と災害についての研究

人間の血液には四つの型がある、A型、B型、AB型、O型の四つでこの血液の型を調べることによつて、その人の氣質が判定されるし、親子關係の認定もされ、犯人捜査の上にも非常に有力な材料ともなつてゐる、また輸血その他のいろいろの方面から血液型は大衆の興味と研究の對象となつてゐるが、大阪住友合資會社の醫師平松眞兵衛氏は最近労働者の災害事故と血液型との關係について頗る面白い結果を報告した。

即ち同氏は住友系のある金屬工場の職工千四百五十三名について過去三ヶ年にわたり調査をとげたところ

調査人員千四百五十三名のうち四百四十一名がO型、六百七名がA型、三百二名がB型、百三名がAB型であつて、そのうち無事故者はO型二十四・三%、A型が二十八・三%、B型二十八・八%、AB型二十五・二%でA型、B型の者に無事故者多く、AB型、O型に事故者の多いことがわかつたのである。

そして危険率の高い直接的生産工程にたづさる者においても危険率の低い從屬的の仕事に従つてゐる者でもまた熟練、未熟練工についても何れも同様にB型、A型AB型、O型と順次に無事故者の數が少くなつてゐる、これらの數字からみて大體O型、AB型の者はA型、B型の者にくらべて事故をおこし易い傾向にあることが明らかにされ、工場災害防止に一つの貴重な指針を提供したわけである。

行刑建築

(三)

蒲原重雄

人間の自然

目次

第一、行刑と行刑建築の特異なる關係

第二、行刑建築に於ける特に重要な問題

一、行刑衛生の諸問題（以上前號）

二、行刑の積極性把握の問題

三、經營に於ける經濟的考慮の問題（以上本號）

四、行刑建築と表現の問題

一、行刑の積極性把握の問題

行刑建築に於ける特に重要な問題の一つとして行刑を如何に把握するかの問題がある。行刑建築の包擁すべき生活内容はとりも直さず行刑であるが、此行刑が如何なる主義或は原理に依つて導かるるかは當然に其容れ物である行刑建築に重大なる影響を與へずには置かぬ。

行刑を導く原理主義に就いて考へる際今日一般社會が

如何に刑務所を見て居るか、行刑に對し如何なる態度に出て居るか、即ち第三者の極めて常識的な刑務所觀を少しく調べて見度い。それは大體次に述べる如きものであらうか、即ち刑務所とは泥棒、強盜、詐欺師、火放け、人殺し等のいづれも社會に重大なる迷惑を掛けた連中が澤山に收容されて居る所である。中には前科の數知れぬと云ふが如き全く箸にも棒にも掛らぬ恐る可き輩も居て一朝隙を見て逃走でもしたとせば如何なる事態を惹き起すか計り知れぬ。刑務所は社會の安寧の爲め何を措いても塀を高くし守りを堅くしてかかる事の万ーにも無き事を期して呉れねばならぬ。

彼等收容者の取扱は峻厳そのものであり規律は最も厳重苟も假借する處なく刑の威力を徹底せしめ、流石に放縦無^いなる彼等も懲りて再び刑務所に來ない位びしひ遣つてやる可きである。收容者等が有形無形に社會に與

へた損害は素より償ひ得べくもないが、刑務所はせめてもの埋合せに彼等が働き得る限りの労働を課し嚴に監督して作業の成績を擧げなければならぬ。亦今日社會では單に生きて行く事の爲めに如何に多くの善良なる人達が文字通り血みどろの惡戦苦闘をして居る事であるか、しかも遂に宿るに其處なく喰ふに一椀の糧なき事が珍らしくないのである。一朝病魔の襲ふ處となれば其處には死がある計りである。かかる時刑務所に於ける收容者が衣に食に住に何の思ひ煩ふ事なく安定を得、風邪一つ引いても醫者の手當を受けると云ふが如き實に不可解なる對照を示すものと云はねばならぬ。刑務所は自ら斯る社會的情勢に鑑みその衣食住の如き最低限度を以て彼等にのぞむ可きである。刑務所の生活が苟も樂であるかの如き感じを與へては四苦八苦しつつ然も犯罪の誘惑に打克ちをる人人に對して申譯ない。

一般の犯罪豫防の上からも此事は深く考ふ可き事である。最後に收容者の改悛と云ふ事であるが之は余り期待出来ないが、ともかく方法は極力講ず可きで優れたる宗教家の講演等頗る結構である。

以上で大體一般の僞らぬ刑務所觀を要約した積りであるが、此觀察は一般民衆の無邪氣なる立場に於て不用意

無雑作に爲されたものであるから勿論多分に自己中心的な處があり一面的に物を見て居る處がある。然し乍ら不用意であり利己的であるだけ斯うした考へが吾々の心裡に一應は必ず浮び出す事實を見逃してはならぬ。此事實は人性の自然の情に發してをるので、犯罪を自己を衛る立場から非常に恐れ重視し從て犯罪者を憎むは人情の自然である。そして此憎む可き犯罪者を懲らしめ罰す可きも亦自然の情と云はなければならぬ。一般社會の刑務所觀は此人情の自然に終始するものであつて、進んで其自然の情を發展せしめ積極的に犯罪を無くする事を考へないものである。社會に於ける犯罪の原因を除去する事と、既に生じた犯罪者自身の更生を計る事に考へ及ばない。かく人性の自然に終始するのみで、それを發展せしめない處に此行刑觀は今日の指導性から縁遠いものとなつてゐる。

今日の行刑を指導する原理は云ふ迄もなく其積極性の把握にある。受刑者は之を抑へる事をせず反て之を生ず事を第一義とするのである。犯罪を恐れ憎む人情の自然を發展せしめて積極的に犯罪者それ自體の更生に依つて犯罪を無くせんとするのである。教育主義であり治療主義であり積極主義である。

陰惨なる不健康を追ひ拂ひ明朗なる健康を溢れしめる諸設備を一掃して充分なる日光の射入、完全なる通風換氣、然り而して衛生的な設備の完備を確保せんとするの注意を集め、斯くては窮民を驅て刑務所入りを志願せしむるに到る可しと心配する者すら生じたのである。さり乍ら悪いのは貧民街今日の恥づ可き情態であつて、明日にも影を消す可き斯る情態は比較の標準には最初から成り得ざるものなのである。然らば居房は社會のいづれの階級を標準とす可きであるかの疑問が生ずるのであるが、刑務所の持つ極めて特異なる生活内容と一般社會の住居の其れとに共通點の認められ可き筈もなく、從て性質を異にする生活を比較する事も亦最初から無意味な事でなければならぬ。

刑務所には行刑の目的が要求する獨自なる一つの標準が確立するのであつて、立派すぎるとか善すぎるとかの程度問題は行刑建築に關する限り起らない筈である。受刑者の精神肉體の更生を第一義とする行刑は、居房に於

ける從來の無氣味なる暗さ、汚濁せる空氣、不衛生なる比較にならぬ程である。之の事は一般社會の刑務所觀に於て述べた如く一見奇異なる對照を見せる爲め特に一般の注意を集め、斯くては窮民を驅て刑務所入りを志願せしむるに到る可しと心配する者すら生じたのである。さり乍ら悪いのは貧民街今日の恥づ可き情態であつて、明日にも影を消す可き斯る情態は比較の標準には最初から成り得ざるものなのである。然らば居房は社會のいづれの階級を標準とす可きであるかの疑問が生ずるのであるが、刑務所の持つ極めて特異なる生活内容と一般社會の住居の其れとに共通點の認められ可き筈もなく、從て性質を異にする生活を比較する事も亦最初から無意味な事でなければならぬ。

刑務所には行刑の目的が要求する獨自なる一つの標準が確立するのであつて、立派すぎるとか善すぎるとかの程度問題は行刑建築に關する限り起らない筈である。受刑者の精神肉體の更生を第一義とする行刑は、居房に於

即ち行刑建築は徹底せる目的建築であつて、從て目的以て充分なる條件である。行刑建築は此條件を満足せしめる以外の何物である事を要せぬのである。あく迄も此目的を果す事に専念すればよいのである。

此標準中の諸事項は實に行刑建築を規定する必要にして外の附加的の飾りの如きは醜惡である計りでなく行刑の目的上邪魔である。刑務所に於ける美は獨り合目的美あ

るのみである。

私は現代行刑の指導的原理として治療主義を擧げたのであるが、刑務所を特殊なる療養所として取扱ふ時に吾の態度が非常に判然として来る事を感ずるのである。

療養所とすれば患者の病氣を治療して一日も早く全快せしめる事を唯一の目的とするは云ふ迄もない。從て治療に要する設備は完全で具つ充分なものでなければならぬ。苟も不完全なる治療設備のある中は只に病氣を治さない計りでなく、病を進行せしめ或は傳染せしめると云ふ恐れさへ生ずるのである。亦治療設備に一部欠くるものがある時は、その療養所の患者はそれを完備せる他の療養所の患者よりも全快に長い年月を要するとか、或は遂に治らないと云ふ結果が生ずる譯である。治療設備は建物そのものとその内部設備を含むものであるが、その完不完が治病に如何に重大なる影響を與ふるかは上述の通りであつて吾々の尤も注意を要する處である。又に療養所のあらゆる建物及設備は病人の治病と云ふ目的を果す以外の何事をも考へて居ない。只々治病に都合の尤も善き形態を探るのである。治病の目的以外に意味なく加へ除くことは治療の上に害を與ふる恐れがある。徹底せる合目的性、そこに近代療養所建築の指導精神がある譯

である。この様に刑務所を少しく變つた視方で眺めて見ると、行刑と云ふもの及行刑建築と云ふものが一層明確に認識されて來るのである。

之を要するに行刑に於ける消極主義が依然として無邪氣なる一般民衆の他意なき支持を得てをる今日、實際の指導的原理たる行刑に於ける積極主義は、確固たる論理的根據と同時に崇高なる信念の上に立つものでなければならぬ。之の事が行刑建築に如何に直接的重大な影響を與へるものであるか上述する處に依つて概説した積りである。

三、經營に於ける經濟的考慮の問題

(イ) 經營と敷地の位置及廣さ

刑務所の移轉問題……從來の刑務所は概ね都市の郊外に其敷地を撰定して居たのであるが異常なる都市の發展は往時の郊外を市街の中心地と化し何ら問題とならざりし刑務所の存在が計らずも近隣に於ける交通の發展を妨げる結果を生じ市街の發展にも害を與へる事となり果ては移轉を止むなくするの現象を見るに至つてをる。最近

刑務所の移轉問題は頻發するの傾向にあるが此原因を考へるに敷地の廣さが市街中に存在するには龐大に過ぎる事が根本問題の様である。一休從來の刑務所は概ね非常に大きな土地を占める者が多いのであるが、是は建築當時その敷地が都會より相當の距離にあり地價の如き云ふに足らぬ者であつて自然頗る應揚な土地の購入が行はれたであらう事と、他に當時の建築が重に煉瓦造及木造であつて二階建以上を不便とした事等に依るものと考へられる。然るに將來建てられんとする刑務所建築は耐震耐火の必要上鐵骨鐵筋コンクリート構造或は鐵筋コンクリート構造に依る可き事は前にも述べた如くであるが、此等の構造法を採用する場合、二階三階よりも寧ろ四五階の方が構造的にも從つて經濟的にも利益であると云ふ事實と、更らに必然的に百年二百年の恒久性が約束せられるの事實があるのを忘れてはならぬ。斯る新しき形式とそれにも勝る内容を持つ將來の刑務所は建築に當り其敷地の位置は何處に定む可き哉、廣さに就いては如何に見る可きであるか。少しく検討の筆を進めて見度い。

敷地の位置を定むる第一の條件……作業經營 先づ最初に刑務所の位置に就いて考ふるに之を決定する重なる者の一つに刑務所に於ける作業經營の問題がある。從來

刑務所に於ける作業經營は行刑の目的を遂行する爲めの重要な手段として重要視されて居たものであるが、最近産業界の合理化運動の勃興と共に新しき興味が加へられ色々の意味から特に注目せられるに至つた。此作業經營は刑務所と其製品の消費地であり同時に原料の供給地である隣接都市との圓満無碍なる交通關係を致命的條件とする。迅速にして活潑なる都市との接觸なくして將來の作業經營は根本的に成り立たぬのである。此故に完全なる自動車道路の連絡は勿論欠く事を得ないものであるが、此の他に鐵道運河河川の利用の如き慎重に考慮すべきである。然し乍ら何よりも根本的な事は刑務所と都市との時間的距離を短いものとする事である。他の條件が許せば都市の内部勿論結構であるが一般的に云へば其近郊を適當と考へる。

敷地の位置を定むる第二の條件……移轉問題を生ぜしめざる事 斯くて次に考ふ可きは移轉問題の生ぜざる可き場所である。思ふに明治以來都市の異常なる發展も今や整理の時期に入り、自然の勢に委ねたる不規則なる膨脹に代るに、科學的の基礎に立つ規則正しき都市計畫に依る發展が約束せられるに至つてをる。即ち都市計畫に依つて敷地及周囲の將來の情態を豫め想定し得るの便

がある。吾々は敷地の撰定に當り此點に遺憾なき研究を重ね作業經營の爲めには完全なる交通關係を確保し隣接地に及ぼす可き利害關係に就いては特に注意を拂ひ理想として之れを絶無ならしめるが如き場所を撰ぶ可きである。前にも述べた如く隣接地に及ぼす可き利害關係を少なからしめるにはかくの如き配慮も然る事であるが、結局敷地の面積が少ないと云ふ事が根本問題である。

し得べき経費を無駄使ひしないと云ふだけの事であつて當然過ぎる程當然な問題である。

地に及ぼす可き利害關係に就いては特に注意を拂ひ理想として之れを絶無ならしめるが如き場所を撰ぶ可きである。前にも述べた如く隣接地に及ぼす可き利害關係を少なからしめるにはかくの如き配慮も然る事であるが、結局敷地の面積が少ないと云ふ事が根本問題である。

敷地の縮少問題……刑務所の敷地は斯る立場から見れば著しく縮少して善いのである。先きにも述べた如く從來の刑務所敷地が著しく縮少するに至るに及んで、

然し乍ら當然過ぎる事を行はない時は如何であるか。將に許されざる罪と云つてよいのである。此故に近代經營に於ける合理化問題が如何に直効なる研究の對照となつてをるか。吾々の想像に餘る者があるのである。敷地の縮少化は刑務所の移轉を近隣より強ひられざる可き爲の隨伴的問題に非ずして、近代的重要問題たる如社營の合理化より當然に到達すべき結果と云ふ可きであつ。

來の刑務所敷地が尤大であつた理由の一つは地價の非常に廉であつた事であり、今一つは建築構造の關係で二階以下の建物計りであつた事であるが今日では之等の理由は悉く消滅して仕舞つた。鐵骨鐵筋コンクリート構造その他の如きは二三階よりも四五階を反つて經濟的とする事實さへある。平屋或は二階であつた建物を四階或は五階とすれば其敷地は當然に著しく縮少する事が出来るのである。

地價の高價である限り此縮少説は一般の賛成を得るに容易である。之れは經濟問題が極て明確に數字的に結果を示す故である。都市或は其近郊の高價なる土地購入に當り蔬菜類を作る爲めの廣大なる敷地は必要とさる。可きでない。然るに地方に依つて未だ地價の頗る廉なる場合もなしとしないのであつて、斯る場合縮少問題はいゝこそさか切實ならざるかの感じがある。此場合將に多少の手心が許さる可きであるが外堀に依つて圍る可き刑務所構内に就いては何等變る可き理由はない。只耕耘地、官舍敷地の如きは將來切り離し得べき用意の下に相當なる餘裕は認めてよいと考へる。

口) 居房建物の高層化とそれに伴ふ
あるが、建物の高層化に依つて生る^可き^{請問題に就いて}は項を改めて述べて見度い。

可
新
設
倅

刑務所に於ける建物の高層化立体化と云ふ問題は如何なる建物も一概に四階五階にすると云ふのではない。經營管理上夫れを有利であるとする種の建物にのみ行ふのである。建物の立体化に就いては夫れが三階以上となる場合必然的に昇降器を要するのであるが、昇降器の利用率の關係から相當の延坪數を持たぬ建物に就いては立体化必ずしも有利でないのである。事務所の如きも其延坪數は概して昇降器を要せざる程度であつて一階を倉庫、二階を事務室、三階を講堂或は演武場とする三階建程度を有利とする。他の建物も目的に依りて三階建以下平屋にも到る可きである。

刑務所に於て立体化を考慮す可き建物は延坪數に於て非常に大なる居房の建物であるが、之れが立体化に依つて生ず可き新しき問題に關して以下順を追つて述べて行
き度。

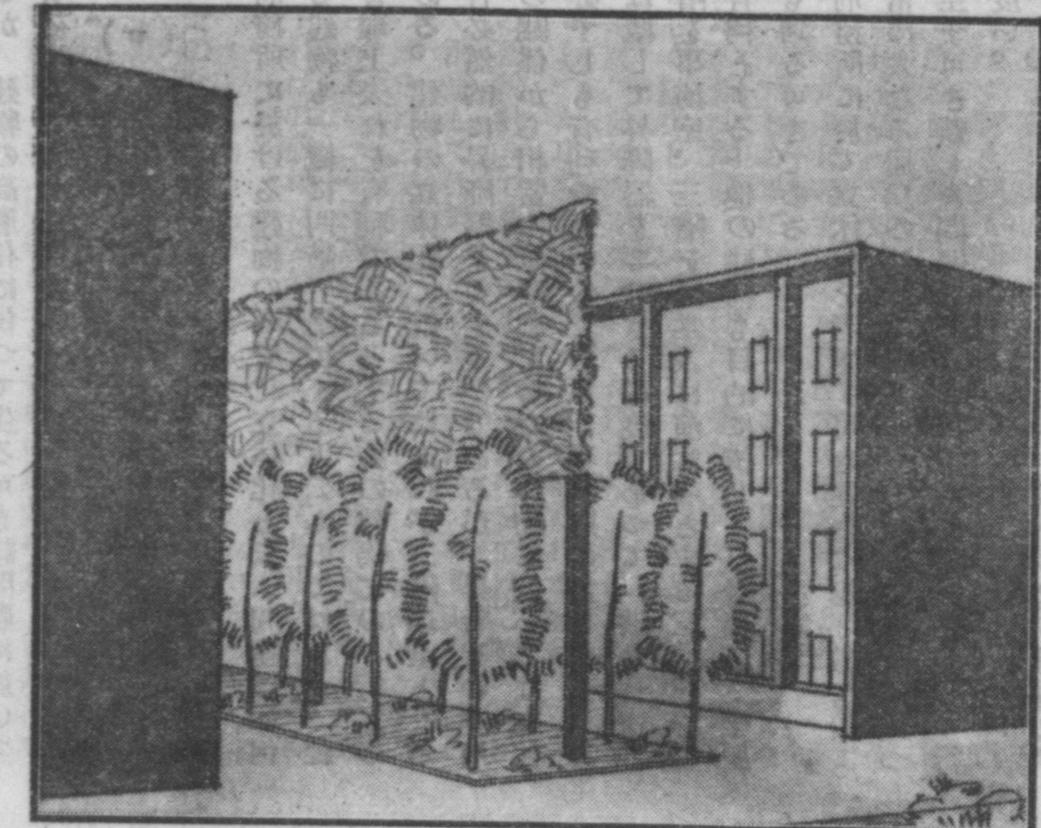
昇降器……居房の高層化に依つて第一に起る問題は、

昇降器の利用である事は前に述べたが、昇降器は實に建物の高層化を可能にする唯一の鍵であると云つてもよいものである。其目的は云ふ迄もなく荷物と人との運搬であるが、之を利用する範圍に就いては先づ荷物及職員の昇降と收容者に就いては四階以上の居住者の上昇と定むるを適當と考へて居る。昇降器の大きさ及數は之を利用する範圍に依つて定め可きであるが大体に於て收容者五百人に就き五尺角の大きさを持つ昇降器一個を標準として善いと考へる。昇降器は高層居房建物に取つては動脈に相當する交通路であり一日でも休止する事の許されぬ者である。此故に製品には第一流のものを使用して遺憾なきを期す可きである。此他故障に備へて二臺を併置する事は尤も用意周到である。八百人乃至千人を收容數とする居房に於てはその中央部に二臺の昇降器を併置する事が出來て理想的である。

高層居戸建築間の遮視装置及距離の問題……第二の問題は一つの居戸建物上他の居戸建物の間で起る問題である。

題は一つの居房建物と他の居房建物の間に起る問題である。平屋或は二階建程度の場合では夫等の建物間に常緑の樹木を植るが如き方法で容易に建物間に於ける收容者相互の視線を遮断する事が出来たのであるが三階以上となつては斯る自然的方法のみでは効がない。然も一つの

房舍間遮視装置圖



居房の窓から眺め得る他の窓の數は高層化に依つて非常に多くなるのであるから、吾々は之れに對して積極的に居房の間に遮視装置を構築せねばならぬ。此遮視装置は建物に直接設くる者獨立して中央に設ける者種々と考案され可きであるが、此處に考慮す可き事は構築そのものの美以外に居房の窓からの眺めをして幾分でも自然を思はしめる様なものとするの心遣りではなからうか。例へば中間に獨立して遮視装置を設ける場合その高さは五十餘尺に達すると考へるのだが、此場合成長早き常緑蔓植物を以て之れを覆ふが如き案は適當であらう。近代庭園植栽術の發達に依り五十餘尺の中間に蔓草の鉢を上げ地上のものと二段にその蔓を成長せしめ急速に綠の岡を現出する事も出来るのである。建物間の距離の如きも高層となるに連れて増加する可きは自然の事で、軒高の一倍半をその距離の標準とするを適當と考へて居る。故に五階で軒高六十尺とすれば、建物間の距離は十五間でよく四階で五十尺とすれば十二間半位でよい譯である。

高層居建物と外堀及隣地との關係……第三の問題は居房建物と外堀を隔てて外界との關係である。最近の居房の配置はその長軸を南北に採り併列式を採用す

る傾向にあるは前にも述べた通りであるが、外堀に對する居房建物の位置は此場合二つある譯で外堀に直角なものと平行する者が夫れである。

居房の窓と外界との遮視装置の必要である事は居房の間に於けるよりも更に切實であるが、建物の長軸が堀に直角をなす場合その装置は僅に建物の末端に於て考慮すれば足るのである。然るに平行である場合は居房間に於けると同様の装置を必要とするのである。外界との距離から考へても前の場合には遠くなり刑務所に取り非常に有利である。敷地の撰定建物の配置を考慮する際よろしく建物の長軸の堀に直角ならしめる様す可きである。

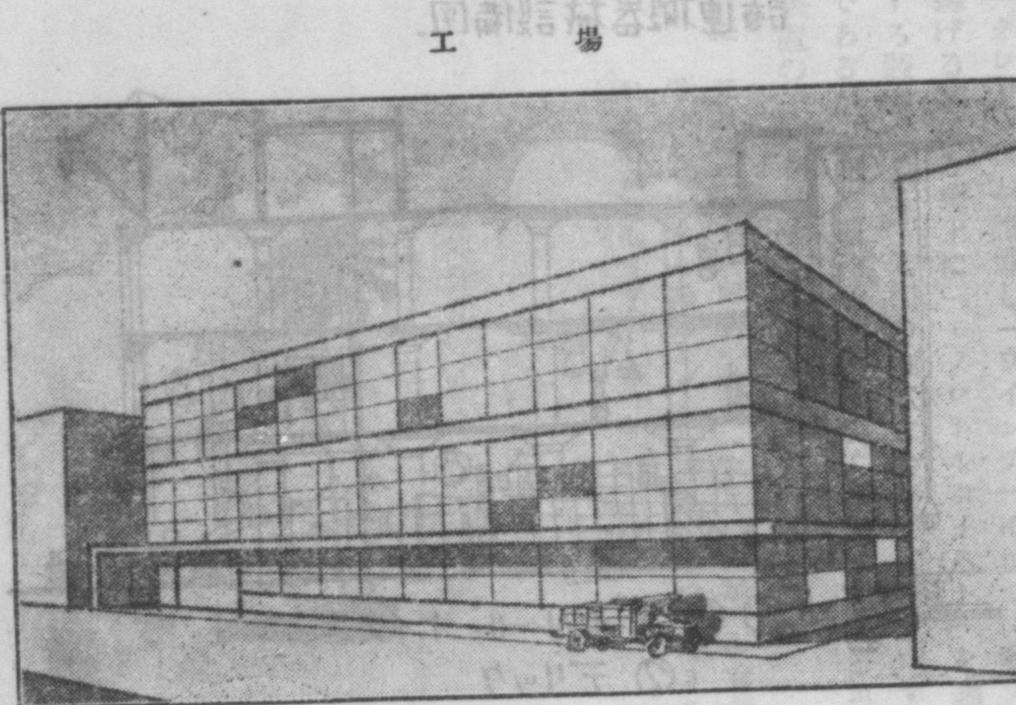
建物と外堀の距離に就いては下に述る標準に依るが適當と考へる。夫れは建物が外堀に直角なる場合外堀と建物との距離は建物の軒高の一倍半。外堀と隣地境界線迄の距離を五間。外堀と道路境界線迄の距離を三間とする。

建物が外堀に平行なる場合建物外堀間の距離は建物軒高の二倍。外堀隣地境界線間の距離十三間。外堀道路境界線間の距離十三間。同様である。十三間を定めたのは隣地或は道路との間に官舎敷地を豫定したのである。以上の標準を表として示せば次の如くである。

建物の方向 距 離	直角の場合	平行の場合
居房建物相互間	1.5×軒高	1.5×軒高
居房建物外堀間	1.5×軒高	2.0×軒高
外堀及隣地境界線間	5間	13間
外堀及道路境界線間	3間	13間

(ハ) 工場と立体化

一般の刑務所に於て居房と共に大なる延坪數を有するは工場である。從來の刑務所に於て工場は殆んど悉くが木造平屋であつた、此爲め工場敷地は刑務所構内の大部分を占めて非常に大きいのが常である。居房の立体化と共に當然考へられ可きが工場敷地の縮少と工場の立体化の問題である。



然らば最近竣工せる刑務所或は現に工事中に屬する刑務所の工場は如何、依然として悉く木造平屋を出ないものである。社會一般の工場を見るも平屋の者は仲々多いのであつて工場なる者は原則として平屋である可き者と考へる人があるかも知れない。然し乍ら最近の刑務所の工場が平屋であると云ふ理由は只單に木造以上の豫算が與へられないと云ふ事だけで他に理由はないのである。

最近作業經營の異常なる進展に依つて工場に投資せられたる器械其他の設備に對する金額は少からざる額に上るのであるが、更に工場の内外にある原料及製品の價格を加へる時莫大なる金額に達するのである。斯る多額の財貨を常に藏する工場が現在の如く火に對して全然無抵抗であると云ふが如きは何たる無謀な事であらう。一般社會には保險と云ふ有力な補償の方法がある爲め此點は比較的安心が出来るのであるが、國の事業に保險の利用は許さる可くもないでのある。許され可き唯一つの保證の方法は耐火構造の採用でなければならぬ。

近代的經營に依る刑務所の工場が耐火構造である鐵骨鐵筋コンクリート構造、鐵筋コンクリート構造、或は鐵骨構造のいづれか適當なるものに依る可きは今や論のない處となつた。

行く事が出来るのであつて之亦構造上從つて經濟上非常に有利である。例へば三階建の工場とすれば三階には尤も軽い業種靴工、洋裁和裁工、二階を家且建具木工に充て一階の荷重は地盤に負せて如何に重い作業でも構造体には無關係とする様な計畫にすればよいのである。之が若し業種が何時如何に變化するか、見當の付かない様な場合、三階も二階も悉く相當大きな荷重を豫想せねばならない、少く共印刷工場としての重量以上を見なければならぬ譯で止むを得ぬとは云へ不經濟極まる事である。

立體化に伴ふ設備……窓……

先づ窓の設備に就いてであるが、一般に一方の窓より光線が充分に達する距離は二〇尺乃至三〇尺とせられ兩側の窓より採光する場合建物の巾は六〇尺内外を適當とする。採光を充分ならしめる爲めには窓の面積を大にする事が何より必要であるが、鐵骨鐵筋コンクリート其他の構造は構造的に容易にその要求を満足し得るものであつて壁面の六割乃至七割に達する窓面積を有する者は珍らしくない。窓は鋼製窓（ステイール、サツシユ）の如く骨の極めて細いものが採光上有利であり硝子の如きも撒光性を有する硝子を使用して遠く迄光線を送る事が必要である。

柱……構造的に巾十間内外の工場を考へて見る場合柱は中央に一本か或は中央は通路として九尺乃至十二尺を隔てて二本の

此等耐火的諸構造は勿論構造學的には立体化を可能ならしめるのであるが作業の如何なる種類の者が立体化するか。立体化するととして如何なる考慮に依れば構造的に從つて經濟的に有利となるか。或は亦立体化に伴ふ工場の設備は如何、以下順を追つて考へ度い。

立體化に適する作業業種……刑務所の一般作業は概ね輕工業に屬する者が多いために、器械原料製品等一切を加へて床面に及ぼす重量の比較的軽い場合、工場の立体化は構造的に容易であり從つて經濟的にも有利となるのである。床に及ぼす重量の定め方であるが作業業種の變動を豫想する場合は相當大きい安全率を見て現在の情態よりも餘程餘裕を見なければならぬ。然るに作業業種が恒久的に定められ變動を豫想する必要のない場合は其安全率を前の場合より餘程少さいものとしてよい譯で經濟的に非常に有利となる。最近の作業經營に於ては地方的情勢に基いて業種の適當なる整理を行ひ採用すべき業種に就いては出来るだけ規模を大きく、且つ恒久的に計畫しつつある事は前にも述べた通りであつて此の點より見ても喜ぶ可きである。

作業業種と階數……

作業が恒久的に計畫される事の有利なのは以上に止まらず上階に比較的軽い業種を持つて

外客番①閑懶洋



は「クレーン」を設備し「ウインチ」に依つて動りで巻き揚げる装置と屋上に「モノレールホイスト」を適當設備する装置である。前掲の圖は之等諸装置を説明するものであるが、他に刑務所工場に於て採用して然る可き運搬装置の三四を紹介して置いた。

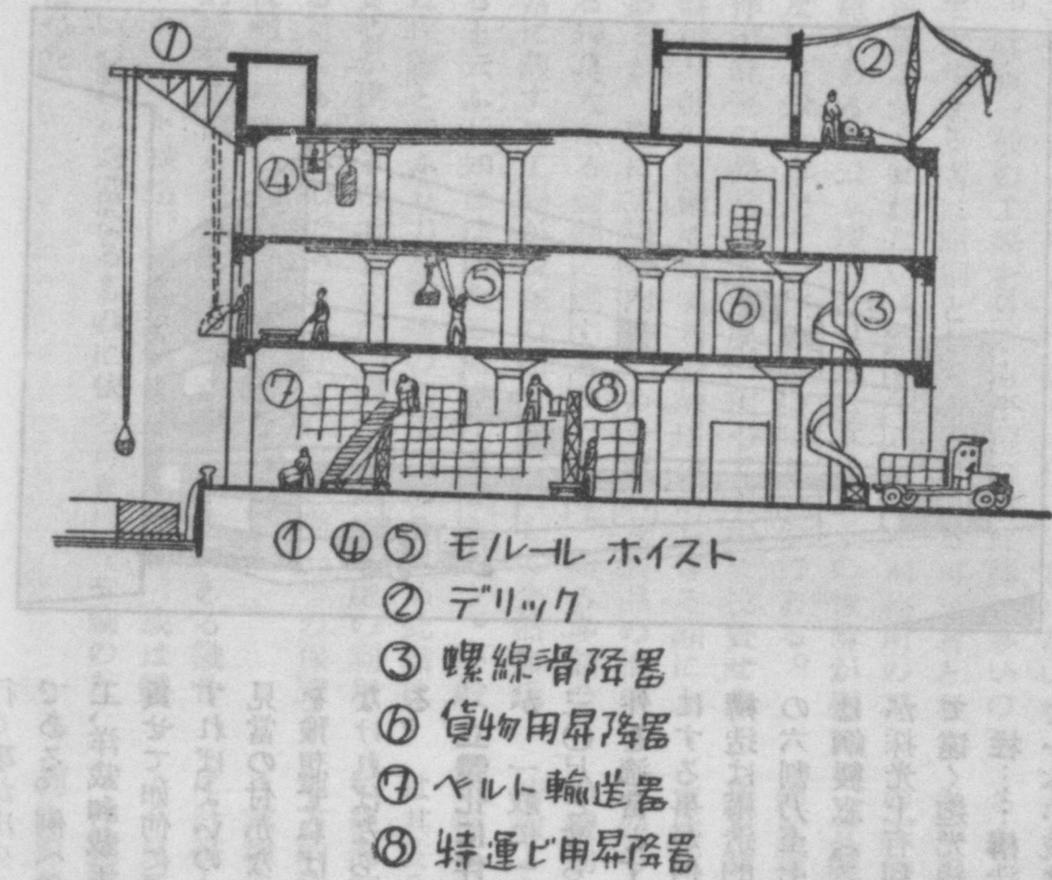
訂正

五月號三十九頁所載の圖面（第二の方法）中有利なる場合と不利なる場合とが入れ違ひになつて居りましたから訂正致します。

一年中使へる籐細工セット

今までの籐細工といへば夏季用の椅子、屏籠、炭入等しか造られず、しかも色彩は無着一樣で、殺風景この上もなくベランダ、ポーチ、應接間用としてはまことつめたい感じを與へてゐたが今々仙臺國產工藝指揮所ではこの籐の多角形應用乃至美的著色法を試み、椅子のみならず應接間用のセットに使用せんとしてゐる。西洋ではこの籐細工の著色法は早くから試みられ應接間用のテーブル、籠等に華美な色彩を取り入れ、客間を一層引立たせてゐる日本では今度が初めて、テーブル、花瓶置、食卓等の脚及び足に用ひんとしてゐるが出來上つたものは非常に軽く、どこでも持運ばれガーデン、ベランダ用としては理想的である。高さは約二尺——最近應接間用のテーブルは段々低くなつてゐる——でテーブルの上面だけ木材を利用してゐるのみで他は全部籐細工である。著色は赤、黄等の強烈な色彩は避けてならべく心を落べかせるやうな、茶樹色、薄青等を用ひ、またノーム・チャーチにはクツショーンをつけ、皮をつけ、夏季のみならず一年中利用出来るものを製作してゐる。

諸運搬器械設備図。



柱を建てるを經濟的とする。最上階は必要に應じて柱を抜く事は構造的にも經濟的にも容易である。

階の高さ……階の高さは業種を定め使用する動力の傳導装置を確定の上決定すべきであるが構造的には低い程經濟である。一般に十二尺乃至十五尺を標準とすべきであらう。

階數……工場の階數はどの位が構造的に適當であるか。居房と比較する時工場の荷重は輕工業であるとは云へ著しく重いのであつて、居房の場合と異り四五階必ずしも經濟的でなく反つて人間の昇降に器械を要せざる三階程度を適當であると考へる者である。

運搬装置……荷物の昇降運搬の爲めの装置であるが相當大なる容積と重量とを昇降運搬する可き「貨物用エレベーター」は先づ必要である。然るに「エレベーター」の運び得る貨物には制限以外の貨物の出入も當然豫想出来るので斯る場合に對して豫め用意をしなければならぬのである。此裝置は第一に屋上に「デリック」或

收容者の閱歴に就て (三)

アメリカ國勢調査院 (Bureau of Census) 発表

教育状態 (ハシカ)

第十二表は罪種別男女收容者の教育状態に依る分類を示す。

文盲と報告された男子收容者の率は傷害罪處犯者に於て二四%といふ最高限を示してゐるが、殺人(一九・七%)、禁酒法違犯(一七・三%)、強姦(一四・三%)及び薬種法違犯(一一・五%)に於ても相當に高率である。

之に對し反対の極端に立つものは横領罪で、文盲者は一%にならない(〇・八)。つゞいて文書偽造(一・九%)、詐欺(一・六%)に於ても文盲者は低率である。しかし文盲は當然のことである。横領の機會を與へるやうな職業に從事するためには或る程度の教育が必要だからである。読み書きの出来るといふことは一般に文書偽造犯の必要欠くべからざる資格の一つであり、又詐欺師、ポン引きにつくてもうである。この種犯罪者達の間に於ては、文盲者の率は一般成人の間に於けるよりも低い。後者に

	男	子	10.8	6.2	15.0	18.4	27.9	14.3	1.1	3.4	3.0
身体犯											
殺人	19.7	9.5	18.5	16.7	19.9	6.7	0.6	1.8	6.5		
重罪	19.2	9.9	16.7	17.6	21.0	8.4	0.7	2.0	4.5		
輕罪	20.0	9.3	19.4	16.3	19.5	6.0	0.5	1.7	7.4		
傷害	24.0	10.6	19.4	18.0	18.1	5.2	0.2	1.3	3.2		
財産犯											
強盜	6.0	3.3	12.6	20.2	36.8	15.7	0.7	1.7	3.0		
夜盜	10.8	5.9	15.6	20.0	29.9	13.5	0.7	1.4	2.2		
窃盜及び窃盜關係のもの	6.1	4.5	12.2	17.0	30.5	19.2	1.5	5.6	3.4		
窃盜	8.1	5.3	13.8	19.6	30.9	16.1	1.0	2.5	2.6		
横領	0.8	1.7	5.4	7.5	22.9	31.3	5.4	22.5	2.5		
文書偽造	2.1	2.6	10.0	12.4	31.3	24.4	2.1	8.5	5.8		
詐欺	2.0	5.2	9.8	12.1	27.7	2.8	1.0	16.6	4.2		
職物不正	5.1	5.3	11.3	20.1	32.2	18.6	1.9	3.1	0.6		
性道德違犯	14.3	6.9	18.1	19.5	27.0	10.2	0.9	1.1	2.0		

専門學校就學者率については罪種によつて著しく差異が見られる。第十一表に示せる如く、専門學校教育を有するものは成人總人口の六・七%であるが、この率はれきに文盲者が最も少ないとして掲げた三種の犯罪者達によつて超過されてゐる。即ち専門學校就學者は横領罪につけ111・五%、詐欺罪につき16・六%、文書偽造罪につ

性別及び罪種別	総數の百分比									
	文	小	學	中	實	業	專	門	學	校
盲	一	三	五	七	學	業	專	門	學	校
男女合計	10.7	6.0	14.9	13.5	28.1	14.4	1.0	3.4	3.0	

性別及び罪種別	総數の百分比									
	文	小	學	中	實	業	專	門	學	校
盲	一	三	五	七	學	業	專	門	學	校
殺人	12.3	6.4	14.2	19.9	25.5	11.7	2.5	5.1	2.3	
其他の性的犯罪	11.5	6.8	17.3	17.7	25.2	15.0	1.7	4.6	0.2	
禁酒法違反	17.3	11.5	18.4	20.5	17.8	9.5	0.4	1.6	2.9	
雜	8.7	4.6	15.4	17.9	29.7	15.0	1.2	4.9	2.7	
女 子	8.5	3.8	12.9	20.4	31.9	16.1	0.6	2.8	2.9	
殺人	4.0	3.5	12.4	16.3	31.2	22.3	1.0	5.4	4.0	
其他の性的犯罪	4.3	2.2	9.1	20.4	40.3	18.8	1.1	1.6	2.2	
禁酒法違反	16.0	5.1	16.0	14.9	30.3	10.9	3.4	3.4	
雜	7.7	3.1	13.0	24.8	31.7	15.1	0.4	1.9	2.3	
殺人及び窃盜關係のもの	
姦通及び姦淫	
姦通及び淫蕩	
其 他	

於ける率は第十一表に示せる如く七・一%となつてゐる。その他の重要財産犯にあつては文盲者の率は職物寄藏が五・九%、強盜が六%、窃盜が八・一%、夜盜が一〇・八%となつてゐる。以上の數字は一般成人中に於ける文盲者の率七・一%と大した距りがない。

第十二表——九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の教育程度別、性別及び罪種別による分類比率

—— 62 ——

つき八・五%である。

第十二表に掲げたその他の罪種に關しては専門學校就學者率は成人人口に於ける率（六・七%）よりもやはり低い。それが二%にならぬものは強姦（一・一%）、傷害（一・三%）、夜盜（一・四%）、禁酒法違反（一・六%）強盜（一・七%）、及び殺人（一・八%）である。

第十二表中の數字は更に中學校及び小學校各學年就學者の率を示してゐるが、これは既に比較した數字の結果を確めるに役立つものである。恐らく第十二表中の資料を最も簡単に纏めるには、教育程度の報告された收容者の中から「中等」程度のもの、即ち各罪種中の五〇%以上のものが就學した程度を表せばいいだらう。男子收容者については第十二表中の主要なる罪種に關しそれが左のやうになる。

學年	種類	以年	終%	のる	せる	者が	男子
4	罪	5	○	終	○	終	空學
5	傷害	10	10	10	10	10	上學收就

右の比較はさきに示せる数字と同じく最良の教育状態は横領、文書偽造、詐欺の處犯者に見られるといふことを示してゐる。その他の財産犯人がこれに次ぎ、比較的低いのは傷害、殺人、禁酒法違反などの處犯者である。

第十三表
凡三年制十六个月間(於)貿易所之貨物之價值

年齢の報告ありたる総数	1,148	1,113	377	587	84	65	35	33.9	52.7	7.5	5.8
十五歳以下	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1
十五歳乃至二十四歳	599	577	299	244	13	21	22	51.8	42.3	2.3	3.6
十五歳乃至十九歳	244	233	161	67	3	2	11	69.1	28.8	1.3	0.9
十八歳乃至十七歳	97	90	70	19	1	1	7
十八歳乃至十九歳	147	143	91	48	3	1	4	63.6	33.6	2.1	0.7
二十歳乃至二十四歳	355	344	138	177	10	19	11	40.1	51.5	2.9	5.5
二十五歳乃至三十四歳	322	314	56	202	26	30	8	17.8	64.3	8.3	9.6
三十五歳乃至四十四歳	161	157	12	106	28	11	4	7.6	67.5	17.8	7.0
四十五歳以上	61	60	5	35	17	3	1	1
年齢の報告なきもの	50	42	10	24	7	1	8

* 一%の十分の一以下のもの

右に掲げたる数字は次ぎの第十四表と比較して見るとよく分かる。これは年齢別及び婚姻状態別による男女收容者數を一般人口と對比せしめたものである。

第十四表によつて示された一つの顯著なる事實は、性別年齢別を問はず離婚せる者が收容者の不釣合に多數を

占めてゐることである。離婚男子につき收容者率は十万人當り「110」・九で獨身男子の七二の約三倍、既婚男子及びやもをの約六倍に當つてゐる。離婚女子についても十万人當り「114」・一とじふ率は獨身者四の六倍、既婚者率の八倍、やもめ率の十倍を示してゐる。

第十四表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び懲化院收容者の性別、年齢別、婚姻状態別による總人口に対する比率

性別及び年齢別	男			女			子			女		
	總計	獨身	既婚	やもをやもめ	離婚	總計	獨身	既婚	やもをやもめ	離婚	子	女
全 年 齢	48.4	72.0	31.6	34.6	201.9	3.4	4.0	2.9	2.3	24.1	0.0	0.0
十五歳乃至二十四歳	80.4	73.1	100.2	120.9	616.0	6.3	4.7	7.9	16.7	60.7	0.0	0.0
十五歳乃至十九歳	56.7	52.5	158.8	*	*	5.1	3.9	11.2	*	*	0.0	0.0
二十歳乃至二十四歳	105.0	102.5	95.8	126.8	642.0	7.5	6.4	7.1	15.3	66.5	0.0	0.0
二十五歳乃至三十四歳	64.3	81.9	49.2	101.6	375.0	3.8	3.4	3.1	9.6	36.8	0.0	0.0
三十五歳乃至四十四歳	39.3	74.0	25.9	77.6	191.8	2.4	1.6	2.0	5.8	14.7	0.0	0.0
四十五歳以上	15.9	33.5	11.6	20.3	85.4	0.6	*	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0

* 收容者の數が少くないので率の出せないもの

この前の報告には收容者中に離婚者の多さとに關し次ぎのやうな説明が與へられてゐる。

收容者中に離婚者の多いのは主として前科を有する結果である、といふのは多くの州の法律は重罪の處刑

又は懲治監への拘禁を以て離婚原因と定めてゐるからである（一九二三年中に於て右の理由に基く離婚が八十〇件あつた）。

と同時に一般國勢調査に於て報告された離婚者數に

は恐しく不備のあることを注意せねばならぬ。こゝに報告された離婚收容者数の方が、之を實際よりも多く見積つた總人口の數字よりも完全なものと認めてよからう。

更に第十四表は二十歳以上の男子收容者に於て既婚者

よりも獨身者の方が總人口當りの收容率に於て高いことを示してゐる。しかるに十五歳乃至十九歳の者に付ては

既婚收容者が人口十万人當り一五八・八の收容率なるに獨身者は同じく五二・五である。女子の場合に於ては二

十五歳乃至三十四歳の者について獨身者が既婚者よりも稍々多くなつてゐるが、その以外に於ては既婚者の方が獨身者よりも可なり高い。

同表中に於て最高率は二十歳乃至二十四歳の離婚男子に關する十万人當り六四二一といふ率である。同じく女子に於ても二十歳乃至二十四歳の離婚者は六六・五の最高率を示してゐる。既婚男女全体について見ると收容者率は二十五歳以下の者に於て非常に多いが、二十五歳以上になると年齢に應じて銳く減少してゐる。男女とも率はすべてこの年齢を通じて既婚者よりもやもを又はやもめの方が多い。

各收容者の家庭の状態に關する報告を得んがためにこの國勢調査に於ては犯行當時收容者が同居せる親族について資料をあつめた。その結果をまとめたものが第十五表である。

第十五表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別、家庭状態別による分類

家庭状態	数			百分比	
	男女合計	男子	女子	男子	女子
101% 家庭状態の報告書有する總数	19,080	17,882	1,198
親族との同居……	15,016	16,913	1,103	100.0	100.0
妻又は夫と同居……	11,111	10,471	640	61.7	61.9
子又は兩親……	5,576	5,258	318	31.0	31.1
子供一人あるもの	4,510	4,224	286	25.0	25.9
子供と兩親あるもの	845	821	24	4.7	4.9
子供のみと同居	236	152	54	1.1	0.9
居子供と兩親又は片親と同居	17	11	6	0.1	0.1
兩親と同居……	2,179	2,100	79	12.1	12.4
片親と同居……	1,699	1,624	75	9.4	9.6
他の親族と同居……	1,434	1,326	108	8.0	7.8
親族と同居せざるもの	6,905	6,442	463	38.3	42.0
家庭状態に關するもの報告なきもの	1,064	969	95

收容者が甚だしく高率を示せることは、やがて彼等の間に異常なる状態にある者の多いことを示す。多くの場合に於てこの家庭生活の欠陥が習慣的犯罪人の特徴たる放浪的、不規則生活を導く。しかしながら、他面、右の數字によつて示された不適當な家庭状態も勿論懈怠及び犯罪を醸成する有力な原因である。

第十三表に於て示した如く男子收容者の三九・八%は既婚者である。而して第十五表によれば男子收容者中妻と同居してゐた者は三一・一%に過ぎぬ處を見ると、既婚男子收容者の五分の一以上は妻と同居してゐなかつたことが分かる。女子收容者について見ると、既婚と報告された者が五二・九%であるのに夫と同居してゐたものは僅か二八・八%である。故に、既婚女子收容者の五分の二以上は夫と同居してゐなかつたのである。

此等收容者の異常な生活状態は更に子供と同居せる者の少なうことによつても分かる。男子收容者中子供と同居せる者は六・三%に過ぎぬ。女子收容者については同じく七・九である。故に子供と同居せる者の数は既婚男女收容者の六分の一に達しないのである。既婚、やもを又はやもめ、若しくは離婚收容者の總数と比較しても子供と同居せる者の率は勿論少ない。

子供と同居せざる率に關する收容者と一般人口との比較は正確には出來ない。が、離婚によつて別れた夫婦中に於ける子有たず夫婦の率に關する國勢調査の資料はある。例へば一九二二年に於て合衆國全体で子供數の報告されてゐる離婚が一三三、一三四件あつた。この内子供を有する家族が三七・八%であつた。この率は子供と同居せる者と報告された既婚收容者率の一倍以上に當る。更に、もし既婚全人口に對する數字が得られたなら、子供と同居せる家族の率がもつと増加すべきことは殆ど疑を容れない。

以上の數字は收容者に於て子供のない結婚が非常に多いこと及び遺棄その他の方法による子供との別居が多數に上ることを示してゐる。第十五表の數字はまた兩親と同居せる收容者の率を示してゐるので、これに言及しなければならぬが、此等の數字に含まれる者は大部分成人であるので、兩親を有することの望まれないのが多いから、此等の數字から結論を導き出すことは出來ない。

第十六表は性別及び罪種別によつて分類した既婚收容者のみについて犯行當時妻又は夫と同居せる者の率を示す。

性別及び罪種別	數		比 率	
	妻又は夫と同居せざる者	妻又は夫と同居せざる者	妻又は夫と同居せざる者	妻又は夫と同居せざる者
男女合計	7,507	5,576	1,931	74.3
男 子	6,896	5,258	1,638	76.2
女 子	611	304	90	23.8

罪種	文書偽造		詐欺		強姦		強姦通		賊物寄藏		性道德違犯	
	收容者	既婚收容者	收容者	既婚收容者	收容者	既婚收容者	收容者	既婚收容者	收容者	既婚收容者	收容者	既婚收容者
文書偽造	556	414	142	74.5	25.5							
詐欺	168	152	11	90.5	9.5							
強姦	135	111	24	82.2	17.8							
強姦通	307	229	78	74.6	25.4							
賊物寄藏	299	22	97	67.6	32.4							
性道德違犯	407	282	125	69.3	30.7							
その他の犯罪	811	733	78	90.4	9.6							
薬種法違反	644	472	172	73.3	26.7							
禁酒法違反	611	318	293	52.0	48.0							
強姦	48	45	3							
強姦通	122	63	59	51.6	48.4							
詐欺及び強姦關係のもの	73	25	48							
強姦及び強姦關係のもの	115	83	35	70.3	29.7							
其の他	250	102	148	40.8	59.2							

第十七表は各罪種につき犯行當時子供と同居せる收容

既婚男子收容者中七六・一%の者は妻と同居してゐるが、既婚女子收容者の方は僅か五二%しか夫と同居してゐない。又罪種によつても非常な相違が見られる。男子收容者中妻と同居せる者の高率は重殺人（九三・一%）、詐欺（九〇・五%）、禁酒法違反（九〇・四%）、横領（八六・三%）及び贓物寄藏について見られる。

女子收容者にあつては薬種法及び禁酒法違反者と窃盜及び窃盜關係の者との間に於て夫と同居せるものゝ率が可なり違ふ。即ち前者については七〇・二%であるに對し後者は僅かに五一・六%である。

第十六表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所

及び感化院收容者數——妻又は夫と同居せる既婚收容者の分類

者の率を示す。本表は男女收容者につき既婚・やもを父はやもめ、若しくは離婚と報告せられたるものすべてを包含する。従つて事實上子供を有すべかりし者は全部含まれてゐる譯である。しかし、子供と同居せる者として報告された者が子供を有するすべての者を含むとは定まつてゐない。ところは、既に示した如く子供の大多数が家庭から引離されてゐるからである。

第十七表——九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び懲役院收容者数——子供と同居せる既婚・やもめを又はやもめ、離婚收容者の分類

性別及び罪種別	總 計	數		比 率
		子供と同居せ る者	子供と同居せ りと報 告され ざる者	
男女合計	8,748	1,134	7,614	13.0 37.0
男 子	7,980	1,047	6,933	13.1 86.9
女 人	763	85	678	10.5 89.5
身 体 犯	923	116	807	12.6 87.4
殺 人	293	43	250	14.7 85.3

右の數字の有つ意義を考慮するに當つては年齢による分類が子供を有する者の數に重大なる影響を及ぼす原因であることを注意せねばならない。故に、子供と同居せらる者として報告された收容者の大部分は若年にして自然子供を有するとの少ない事實に因るものである。

子供と同居せる男子收容者は總數の 1.31・1% で女子の方は 1.10・11% である。男女とも罪種によつて著しく差異がある。例へば男子收容者にあつては子供と同居せる者の率は横領犯人につき 1.1・6 と 5.5 最高限を示し、その他詐欺 (1.7・9%)、強姦 (1.10・9%)、禁酒法違反 (1.10・9%) につても異常に多く。反対にその率は強盜 (7%)、夜盜 (8・5%) 及び薬種法違反 (9・6%) に於て著しく低い。

子供と同居せる女子にあつては薬種法及び禁酒法違反が 1.1・3% を占めるに對し窃盜及び窃盜關係のものは 7・5% に過ぎない。

重 罪	290	38	252	13.1	86.9
輕 罪	633	78	555	12.3	87.7
傷 害	467	47	420	10.1	89.9
財 產 犯	444	31	413	7.0	93.0
強 盗	335	71	764	8.5	91.5
夜 盗	285	2,139	11.8	38.2	
強 盗 及び 繁 盗 關 係 の も の	2,424				
物 盗	1,288				
橫 領	190	41	149	21.6	78.4
文 書 偽 造	669	68	592	10.3	89.7
強 盗 詐 欺	195	35	160	17.9	82.1
穢 物 寄 藏	146	18	123	57.7	
性 道 德 違 犯	293	82	311	20.9	79.1
強 盗	17	1	16
通 勇	343	153	290	15.5	84.5
其 他 の 性 的 犯 罪					
藥 種 法 違 反	478	46	422	9.6	90.4
禁 酒 法 違 反	910	720	20.9	79.1	



ソ・ヴ・エ・ト・ロ・シ・ヤ・で・は どう犯罪者を取扱つてゐるか

The Soviet Way with
the Criminal
Arnold Margolin

ロシヤで、政治的並びに社會的の方面に自由主義の改革の現はれ始めたのは、皇帝アレキサンダー二世(1818-1881)（註）—このザアは父祖と異つて、ロシヤには稀らしいリベラルな考へを有つてゐた人で、西歐の思想を取り入れてあらゆる方面に改革を試みた。有名な農奴解放(Emancipation of the serfs)をやつたのはこの人である）の治下であつた。裁判所の組織に徹底的な改革の加へられたのも其時で、陪審制度が重大犯罪の場合に採用せられ、近代化された刑事訴訟手續の制定せられたのも、皆等しく此時であつた。一八六四年の此等の所謂「裁判所法」は、多くの點で、フランスの裁判制度に則つたものである。しかし、それにも拘らず、一八四五年の時代後れのロシヤ刑法は依然として効力を有つてゐる。

ソヴェット政府の統治の初期は内外の戰亂相次いだ混沌時代で、確乎たる成文法といふものは存在してゐなかつたのである。一九二二年のソヴェットの刑法が確定した裁判手續の制定に着手するまでは、ソヴェットの裁判官の「革命的良心」が唯一の法律の源泉であつたのである。一九二四年一月の全ロシヤのソヴェット會議でソヴェット・ユニオン（聯盟）のコンステイテューション（憲法）

アーノールド・マーゴリン

が採用せられた時に、其政治組織を調和せしむるため、一切のソヴェットの法典を改正する必要に逼まられたのである。この憲法によると、新たに創設せられた「ユニオン」（聯盟）（The Union of the Socialist Soviet Republics U. S. S. R.）は多くのソヴェット共和國—現在は七つある—から成立するもので、各箇の共和國は、「自主権を有する」と規定されてゐる。この憲法は、無限の権力を有つてゐる中央執行委員（Central Executive Committee）を國家の立法上の機關として規定し、且つ、中央執行委員を七つの共和國の立法機關として規定してゐるので、此等共和國は各自法律を新たに作り出さなければならなくなつたのである。で、一九二六年に、ソヴィエト・ユニオンに於ける共和國中の最大のもので、聯盟の盟主たるソヴェット共和國（The Russian Socialist Federated Soviet Republics-R. S. F. S. R.）は其刑法を可決採用したのであるが、他の六つの共和國の採用した刑法も殆んど全く引き寫しに之に則つたものである。

犯罪の性質並びに國家刑罰權の根據についてのソヴェート政府の解釋は、世界の他の文化國に於けるそれとは

甚しく異つてゐるのである。所謂「惡意」、即ち、昔時のローマ法で謂ふ所のドールス(dolus)と行はれた所爲についての本人の責任といふことは、西歐諸國の刑法に於ける犯罪の構成並びに分類の基礎となつて來たもので、現に今日も依然として變じてはゐないのである。自由意志の存在を否定する定命論的な見解は、只だクリミノロヂーやビーノロヂーのテキストブック（教科書）に入つて來てゐるだけであつて、現行刑法は、通常、人間といふものは自分の行爲については責任のあるもので、犯罪として認められてゐる行爲を爲した場合には、自由を奪はれ苦痛を受けなければならぬものである、といふ信念に基いてゐるのである。

之に反して、ソヴェート刑法は犯罪についてのこの古い解釋から離れ去らうとしてゐるのである。ソヴェートの法律家は、人間の社會では正義といふもの、標準は何一つ受け入れられてゐるものはない、といふ見解を持てゐるのである。ソヴェートの原理は全く定命論的なのである。凡ての人の行爲は豫め運命づけられてゐるので、自由意志などといふことは資本階級ののんきな發明たるに過ぎないといふのである。労働階級並びにソヴェートの社會に對して危害となるといふことが、かかる

行動を敢てしたもの永続的にか又は一時的に社会から驅逐する國家の處分の唯一の根據だといふのである。是に於てか、「刑罰」("punishment")なる語は、ソヴェートの法典からは除かれてゐて、其代りに、「社會防衛處分」("measures of social defense")なる語が用ひられてゐるのである。ソヴェート刑法の總則で法學者達の説いてゐる所によると、「この處分は報復や刑罰を求めてゐるのではないのである。また、肉體上に苦痛を加へるとか、人間の品位を貶しめるとかいふことは、其目的として有つことはできないものである」と説明してゐるのである。ソヴェートの立法者は、ソヴェートの社會組織の利益を害するものを、全體としてのソヴェート國家の利益のために驅逐しなければならない國家組織中の不健全な分子としてより以外の何物とも思つてはゐないのである。

ソヴェートの政体に敵対する如何なる行爲も、「共産主義への過渡期」の間は「社會的に危險」なりと看做されるのである。大審院では、別に此時代の長さを大約幾何と定めようともせずに、只だそれは「長い歴史上の一時代」だと考へてゐるのである。意志とか罪とかいふ問題は二の次であつて、若し、ソヴェート刑法で犯罪と見做

されてゐる具体的の行爲が、審理の時までに、ソヴェート政体の關する限りで其の危險性を失つた時には、かゝる行爲は必ずしも「社會防衛處分」の適用を受けないのである。裁判所に於ける此の裁量權は特に其の爲めに判事を立法者としてゐるのである。

ソヴェート刑法の制限規定は、犯罪の起訴さる、期間に制限を付してゐるのである。しかし、「反革命的」犯罪 (counter-revolutionary crimes) の場合は、此規定の適用は裁判所の裁量でどうでもなるのである。尙ほ、現行の規定で豫見もされず從つて包含されてもゐない「社會的に危險な」行爲は刑法の他の章の適用によつて決定せらるべきものとなつてゐる。

「社會防衛處分」の大部分は、從來の拘禁方法に等しいのである。昔時のシベリヤの「カトルガ」刑務所 (Katorga prisons) や他のタイプのロシヤのブリズンは、名稱が變つて、聯盟領土内の遠隔地方に於ける矯正労働場 (correctional labour camp) 及び一般の隔離場 (places of seclusion) と改まつたのである。社會主義ソヴェート共和國聯盟 (U. S. S. R.) の憲法は、公權喪失を廢止しなかつたので、これも社會防衛處分として依然

存してゐるのである。純然たる新しい處分といふのは、(一) 勞働者の敵としての宣言で、聯盟領土内よりの放逐である。

(二) 一種又は多種の職業其他の活動に從事することを禁止するもの

(三) 自由を剥奪せざる強制労働である。此等の處分の中、(一)は、殆んど未だ嘗て適用せられないものである。「労働者の敵」にとつては、ロシヤからの追放は殆んど刑罰にはならないからである。(三)は、刑法に限り存するものではないので、「自由を奪はれる」強制労働は「非常時」に於ける全公民の「勞動徵發」を規定してゐるソヴェート労働法 (Soviet Code of Labour) の特色である。例へば、かゝる強制労働は國家の最も重要な計画の完成のための労働力の欠乏の如き場合である。現在の工業化五年計画及び農場の公有化が茲處に謂ふ所の「最も重要な計画」の範疇に屬するものであることは疑を容れないものである。

ソヴェート・ロシヤの裁判所は、原則に於て、刑法の總則や各論の明文によつて指導されてゐるばかりでなく、「社會主義的正義の觀念」によつて指導されてゐるのである。從つて、また、刑法の必要もなくなる筈である」といふのである。

犯罪は次の二種に分たれる。

(一) ソヴェート政治組織の基礎を危ふくせんとするものと即ち是れである。最も危險なものと看做されてゐる部に屬するものについては、刑法は其各論に於て、裁判所が其より以下の「社會防衛處分」の程度を定むることのできない最小限の處分を規定し、凡ての他の犯罪に

ついては、隔離・罰金其他の處分の最大限を定めてゐるのみである。第四十七條では、通例の刑罰加重條件に、次の、(一)犯罪の目的が中産階級の権力の恢復に存する場合、(二)犯罪の目的が間接にもせよ労働階級の利益を害する虞ある場合、(三)犯罪が貪慾其他の陋劣なる動機により行はれたる場合、の三つの條件をつけ加へてゐる。

刑法の明文中にこの「動機」を取り入れたことについては、大審院の決定の一つで次の如く説明されてゐる。曰く、「生來人間は、現代の社會に見るが如き陋劣な本能は有つてゐなかつたのである。然るに、所有權の發達と共に反社會的な利己主義の傾向が生じて來て、資本主義の勢を肆にするに及んで其弊は極まるに至つたのである。ソヴェート刑法の見地より看た陋劣な動機といふのは、貪慾・嫉視・返報等の如きを謂ふのである。決闘も封建時代の遺風として陋劣なものと看做さるゝのである。

ソヴェート刑法の總則には、條件附宣告・刑の執行猶豫及び刑期満了以前の假釋放の如き進歩的な規定を含んでゐる。固より此等のものは、西歐諸國を通じて、近代

の行刑立法に於て見出さるものである。

刑法各論の十章は、

(一)國家に對する罪

(二)現行の制度を危ふする罪

(三)國家の官吏たるものゝ罪

(四)國家教會分離に關する諸法律の違犯

(五)經濟上の罪 ("economic" crimes)

(六)所有の罪 ("property" crimes)

(七)軍律を犯す罪

(八)時代錯誤の風習の固執

(九)時代錯誤の風習の固執

等に關するものである。

死刑の適用せらるべきソヴェート國家並びに制度に對する犯罪を列舉せる二十ヶ條がある。硬貨・紙幣又は其他の貴重なる國家の公文書を偽造し、又は、偽造貨幣を賣渡し、又は、外國貨幣を偽造したものは、死刑に處せられるのである。ソヴェート政府に對する反逆の外、「勞農革命の根本的な經濟上、政治上並びに領土上の勝利」を薄弱にするためのあらゆる行爲は、反革命的な

犯罪の部に包括されてゐるのである。「世界全労働者の親和共睦を謀るため、たとへソヴェート聯盟のメンバーたらざるも、他國の労働者に對して行はれたる同様の行爲は同じく反革命的なものと看做される」といふ箇條がある。「サボタージー」すらも、即ち特に政府の権力を弱むるの目的を以て一定の義務を意識的に履行せず、又は、たとへ履行しても、故に輕忽に履行した場合は、立派に死刑の理由となるのである。

「農村の共有を妨げ又は其成功を阻まんとする目的を以て、家畜を殺し又は故意に傷けたるものは」、また、ソヴェートの制度に對する犯罪として認められてゐる。この犯罪に對する刑罰即ち「處分」は、最長期二年間自由を剝奪される。此の場合追放に處せられるものもあれば、處せられないものもある。大審院の説明する所によればこの規定は富有的農夫にのみ適用せられるもので、中流又は貧困の農夫には適用せらるゝものではないとのことである。

國家の使用人にして其職務の一部を成す行爲又は勤労に關して賄賂を收受したるものに對する「社會處分」は溫和で、二年より長からざる自由の剝奪である。一身の利益のために不正の宣告をなす判事は「二年より短から

ざる」隔離處分に處せられる。普通文書の偽造も同様の寛大な處分によつて罰せられてゐるのである。公立又は私立の學校で未成年者(十八才以下)に宗教に關する事項を教授するものは一年の強制労働を科せられる。

アメリカ合衆國に於ける「^{アメリカ合衆國に於ける}一級殺人犯」に相當するものに對する「處分」は、十年を越えざる期間の獨居拘禁である。被害者の暴行又は重大なる無禮の結果行はれたる豫謀によらざる殺人は最長期五年の獨居拘禁。自由の剝奪・又は最長期一年の強制労働によつて處罰せられる。過失による殺人は更に一層寛大なる「處分」を受けるのである。以上の處分の量定は被害の種類によつて定まるのである。刑の宣告に關する文書による誹謗は一年を越えざる強制労働又は千ルーブル(約五百ダラ)を越えざる罰金を科せられる。

財産に關する犯罪に適用せられる「處分」の寛大さは共産主義の國だから此種の犯罪に關しては、其取扱方は極めて溫和だらうと豫想してゐたものゝ期待した所にすら過ぎて非常に寛大なのです。帝政時代の刑法に於けるが如く、ソヴェート刑法も二種類の物盜を認めてゐる即ち、文字通りの秘密に行ふ盜み(secret theft)と所

有者の目前で公然の盗み (open theft) である。秘密に行つた盗みに對する「處分」は初犯なれば、自由の剝奪又は三ヶ月より長からざる強制労働である。累犯なれば六ヶ月より長からざる自由の剝奪である。電力の窃盜は更に微小の犯罪として考へられて居り、其最重の「處分」は僅かに一ヶ月間の自由の剝奪である。贋品を買ひ取つたものは六ヶ月間の拘禁又は五百ルーピルより多からざる罰金を科せられる。しかしながら、同じ犯罪が常習犯者によつて行はれた場合には、「處分」はかなり重くなるのであつて、三年間の獨居拘禁に處せられる。同時に、財産を沒收せられる。

公然の盗みに對する「處分」は一年より長からざる獨居拘禁で、暴力を用ひた場合には三年、群を成して行ひ又は再犯の場合には五年に及ぶ。農業労働者より馬又は家畜を密かに盗みたるものは、初犯であれば、五年より長からざる獨居拘禁に處せられる。しかし、此の場合の強盗・剽盜及び大部分の權利の侵害は重大犯罪と認められ、事情によりては最大の社會處分即ち死刑をさへも科せられる。ソヴェートの立法者が此等の犯罪に最大の「處分」を適用する理由は極めて明瞭で、此等の犯罪が財産に對する侵犯であるばかりでなく、ソヴェート政府の

各論の最後の章は、ソヴェート・ユニオン中に在りて未だ原始的で進歩に後れてゐる民族又は國家の間に今日尙ほ行はれてゐる昔時の習慣を除くために規定されるものである。或る地方では、殺人を行つたもの又は其家族のメンバー又は親族のものから、復仇又は起訴を免かれるために、殺害されたものゝ兩親親族に贖身金即ち報償を支拂ふ習慣が今日も尙ほ存してゐる。尙ほ掠奪婚の遺風で、花嫁の家族又は親族に花費から報償を支拂ふ習慣も存してゐる。強制婚姻・婚姻生活の強制續行・重婚・並びに一夫多妻制等も、ソヴェート・ユニオンの或る地方では今日尙ほ残つてゐる風習である。ソヴェート刑法は此等の古い習慣を犯罪として認めて、罰金・追放・獨居拘禁或は又た短期の強制労働を科してゐるのである。

ソヴェート刑法は、從來行はれて來たような犯罪を二つ或は三つの範疇に分つといふ刑法上の専門的なやり方を廢してしまつたのである。フェロニー（重罪）とかミスデミーナー（微罪）とか之に類似した細別は全く之を認めないのである。ソヴェート刑法はギルト（guilt）（有罪）とか、デリクト（delict）（犯罪）とか、パニツシュメント（punishment）（刑罰）とか、リヴエンデ（revenge）（報復）とかいふような語は一切用ふることを避け、刑法の根本的な觀念を表示する古い語を一變してしまつたのである。英語のクライム（Crime—犯罪）といふ語のロシヤ語の言葉通りの翻譯は、英語の「トランスグレツシヨン」（“transgression”—違反）に相當するのである。トランスグレツシヨンといふ語の有つてゐる特殊の臭味は有つてはゐないし、ギルト（guilt）とかヴァイス（vice）（邪惡）といふ觀念を聯想せしめるものでもないのである。ソヴェートの立法者が英語の「トランスグレツシヨン」（違反）なる全く機械的な、道徳上の意味を含まない語に相當する語を用ひて、別に之に代るべき他の語を使用しなかつたのは、實に是がためであつたらう。

古い語を新しい語に變へるといふ傾向は、獨りソヴェ

ートの立法者の特質ではないので、近代の歐州の刑法の起草者並びに教科書の著者は、犯罪人の「ギルト」（罪）といふ風には言はないで、犯罪者によつて示されてゐる「社會的危險」（“social danger”）といふことを言はふとする傾向があり、刑罰といふ代りに「社會防衛處分」（measures of social defense）と言はふとしてゐるのである。しかし、語の上の此等の變改は、必ずしも新しい語を冠せられてゐる事項の本質に於ける眞實の變化を表示してゐるものではないのである。刑罰が犯罪の目的物の價值に準じて量定されてゐる限り、「眼には眼を報ひよ」の原則が依然として刑罰の基本觀念となつてゐるよう見えるのである。ドイツのクリミノロヂストのカール・ビンデイングが名づけたように、生命・財産及び其他人間が取つて以つて一箇の價值とする所のものはレヒツグート（Rechtsgut—法財）であつて、それぞれ其價值に比例して法律によつて保護されてゐるのである。初めて殺人を行つた犯人は、其將來の行動に關しては、職業窃盜犯よりも危險の度は少ないと見られ得るもので、また實際少ないのである。にも拘らず、ソヴェート刑法すらも、常習の窃盜よりも殺人犯に重い「社會防衛處分」を適用してゐるのである。ソヴェート・ユニオ

ンに於てすらも、個人の生命は私有財産よりも價値の大きなものと考へられてゐるのである。而して一方では、ノヴェート政府並びに其制度に對する微罪が個人の殺害よりも一層重大なものと考へられてゐるといふ事實は、刑罰の量定に於ける比例價値の原則に等しく基いてゐるものと考へられるのである。共産派のリーダーの一人なる檢事總長クリレンコが嘗て陳べたように、「社會的に危險な行爲に對して戰ひを繼續してゐる間は、共同の利益は個人の利益よりも大切なのである」。共産派並びにソヴェート政府は、この資本主義より共産主義への「過渡時代」の途上に在つて、かゝる戰ひを遂行してゐるのだと考へてゐるのである。

Current History, February, 1932

人格は完全に仕上げられたる意志なり
——フアリス

(A character is a completely-fashioned will.)

人格は貯藏せられたる力にして、何等の手段を用ひず直接自身にて働きかく——マースン
(Character is a reserved force which acts directly by presence and without mean.)

勇氣は高き人格の心臓なり——ロード

(Courage is on all hands considered an essential of high character.)

市民、國家及犯罪者

——人を傷つける者は己を傷つけるものであり
己の言行はすべて己に歸へる——

ホイツマン

市民の大多數がその地方の安寧に影響する多くの問題

のすべてを直接調査研究するといふことは出來ることではない。それ故に善き政治に緊要なことは、民間諸團體が共同生活の或局面の調査研究の役目を進んで引き受け立法上、行政上、そのいづれにしても望ましき變更を官廳の上に促進すると共に、すべての健全なる行政的發達の根源たるべき輿論を準備するといふ二重の問題を進んで引き受けるといふことである。

行刑に關するハワード聯盟の職分はかゝるものである。それも幸、行政機關を地方の實際的必要に應じて調整するといふ事務上の傾向によつて充分運用せられるならば、官僚者流の努力も法制的に支持を失ふて阻れ、そして廢止せられるに至るであらう。

ハワード聯盟

ハワード聯盟とは何であるか
それは何を代表するか

近代デモクラチック官廳がその複雜な諸機能を正しく遂行しようとせば、有能にして根強き市民の奉仕、しかも進歩せる輿論に刺戟せられ支持せられて居る奉仕を必要とする。その行政に就いて無智乃至冷淡な國民はオキマリ的精神の官僚者流に支配せられるといふ危險に赴く。それも幸、行政機關を地方の實際的必要に應じて調整するといふ事務上の傾向によつて充分運用せられるならば、官僚者流の努力も法制的に支持を失ふて阻れ、そして廢止せられるに至るであらう。

ハワード聯盟は一九二一年既存の二つの組織、即ハワード協會と行刑改革聯盟との合併によつて形成されたも

のである。而して前者は一八六六年に創立せられ、その名は偉大なる博愛主義者、デヨン・ハワードの名によつたものであり、このハワードの努力によつて十八世紀に於ける全歐洲に亘る刑務所の恐るべき状態が著しく改善せられたのであつた。

ハワード聯盟はその名が示す所の人道主義精神を保持せんと力むると共にその確信する所は、違犯者に對する正しき處遇と犯罪防止とが離るべからざる關係にあるといふこと——犯罪者に對する理解し難き方針は單に犯罪者のみならず社會全體を害するといふことである。害悪との戰はその原因の理解によつてのみ成功せられるといふ原則は犯罪の場合にも例外ではない。この原則にして採られるならば、全然鎮壓抑制の爲の刑罰の古い諸方法は不適合なもの、否危険なものとさへ考へられるのである。これ等諸方法は違法の徵表に基づいて居るのであって、社會的である、個人的である、とにかくその違法の原因を何等酌量しては居ないのである。そしてこれ等の方法が過去に於てもたらした結果とは、疑もなく犯罪模倣を事實常習犯の身分までに強制したといふことであつた。問題をより高き基礎に立てず、他の多くの人々が同様な身の成行に陥らぬやう『威嚇して止ましめる』とい

ふ考への爲に、即『みせしめ』の爲に、一市民（犯人）の嘗ての希望、行狀よき市民たらんとする希望の品位を奪ふといふことは惡しき方針である。

過去の諸改革

正常者に對する多くの重要な改革、ハワード聯盟及その生みの協會が助力して運び付けた所のより効果ある刑制度の詳細に亘つて述べるといふことはこのパンフレットの目的外である。然し曲柄（crank）、踏み車（treadmill）の如き人の品位を傷つける刑罰の廢止、少年審判所、青少年感化院の設立、罰金納入の代價にあたる時間の勞役（この結果、罰金不拂によつて入獄せられた者の數は一九一三年の七五、一五二より一九二四年の一四、六三三にまで減少した）は戦前數年間その爲にこの聯盟の生みの協會によつてなされた活潑な運動の結果として生じた有益な諸變化の中に含まれて居る。

大戰以來實際的進歩が我が行刑に於てなされた。獨房拘禁といふ無益にして殘酷な刑罰の範圍も制限せられた結果、今では如何なる人も一週間以上は獨房に拘禁せらるることはない。不自然な、精神を破壊する沈點の規則も左の如く緩和せられて居るが、それもその全廢がたゞ

この問題の調査委員が任命せられ、かくして法律に於けるかゝる變更が勧告せられたのは、この全く防ぎ得ない未公判者の拘禁に對する強い陳情がハワード聯盟によつてなされるに至つてからである。

婦人は婦人の側から犯罪防止事業に特殊な貢献をなすといふ信念から婦人巡査、婦人治安判事、若き囚人に對する婦人巡視人の任命を強く主張したのであるが、今日に於ては婦人はかゝるすべての才能に於て國家に奉仕して居る。

その將來

然し遂行された改革が如何に大きいものであるにしても我々の行刑制度がどんな意味に於ても満足なものと看做し得られる前には、尙多くのなさるべきものが残つて居る。然し聯盟の廣範圍の活動を詳細に述べ、或は聯盟が今働きかけて居る所の種々の改革を充分論究するといふことはこゝでは不可能である。が聯盟が最も眼前に横る目標としてゐる所のものゝ中には次の如きものが含まれるであらう。

一、貧民の合法的援助に關するより以上の規定
貧民の無料辯護に對する現在の便宜は不十分である。

學術的にのみ認められて居るにすぎないのを恐れる。即多數の刑務所には有志の教師が入れられ、囚人をその種類につれてクラスに分け、そして極度に價値ありとせられる教育事業を一般になすことを許されて居る。今日では多くの訪問者はしばらく囚人が様々の刑務所に居住するのを見るし、又訪問者は純然たる鎮壓の爲の監禁をば防止するに大いに力となり、そしてこれをより廣き範圍に擴大する改革となすことが出来る。これ等の改變は廣く得られた。そしてこれは確にハワード聯盟の働きによつて早められたものである。

手續の領分に於ても亦大きな諸改革が最近數年間に獲られた。これ等の内最も重要なのは恐らく一九二五年の刑事裁判法に基づく所の保護觀察制度の擴張であらう。一八八八年の早くからハワード協會はかかる一制度の採用方が迫つて來たのであるが、保護觀察が英國の法律に於て認められるに至つたのはそれより二十年後のことであつた。一九二一年ハワード聯盟は保護觀察司任命をすべての略式裁判所に強制する一議案を唱道したが、今やこの提案は一九二五年の刑事裁判法によつて法律とせられて居るのである。この法律は犯行と公判との間にしばり起る所の拘禁の長い期間を著しく減じたのであるが

警察裁判所が重大犯罪の事件を取扱ひ、その権限は絶へず擴張せられつゝあるにも拘らず、此處に於てはかかる無料辯護は何ら用をなさない。上級裁判所に於ては貧困は被告を容易ならぬ不利益に置く。刑事法廷に起訴せられた被告が何とかして合法的辯護の費用に堪へることが出来る場合には常に勝訴するといふことは合法辯護の必要に就いて一般公衆の懷く心情をはつきりと示す所の一事柄である。初犯に當つて懷く確信のもたらす重大な結論は、すべての初犯者に合法的援助を與へるといふことが特に望ましいといふことであらうし、又被告がこの確信を事實持つたことも稀ではなかつたといふことは、被告に對する合法的助言の必要を益々大きなものとする。それ故にハワード聯盟は、すべての法廷に於て援助の費用を支拂ふことの出來ない人々の爲に無料の合法的援助が利用せられることを強く勧告するものである。

二、保護觀察適用の擴張

當局者すべての意見を同じくする所は、短期判決で犯人に初めて刑務所入りをさせるといふことは此の上もなく有害であるといふことであるが、現に保護觀察を以てそれに代へた結果が犯罪防止の目的を非常に甘く達して來て居る。然しこの制度の適用程度は治安判事席の異なる

につれて著しく相違があり、又その成功は大いにこの管理に任命せられる保護司の選擇と特殊な訓練とにかくつて居る。

ハワード聯盟の望む所は、この制度が充分採用せられて居る裁判所の成功に關する報告を廣め、その價値に就いて一般に輿論を教導して、國のすべての裁判所に於ける保護觀察の適用が最高度に達せられるやうになることである。

三、犯罪の原因及犯罪者の特殊な要求に就いての

醫學的調査の便宜及その利用の増大

ハワード聯盟は次のことを強く唱道する。即身體的或は精神的異常が犯罪の一因であり、犯罪の正しい處置の決定に當つてこの異常が考慮せられなければならぬと疑はれる理由の存する場合には、常に精神鑑定家によつて囚人を醫學的に検査するといふことである。精神的缺陷及發狂錯亂に關する法律的定義は狭くして、最近に於ける醫學的進歩に照して改正さるべき必要がある。普通の刑務所の中には、單に醫學的、精神的治療にのみ感應を示し、その狀態は普通の刑務所の組織では改善せられるよりはむしろ一層悪化せられるやうな犯人の澤山居るといふことは刑務所當局者を困らす一重大根源であつて、

當然根絶せられなければならぬことである。

四、囚人に對する生産事業の規定

現在の刑務所の作業は三重の缺陷によつて害されて居る。(一)刑務所の作業は囚人釋放の際に於ける眞面目な仕事の爲に何等囚人に備へる所がない。(二)舊式な方法と機械類のない爲に消費された労働は生産物品の價値には全く不相應なものである。(三)その仕事は興味、責任進取の氣性を破壊する。それ故にハワード聯盟は次のこととを強く主張する。即囚人を新式方法で經濟的に作業に就かしめること、そして囚人はその仕事に對して適當な労働組合賃銀歩合で支拂はれ、その賃銀は次の如き費用に割當てられること、

- a 刑務所に於ける給養
- b 囚人に依據する者の扶持
- c 財産犯の場合の賠償
- d 囚人の釋放の場合

若し以上のこととがなされるならば、刑務所は國家の莫大な負擔を減少し、囚人の罪なき依據者達は他人の犯罪の故にそれ程まで損害を受けないで済むであらうし、又囚人の釋放から仕事を見つけるまでの非常に困難な危険な期間の爲の幾らかの準備もなされるであらう。財産に對

する犯罪の場合には、加害者はその犯罪に依る権利の被害者に賠償をなすべきを要すといふ原則は犯人保護觀察法に於て設けられて居る。ハワード聯盟は、この原則は被害者の爲のみではなく、その犯罪者への道徳的効果からして、亦社會の爲にも働きをなすものであることを信ずる。それ故に聯盟は、この原則が擴張せられて、賠償を實際化する所の賃銀制度の採用と結合せられることを觀迎するものである。

五、普通の刑務所には全然少年を入れざること

刑務所の雰囲気が少年に與へる所の惡化的希望を破る如き影響は別としても、刑務所のこれまでに犯罪學校の機會たることが餘りに多かつた。それ故にハワード聯盟は、年長にしてもつと惡に強い犯人と接觸するやうになる所の普通の刑務所には、一人の青年を入れしめないといふことを強調する。青少年感化に望む大きなことは、他の種類の如何なる犯人とも接觸せしめないといふことに存する。

六、國際的事業

デヨン・ハワード、エリザベス・フライの二つの名は諸外國に於ける行刑改革を助けた彼等の働きによつて全歐洲に於て有名である。國際心の發達は大戰によつて刺

戦され、交通手段の進歩によつて促進され、そして各国民をしてそれ等の有する知識を等分せしめ、事務執行の問題に共に協力せしめるに至つた。それ故に聯盟は事業の國際的方面の範囲擴大を強めようとして居るのである。聯盟は英國並びに外國の行刑状態を研究し、その報道の中心として活動する。聯盟は外國に於ける豊富なる経験ニュースを英國に傳へ、英國の制度に關心を有する外國人には絶へず報告と紹介を供給する。今日ではスコットランド、オーストラリヤ、ニュージーランドに聯盟の支部があり、多くの他の國々には通信員が居る。機關紙 the Howard Journal は世界に流布して居る。

七、死刑の廢止

應報として、或は全然刑罰として人の生命を取るといふことは、疑もなくそれ自體誤つたことであつて、死刑は犯罪を防止する爲に必然的であるといふ證明があつて初めてその正當さが認められたのである。然し他國の経験と我が國の統計が示す全く決定的なことは、死刑は應報みせしめとして決して必然的なものでなければ又その望む所を達せしめるものではないといふことである。死刑の不變更性は多くの誤謬の危険、一の恐るべき危険を與へるのであつて、これはすでに世に知られてる所で

の變化の表現でなかつたならば死せるものであるといふことである。國家はその國民に對して犯罪防禦の義務を負ふと共に犯罪者その人に對しても彼の誤つた行爲を挽回する機會を與へるといふ義務を負ふものである。然し若し恐怖、復讐が我々の行爲を支配するを許されて居る間は、これ等の義務のいづれも正しく遂行されることは決して出來ない。學識ある人が疾病に對してなす冷靜な鬪争の精神が犯罪と戰ふ所の精神と同一である。かかる精神が、應報法が今まで達し得た以上に、被害者と同様又その侵害者をも抱擁するに十分寛大である所の同情ある理解といふキリスト教徒の態度により多く我々を近づけるものである。我々の前に横たはるこの事業は遠き将来に亘るものであつて、我々の内生きながらへてこの事業の完成を見るとの出來る人は誰もないことであらう。

The Citizen, the State and the Criminal.

ある。それは單に宣告された犯人の罪なき縁者にばかりではなく、すべて死刑執行に關係した人々にも云ひ盡れない苦惱を起す事となる。かかる刑罰のあるといふことは、かかる犯罪への煽情的病的興味を引き起し、かかる興味の導く所は結局、防止されなければならぬと考へられた當該犯罪の單なる繰返へしであり、社會の多くの方面に風紀壞亂の効果を與へるにすぎないといふことである。

ハワード聯盟は國民死刑全廢會議と密接に協同し、この會議に緊要な調査研究に或重要な役割を引き受ける。然し此處に附言せられなければならぬことは、議員の投票は死刑廢止賛成者の大多數であることを示したが、議員の中には聯盟の他の目的に就いては全幅の支持を與へて居りながら、この問題に關する政策には賛成しない人々の存するといふことである。それ故に死刑存置賛成者が聯盟の一員とせられず、しかも聯盟の他の目的達成に助力するといふのに理由は存しない。

聯盟に就いての我々の報告を此處で終るといふことは或は聯盟に就いて一の誤つた印象を與へるかも知れない。然し聯盟各員の一致せる見解は、法律と行政に就いての最も啓發進歩した諸改革でも、若しそれが國民の心

熱心のみ人生を永遠にする——ゲート

(Earnestness alone makes life eternity.)

熱心は飛躍する電光なり、理智の馬力を以ては測られず——ヒーラスン
(Enthusiasm is the leaping lighening not to be measured by the horse-power of the understanding.)

熱誠は嚴肅、內面的、克己なり、單なる興奮は外面的、空想的、ヒステリックにして忽ち笑ひに變す——ジョン・スターーリング
(Enthusiasm is grave, inward, self-controlled; mere excitement, outward, fantastical, hysterical, and passing in a moment from tears to laughter.)

海外時報

英米に於ける

少年犯罪の増加

大陽氣のデヤズ時代も花火のやうに消え去つて、殘る煙の中からグレート・デブレツション（大不況）が突如として慘憺たる姿を現はして來たのだが、狂氣じみた罪波は毫も鎮まらないばかりでなく、却て高まる一方で、しかも、もつとも悲しむべきは、アメリカでも英國でも青少年がこの犯罪者オン・パレードを斷然リードしてゐることである。まだ、ベースボールやフートボールをやつて遊んでゐて然るべき年頃の少年が、或は生くる爲めと稱し、或は單に冒險の念に驅られて、大それた犯罪を敢てして憚らないのである。

只だ一例だが、ニュウヨーク市のボリス・ヘッドクオーターズ（警視廳）では毎日犯人として逮捕せられたものを被害を蒙つた市民の前にライン・アップ（整列）さ

せて、鑑識捜査の便に供してゐるが、最近のこのラインアップでは、十六才になる黄色い髪の毛の頬の紅い若者が、他の年長の一見札つきらしいクリミナルを前にして其場の人氣をさらつていつてしまつたのである。ニューヨークの「ヘラルド・トリビューン」紙の報する所によると、この十六になる聲のやさしい身ぎれいな若者が、どうして自分のギャングを組織したか、其ギャング中の敵のためにどうして殺されかけたか、十八度もやつたホールド・アップで、しかも一度などは、グレート・ホワイト・ウェー（ブロード・ウェーの事——ニューヨークの盛り場）の眞ん中の劇場でやつたホーリド・アップの模様を物語つた時には、其場にゐ合はした二百人のデテクティーブ（刑事）は悉く驚愕の目を見張つて、其話に耳を傾けたのである。

このヶ月は、幾度か逮捕されて、二度はニューヨークのウェルフエア・アイランドの養育院（House of Refuge）に收容されたのであるが、二度共、居房のバー（鐵格子）を鋸で切つて、イースト・リバーを游いでマシンハツタンへ逃げのびたのである。フイラデルフィヤへ飛んで、其處で買ひ入れた六挺のピストルで武装した、この五尺三寸の若者は直ちに自らギャングを組織したの

であるが、内輪もめからギャングは破れ、其結果、危く殺されかけたので、其後は獨りで「仕事をして」（ワーキング）ゐるものである。

ニューヨーク市のボリス・デパートメントの長官たるコムミツショナー・マルーネー氏は、警察部の年報で次の如く述べてゐるのである。「警察にとつて、一番困るのは、此頃のクリミナルの大部分の年齢もいかない少年

なることである。數年前には、ボリス・ヘッドクオーターズで行はれる毎日のライン・アップに顔を列べるクリミナルは、中年者で、酒喰ひで、犯罪に慣れ、しかも、其犯罪も特殊のタイプが定まつてゐたのであるが、今日では之とは全く反対で、ライン・アップに出て來るものには、十七才から二十一才までの若者のパレード（行列）で、其犯罪も種々雑多で、其タイプの捉へ所のないのが警察には一番厄介なのである。この若い連中が、公衆や新聞記者の面前で、極めて冷靜に臆面もなく、自分達の慘酷極まる犯罪の計畫やら實行やらの詳細を自ら進んで述べ立てるのである。全く驚き入つた次第である」。

アメリカとはちがひ、萬事をとなしい英國ですらも、少年犯罪は増加する一方で、最近ホーム・オフィス（内務省）で發表したリポート（報告）によると、一九三〇

年度のクライム・レコードは今世界中の最大のものなることが報ぜられてゐるのである。しかも、この報告に現はれたる事實の中で最も意味の重大であるのは、有罪の宣告を受けたものゝ、五分の二が二十一才以下のものであることである。其三分の二は三十才以下で、三十才と四十五才の間のものは僅かに四分の一、五十才以上のものは僅かに百分の七である。

而して、英國に於ても、ホーリド・アップや自動車利用の掠奪（motor banditry）といふやうな種類の犯罪が日を追ふて増加して來るので、一般に危懼の念を高ましめてゐるのであつて、今に英國も「アメリカに於けると同じ様な」状態になりはしないかと恐れられてゐる。アメリカから輸入せられるギャングスター・フィルム（悪漢團の映画）は此等のタイプの犯罪の増加を來たした責任を負ふべきものであるとの非難を浴びせられてゐる。

かかる少年犯罪の増加の責めは、警察の無能に歸せらるべきであるよりも、むしろ、社會生活に於けるホームがホームたる其任務を棄てゝしまつたのに歸因するものではあるまいかと思はれる。已に幾度か多くの新聞紙ものは、前代の今よりもつと單純であつたホームのや

つて來たやうに、子供の性格の訓練といふことに力を致さないのである、とボストンの「ヘラルド」紙は説示し更に筆を進めて、

「小さなアパートメントの發達と自働式の機械の發明と共に、多くの家の仕事といふものは全く消えてなくなつてしまつたのである。前には手工に依つて得られたものは、今や全く工場の製品によつて取つて代はられたのである。昔は音樂は家庭で生まれたのであるが、今はラヂオで外から運ばれてくるのである。嘗つては家庭生活と切つて離すことのできないものと思はれてゐた多くの仕事は、外部の利害關係のために今は全く押し除けられてしまつたのである。

この悲しむべき状勢が、恐らくは、少年犯罪増加の數多き根本的原因の一つと云ふべきであらう。嘗つてはホームを中心として行はれてゐた多くのこまゝした義務とか、仕事とか、娛樂といふようなものは悉く消滅して別な處へ移つて行つてしまつたのである。而して、これと共に、子女の守るべき柔順勤勉の良習慣を養ふ貴重なチャンスともいふべき家族生活の結束も弛廢してしまつたのである。男の子と女の子とを訓練すべき何か別の方法が發見せらるゝまでは、大戰後の十年間に、このアメ

リカにはびこつて來た忌はしいローレスネス（無秩序）の状態を改善することは、恐らく困難な事であらう」と失望してゐる。

Literary Digest April 23, 1932

ニユーヨーク州の 「公敵」法

一九三一年の秋、米國ニユーヨーク州の議會では、ニヨーク市々參事會長マツキー氏及び市の警察長官マルーネー氏の建議にかかる「社會の秩序を亂す行為」(disorderly conduct)に關する刑法の改正案を可決したのである。この改正案による規定といふのは、次の如くである。

「平和ヲ攪亂スルノ意圖ヲ以テ、又ハ、平和ノ攪亂ヲ來タス虞アル意圖ニヨリ違法ノ職業ニ從事スルモノ、又ハ、平素惡評ヲ受クルモノニシテ不正ノ目的ヲ以テ盜賊惡徒ト交ハリ或ハ屢々不正ノ場所ニ出入スルモノハ社會ノ秩序ヲ亂ス行爲ヲ犯シタルモノト看做ス」

(“A person, who, with intent to breach the peace, or whereby a breach of the peace may be occasioned, is engaged in some illegal occupation, or who bears an evil reputation and with an unlawful purpose consorts with thieves and criminals or frequents unlawful resorts, is guilty of disorderly conduct”)

ぬいふ、これには、この法律が試験のためだといふ説明がついてゐて、只だ數ヶ月間實施の効力を有するに過ぎない、との但書の規定が添へられてゐるのである。

この法律は、警察にとつては實に恐ろしいほど有力な武器で、この法律によつて、明々白に犯罪を行はなかつた者をも逮捕することができる。」「イブル・レブュウテーション」(悪評判)といふ語は、「アンローフル・ペーパー」(不正の目的)といふ語と共に、解釋次第で非常に廣汎な意味にとれるので、従つてこの規定を廣い範圍に適用せしむることができるが、同時にまた、この規定のためにかなりの権利侵害も生じて来る虞があるのである。一例を擧げると、最近、二人の男が彼等の室で熟睡してゐた處を、午前の五時に巡査にふみ込まれて、この法律の下に逮捕されたといふ事實がある。

のである。

この法律が若しニニヨークで試験に成功したならば其試験の結果は多くの他のステートの注意を喚起するこゝ思ふのである。特に彼のシカゴを首府とするイリノイ州では、早速同じく的な法律を作ることである。

Journal of Criminal Law & Criminology,

March, 1932

一九三一年度に於ける

リンチング(私刑)

メキシコ湾に沿ひた合衆國南部のアラバマ州のタスクジー市(Tuskegee, Alabama, U. S. A.)に在つて、黒人に職業教育を授くる目的を以て州法によりて一八八〇年創立せられたるタスクジー普通職業學校(Tuskegee Normal and Industrial Institute)は、從來白人と黒人との融和に力を致して來たのであるが、最近の同校の年報によると、一九三一年には、合衆國を通じて十三人がリンチ(lynch)されてゐるのである。此の件數は、

一九三〇年の二十一件よりも八件少なく、一九二九年の十件よりも三件多く、一九二八年の十一件よりも二件多く、一九二七年の十六件よりも三件少いこととなるのである。尙ほ年報によると、リンチされた人々の中十人は已に法の手の中に在つたものである。この十人中、七人はデュール（拘置場）から、一人は病院から奪ひ去られ他の二人は保釋中に在つたものである。犠牲者中の一人は縊殺された後、其屍體は焚かれたのである。

以上は、實際に行はれたリンチングについての報告であるが、尙ほこの外に合衆國を通じて、官憲の手によつて纏かにリンチングを防止するを得た場合が五十七件あつたのである。この五十七件の中、七件は合衆國の西部及び北部のステートに起り、五十件は南部諸州に起つたものである。此等の場合の四十五では、目的の被拘置者を他所へ移したり、又は、ガードを増員したりしてリンチングを防いだのであるが、他の十二の場合では、其目的で押し寄せたリンチチャーを追ひ散らす爲めに武力が用ひられたのである。この五十七箇の場合に、危ふくリンチされた人々は合計八十八人で、其の内十八人が白人で、十六人が男二人が女、他の七十人がニーグロの男であつた。

第一回の講習を開始する。講習期間は四週間で、五月二十八日に終る筈である。講師はそれぞれの方面で立派な資格を有つてゐる専門家揃ひで、ノースウエスターントン大學及びシカゴ大學の醫科法科の教授は勿論、シカゴ市の警察部の人々より合衆國政府司法省大蔵省の官吏並びにイリノイズ州の官吏等を網羅してゐるのである。

このラボラトリの設立は、シカゴのギヤングの殺人事件が機縁となつたものである。一九二九年の聖バレンタイン祭（二月十四日）にシカゴの或るギヤングが其敵たるバツグス・モーランのギヤングの團員七人をマシーン・ガンとショットガンで器用に片づけてしまつた事件があつたのであるが、熱心な取調も其効なく、犯人の手があつたのは毫も發見されなかつたのである。處が、それから數ヶ月経つて久しい間アメリカ中のお尋ね者となつてゐた殺人犯人のバークといふものが北部ミシガン（ミシガン湖をへだて、イリノイズ州と對する州）のかくれ家から偶然の機會で驅り出された時に、バークの所持してゐたガンが前記のシカゴの聖バレンタイン・デイのギヤング・マーダーに用ひられたものと同一であるといふことがアイデンティファイ（鑑識）されて、茲處で初めてギヤングのマーダーの犯人の正体をつきとめる確かな手

リンチされた十三人の中、一人は白人で、残りの十二人は凡て黒人であつた。負はされた犯罪といふのは、殺人が五件、強姦未遂が五件、傷害が三件である。リンチングの起つたステートと其等のステートに於けるリンチングの數を擧げると、アラバマが一、フロリダが二、ルイジアナが一、マリーランドが一、ミシシッピーが三、ミズーリが一、ノース・ダコタが一、テンネッシーが一、ウエスト・バーデニアが一、となつてゐる。

Ditto

科學的犯罪搜査研究所

一九三〇年の末、シカゴのノースウエスターントン大學（Northwestern University）に創設せられたるアメリカに於けるこの種の唯一の研究所たるサイエンティファイツク・クライム・デテクション・ラボラトリ（科學的犯罪搜査研究所—Scientific Crime Detection Laboratory）は、今年の五月一日からシカゴ市のレー・キシオア・ドライブ（湖岸自動車道）のはづれに在る市のボリス・デパートメントの本部^{オフィス}で、警察官練習のため

がよりが擰めたのである。このアイデンティファイケーションに成功したのが、現在のこの科學的犯罪搜査研究所の長たる彈道學の大家 (ballistics expert) カルビン・ゴツダード氏であつたのである。前記のシカゴのギヤングマーダー事件に際して、取調べが抄取らないので、當時この事件の陪審長をやつてゐたシカゴのマツシー氏が自費を投じて、ゴツダード氏に事件の調査を托してあつたのである。マツシー氏は、強力犯に於ける證據の確保と其の保存については科學的方法の効力の實際に證據立てられたのをみて、深く科學の力に感じて、ノースウエスターントン大學の總長のスコット氏や同大學の法學部長たるデオン・ウイグモア氏を説きつけて、犯罪に處すべき科學的方法を發達せしむるため、ゴツダード氏の監督の下に一箇のラボラトリを大學附屬として設けしむることに決したのである。で、ゴツダード氏は歐州に赴いて、同じ目的を有つてゐる各處のラボラトリを視察し、歸來其調査に基き、マツシー氏より基金の供給を得て、效に初めてアメリカに於ける唯一の此種のラボラトリを開いたのである。彈道、指紋、印刷、手蹟、織物の織り方、歯科術、微生物、化學、紫外線、寫眞術、血清學、其他幾多の専門學術による鑑識に長じた専門家の職員が

組織せられ、専門技術上の設備機械が彼等の用に供せられたのである。

このラボラトリの最も重要な性質の一つは、大學の法學部及び醫學部と聯絡を取つてゐることで、兩學部の研究は直ちにラボラトリに利用せらるゝのである。而して、學校の職員は同時にラボラトリの職員となつてゐるのである。

このラボラトリの機關雑誌たる「アメリカン・デヤーナル・オブ・ポリス・サイエンス」(“American Journal of Police Science”) (アメリカ警察學雑誌)は、已に合衆國ばかりでなく、漸く廣く諸外國にまで知らるゝやうになつたのである。

American Review of Reviews, January, 1932

親切なる言葉は効果が多くて元はからぬ
(Kind words are worth much and they
society is found together.)

親切なる言葉は効果が多くて元はからぬ
—英、俾
(Kind words are worth much and they
cost little.)

天文と人事の關係

附：時局の前途

隈 本 有 尚

この「天文」と云ふ事に就いて——吾國の民衆は明確でなくとも免に角或種の感想を抱いてゐるやうである。例へば、講談師の所説に従ふると、彼の本能寺の變に際して眞田父子の如きは遠く上田城に住しつゝ、疾くも之を知つてゐた。一日昌幸はその子幸村を召び、今の謂ゆるメンタルテストを試るのであつた。「如何に幸村、今頃は京都の状勢何と見るぞ、そちの意見具さに述べて見い」と。幸村腹面もなく答ふるやう、「さればに候今頃は信長は小兵を率ひ本能寺に舍どり（勿論本能寺と迄は判つて居たわけではなかつたらうけれど、兎に角孤軍を以て東に舍どり）腹心の諸將舉つて他に出征

中とて、その身邊一入手薄なる折柄、光秀は素早くもその虚に乘じ、事を擧ぐるは今なりとなし、大兵を擁しつゝ、入洛し、その異心勃々たるものあらんれば、果して事實としたら、そは「天文」を用ゐたのではなく、實には間牒又は秘密通信法を用ゐるのに巧なることに歸すべきであらう。尊氏の如きはこれを用ひて窮地にゐ乍ら巧に九州地方と連絡を圖り、捲土重來の資に充てたと云ふ物質的證據が三種程今猶現存してゐるなれば、眞田父子もその例に漏れず亦常にかやうな類の方法を用ゐるのであつたと推測される。去追こゝに私がこの例を引く譯は必しも史實の詮議^ハ證^シ事とする次第ではなく、寧唯、吾國では昔の名將と云はれる人々が、居乍らにして遠處の事變をば未然に見透する力あり、而してそれが「天文」術に依つてあるとの信念、膽氣乍ら世間の民衆中に今も傳はつてゐると云ふ事實に就いて皆様の御注意を引きたい

爲なのである。

この信念は實には支那よりの輸入であつて、彼の古文獻には古の王者は皆「仰いで天へに觀・伏して地理に察し」つゝ施政の方針を建てたと云ふ意味が往々窺はれるのである。それが周末孔子の時代には既に傳を失ふてゐたらしい。「文王碑」して文こゝにあらず」杯の文句は蓋し此の謂でもあらう。孔門の徒に六藝に通ずる者何人とあつて、六藝の中には「算數」がある。其「算數」の中に又「天文」があつたかも知れぬが、孔子は晩年易に向つて心を傾倒され、「十翼」さへ選ばれたとあれば、易と天文と全く没交渉なる點に觀、孔子は天文を御承知なく、從つて「文王歿して文こゝにあらず」の文句は文王歿は斯學が傳はつたれど、文王後その事なしとの意なりと釋したいのである。

日本に於ける今一の例を挙げようなら、日蓮（第十三世紀）が安國論を著して弘安四年の元寇を豫言したとある。これは法華經中釋迦の所説に本づくと日蓮は

そこで今の天文學の大要に通じようとするに先以て心得おくべき前提は四つある。

（二）天文學上の前提二三

て、若し地平下のを合するなら計六千となる。これ等は我が地球を距ること非常に遠く、従つてその相互の位置關係、一往に於て、千古不易とされる。その間にあつて之を背景として「日」（姑く地球を本位となし）は日々西より東へと動き、地球の自轉に依つて凡ゆる天體が東より西へと時々刻々に動く如う見へるとは別の談なり）一年を以て天を一周する。その軌道を「黄道」と名づく。この外に、「月」あるは勿論、又總じては「惑星」（曜）と云ひ、別しては、水・金・火・木・土と名づけ、黄道の南北各八度半の範囲（黄道帶）を限つてこれに沿ひ、同じく西より東へと動く。この七曜（日と月とを含め）に加へて現代發見の天王星・海王星がある。今の天文考察は専らこれ等九曜に限り、恒星は姑く之を度外する。

その（一）は、前述九曜の一々に「役割」ありと云ふ事である。例へば、火星はその人事に影響する限り、闘争心を起させ、直接行動を促す。宛ら相撲の神なるあつて之を背景として「日」（姑く地球を本位となし）は日々西より東へと動き、地球の自轉に依つて凡ゆる天體が東より西へと時々刻々に動く如う見へるとは別の談なり）一年を以て天を一周する。その軌道を「黄道」と名づく。この外に、「月」あるは勿論、又總じては「惑星」（曜）と云ひ、別しては、水・金・火・木・土と名づけ、黄道の南北各八度半の範囲（黄道帶）を限つてこれに沿ひ、同じく西より東へと動く。この七曜（日と月とを含め）に加へて現代發見の天王星・海王星がある。今の天文考察は専らこれ等九曜に限り、恒星は姑く之を度外する。

その（一）は、前述九曜の一々に「役割」ありと云ふ事である。例へば、火星はその人事に影響する限り、闘争心を起させ、直接行動を促す。宛ら相撲の神なるあつて之を背景として「日」（姑く地球を本位となし）は日々西より東へと動き、地球の自轉に依つて凡ゆる天體が東より西へと時々刻々に動く如う見へるとは別の談なり）一年を以て天を一周する。その軌道を「黄道」と名づく。この外に、「月」あるは勿論、又總じては「惑星」（曜）と云ひ、別しては、水・金・火・木・土と名づけ、黄道の南北各八度半の範囲（黄道帶）を限つてこれに沿ひ、同じく西より東へと動く。この七曜（日と月とを含め）に加へて現代發見の天王星・海王星がある。今の天文考察は専らこれ等九曜に限り、恒星は姑く之を度外する。

その（一）は、前述九曜の一々に「役割」ありと云ふ事である。例へば、火星はその人事に影響する限り、闘争心を起させ、直接行動を促す。宛ら相撲の神なるあつて之を背景として「日」（姑く地球を本位となし）は日々西より東へと動き、地球の自轉に依つて凡ゆる天體が東より西へと時々刻々に動く如う見へるとは別の談なり）一年を以て天を一周する。その軌道を「黄道」と名づく。この外に、「月」あるは勿論、又總じては「惑星」（曜）と云ひ、別しては、水・金・火・木・土と名づけ、黄道の南北各八度半の範囲（黄道帶）を限つてこれに沿ひ、同じく西より東へと動く。この七曜（日と月とを含め）に加へて現代發見の天王星・海王星がある。今の天文考察は専らこれ等九曜に限り、恒星は姑く之を度外する。

その（一）は、前述九曜の一々に「役割」ありと云ふ事である。例へば、火星はその人事に影響する限り、闘争心を起させ、直接行動を促す。宛ら相撲の神なるあつて之を背景として「日」（姑く地球を本位となし）は日々西より東へと動き、地球の自轉に依つて凡ゆる天體が東より西へと時々刻々に動く如う見へるとは別の談なり）一年を以て天を一周する。その軌道を「黄道」と名づく。この外に、「月」あるは勿論、又總じては「惑星」（曜）と云ひ、別しては、水・金・火・木・土と名づけ、黄道の南北各八度半の範囲（黄道帶）を限つてこれに沿ひ、同じく西より東へと動く。この七曜（日と月とを含め）に加へて現代發見の天王星・海王星がある。今の天文考察は専らこれ等九曜に限り、恒星は姑く之を度外する。

唱へたやうなれど、寧しろ佛書（例へば俱舍論の如き）一般の傾向、否、古印度傳來の概念に出でたと見るのが當を得てゐよう。これに據ると、末法の世に至ると、必ず天災・兵亂・經濟難が瀕來する。而もそれが五〇〇年乃至その倍數を以て一周紀とする。（これを五万年等とするは印度固有の言表方の大袈裟な慣例の爲なのであらう）。私は最近一編を作して之を現代の立場から釋したこともある。詰る所は日蓮の豫言と雖も第三者からすると猶且「天文」に外ならぬと云ふに歸する。

その外、ヘブライ民族中にも「天文」の行はれた例證は數々ある。聖書中基督前に輩出した豫言者の豫言を掲げあるがこれ又「天文」に根據をおいたことは今や學者の定論である。マテオ福音中基督がエルザレムの滅亡を預言し玉ふ項に「此より先き天に微あらん、日は晦み、月その光を與へず、星は天より隕ち、天の能力總て動搖せん」云々と明に基督御のものあること固より言を待たぬ。

（一）天文學て取扱ふ天體の種類

それ「天文」と云へば固より天體の考察に係る。天體と云ふが中にも、晴夜仰いで觀る所の天體は總じて「恒星」と名づけられ、それが肉眼に見へる限り、一等星より六等星迄その數約三千と號する。但しこは地平上を限つての談であつて、その前半は教育界に流浪したけれど、後半は隠退して専ら斯學の研修に從つてゐる。この四半世紀に亘る研修の収獲は固より片言隻句以て盡すべくもなけれど、今は誠に僅々一時間餘を以て之を要約しようとする。そこに聊か技巧を要する所のものあること固より言を待たぬ。

ければならぬと同時に、その時刻は今の斯學上認められる限り次の如く天體上の事件に係る（但し他の原則等は追つて必要に應じて略時之を補ふこと、しよう）。

（一）土木の大合

太陽系中最大の惑星は土と木とである、從つてその合（地心よりこれを見るとして黄道帶上同經度あるときこれを名づく）は實驗上最も重視される。就中天保十三年のは故あつてその效力二四〇年間持続すとされ、「大合」の稱がある。

（二）土木の小合

これはその效力二十年間持続する。かやうな小合は最近には大正十年にあつた。今猶有效期間に属する。

（三）日月の蝕

これは日月の合（新月）又は衝（満月）である。中にも、黄白交叉點に近く出来る者である。そが有效期間は五年乃至數ヶ月に亘ることもある。

（四）春秋二分・夏冬二至の入季

（五）新月（朔）

この（四）（五）の日取乃至時刻は皆様のポケット當用日記本にも掲げてあれば、今は之に説き及ぼすこととする。

（六）國に取つて主要なる事件例へば吾國では憲法發布の如きがそれ。

又今上陛下御誕生の如きもこの例に屬する。これ等は天體上の事件とは云ふを得ぬけれど、これ等に對應する天體上の形勢、即ち天文は當の事件發生の刹那を以て之を算すること可能である。

（三）實例の一

かくて詳しき學説は姑くおき、短刀直入的に實例に就いて今の天文術を約説しよようとなら、先茲に（一）土木の大合圖（天保十三年）（二）土木の小合圖（大正十年）（三）（四）明治昭和兩陛下の御生誕圖（五）憲法發布圖の五圖を掲げて

急ぎ歩を進むるであらう。

（一）先、大正十年の土木の小合圖に觀るに、天王は第三室に坐して日の衝を受く、第三室は隣國との政治的關係を掌る。こゝに破壊性の天王坐しつゝ日の衝以つてその惡性を濃化し居るのである。これが最も更する頃は、二曜の開き九度三十八分なるに觀て合後、即ち大正十年に當つてゐた。これが今の日支關係の緊張する前兆であつた。

次に土木の合自體は第九室（遠洋貿易）に坐し、日の合を受け、その開き九度四十二分であれば、貿易不利の峻刻化は偶々同じ日頃に襲來した。この星は英では倫敦圖の第二室（財政）に來りつゝ財政難を促し、金貨制停止の舉を餘儀なくさせ、かくて歐洲一般の窮状を反映さするのであつた。これが又米では華盛頓府圖の第四室に來り、主として農業界に打撃を加へ、傍々一般貿易を、又財政をも悪化させ、かくて謂ゆる世界的不景氣を促すのであつた。

次又吾國丈に就いて云はうなら、土木難を促し、金貨制停止の舉を餘儀なくさせ、かくて歐洲一般の窮状を反映さするのであつた。これが又米では華盛頓府圖の第四室に來り、主として農業界に打撃を加へ、傍々一般貿易を、又財政をも悪化させ、かくて謂ゆる世界的不景氣を促すのであつた。

（二）上述の天文判例は又他の圖からするものと結局一致するなれど、今は簡

の合自體は第一室（國民の元氣・健康狀態）第二室（財政・富の消長）を支配しおれば、思想變化又は元氣軟化は勿論、經濟難共に到ると釋すべきである。

次に事件の發生に關する今一入精細な星示はとなると、昨年（一九三一年）九月十二日の日蝕である。これが室女宮の一八度二七分を以て方さに土木小合圖の日に投じ、かくてその天王と土木合自體とを刺戟しつゝ外交經濟兩難を挑發するのであつた。而して外交難は當の陰月中に於て上弦の日を以て方さに滿洲事件の突發を見た。經濟難としては當時正貨輸出愈々急上多きを告げ、續いで來れる秋分入季、乃至十月十一日の月蝕等と相待つて卒に政變を促し、金輸出再禁止を餘儀なくさせた。但しこの十月蝕に就いては追つて後段に於て他の見地より釋するこゝ、しよう。要之、這次の滿洲事件は九月蝕の刺戟以てその導火となしたと謂ふを得よう。上海事變となつては、前述一般背景の非なるに加へて十月蝕と一月蝕との交渉に出づるなれど、今はこれが詳説を省く。然し當の九月蝕はその有效

期間極めて短かゝりしを以つて一往には意を安んずるに足るが如くなれど、これと作用を同うし且效力久しきに亘る蝕又復本年三月七日は來るので辺も油斷はできない。これが爲に日支關係（聯盟關係）は彌が上にも尖銳化しつゝ卒に中國は或種の重大決意を要する破目に逢着するであらう。この蝕の有效期間は前途五ヶ年とされる。

（三）上述の天文判例は又他の圖からするものと結局一致するなれど、今は簡に釋を試み皆様の御参考に供しあきたきに旨としてこれを省くのである。但こゝは主上陛下の御圖に窺はれる天文の判釋である。

この中に就いて最も顯著なる一兆候は第一室（外交）に海王の坐することである。海王は本來惡曜なれど今は月と水とより好角度を受けをれば、帝國の外交は概して和平を保ち得られよう。而して第七室の主曜は水（文筆・辯論）であつてそれが火（奮闘心）の好角度を受くるなれば、外交上時に必要に應じて言論に力を發揮し對抗意らぬであらう。然しそこ

に水は本來逆行しをれば力弱く、從つてその主張は恐く徹底すること難きに傾くを惜しむ。又海王は民衆を重視すれば、今後の外交は從來の「知らしむ可からず」の方針を替へ、云はゞ庶民外交に轉向するであらう。この判釋は昭和外交的一般的考察であるが、現下はそれと異なりて、海王は大正十年九月の土木小合自體より九十度角を以て犯されをれば外交は兎角悪化して他の強國の二重外交（underhand dealing）又は隠謀術數（secret machinations）に陥れられる虞ある。

而してこの傾向は今後十年間持続する。（茲に率直に公益の爲に私見を挿入しよ

うなら、本來支那側に於ては對日既存條約を破棄しようとの底意ありと見られる、而もその意氣は中々に強い。吾れ（

は當初よりかやうな言分は國際公義上取るに足らぬと信じたるに、豈圖らん哉

最近スチムソンの書簡は存外にも九ヶ國協定を以てこれと相容れぬ凡ゆる他の既存條約を解消するものとなし、暗に這次

支那側の底意を裏書する觀あるは如何。

その間吾れ（は一條の連絡を疑はざる

を得ぬ。加之、陽にモントロー主義に立ち、聯盟に加入せざして、陰に之を操縦しつゝ行動することは既に公然の秘密である。我が當局は夙にこゝに氣着きおられる筈なれば、されば、心を安んじて然るべきであらう。但し特にこゝに私が皆様の御注意を引きたいのは、凡そこれ等眼前の事件の進行が上述海王の意義に於て餘りに好く酷似すると云ふにある。兎に角に斯學上よりするなら第七室に双兒宮坐すれば、我が外交は今後姑く米に係累深きが如く見へる。今の對支關係と雖も、憲法圖にも亦双兒宮の支配下に屬し、而してこの宮は列強中米を掌るのである。これは支那の外交が究竟米の指し金又はその基調を帶ぶるに傾くことを暗示するものと見ねばならぬ。

今一の見處は天頂（國の威信・世界的地位）が九十度角以て土と木とに犯される事である。中にも土が最も適切なりとされる。こは個人の場合では他の爲に訴訟を用ひられることあるの徵である。國に取つては今の聯盟乃至國際裁判所等の設けあれど、これ等は猶完全でなく、

ある。外交又その背後なる軍事は當局に於て成算ありと云はれる。吾れは之を信じて心を安んじて可なりだ。然し總て功成り目的遂げて將に國威隆々たらんとするその途端場には、今の經濟上考慮不足の祟が、必然に翻ひられて、千仞の功を一貫に虧くこと皆無としまい。果して然うなら寔に萬古の憾みであらう。扱も今の經濟難はかの日蝕の示す限り、前途五ヶ年間持続する（昭和六年九月より起算するとして）、但その間途中昭和八年末より木星（増加を掌る）は我が主管宮たる秤宮に入り、當の月蝕の效力を緩和することはある。それが約一ヶ年間に亘る。日本が難關突破に努力して多少功を奏することあるは、多分この一年中であらう。因みに云ふ、曩に日露戰役に際し、露債の落つる甚敷割に邦債は存外に異動少しきを見た。その四分半利附の如きは戦後の一九〇六年に九十七に達し、發行已來の新高値を見せた。これが一九一〇年木星の秤宮に入るや一〇二迄沸騰するのであつた。今は事情全く之に反して日本は甚だ不利の窮地にある。當局の人々こ

云はゞ、有力なりとされ難ければ、當の星示は寧ろ對手國より何れかの形式を以て戰争を挑まれること、解すべきである。明治圖の場合には火星が東より昇つて西に傾き、天頂と四十五度角をなすと、日露開戰となつたこと拙著に載する如くである。這次昭和圖にあつては當初より天頂は土と木とに依りて犯されてゐる。斯學上からすると、この星示の威力は姑く潜伏してゐるが、一旦日蝕等來つて之を刺戟するに會ふとなれば、そこに忽ち星示本來の意義は現實となる。果せば、昨年十月蝕は秤宮一七度一五分以て當の土星の九十度角に投じつゝ之を刺戟し、そこで對支關係は對聯盟關係をも派生し、事益々紛糾しつゝ今日に至つたのである。

（三）かやうにして今の外交難・經濟雄は大正十年の土木合圖乃至昭和圖からこれを釋して餘りある。然も昭和圖に於ける十月蝕の關係は實にはその意義深く且遠い。更に一步を進めて日蝕自體の圖に觀るに、そは第七室に坐して方さに外交難を示しつゝ他圖よりする判釋を裏書

こに留意あつて欲しい、かくて日本が眞に經濟的地位を恢復し得るは蓋し一九三七年（昭和十二年）の秋後であらう。これに先きだつて凡ゆる奮闘努力は續けられねばならぬ、従つてこの頃迄には經濟的國是の確立、財界の根本的整理は漸くその緒に就き、内外の凡ゆる舊債務は皆済され、又は皆済の曙光、明に認められるの可能性見へる。然る迄には朝野舉つてのに對して今は七〇圓を割つてゐる。即ち絲價は盛況の一割にしか當らぬ。市價必しも賣額を示さないけれど、姑くこれを目安とするなら、今の賣額は盛況の三分一見當と見るべき理由がある。従つて總貿易額も亦それ丈減じつゝ輸出一に對して輸入二と云ふが如き割合なりと看做すを得よう。かくて圓價に之を觀るに、猶且この比例に漏れず、盛況の際圓價五〇弗（現送點より来る差數は姑く見ない）として今はその三分二即ち三三弗邊を出入しつゝあるは固よりその數である。この意味に於て爲替率は概ね貿易の盛衰、從つて吾國の經濟的實力の消長を測るべきバロメータと見られるのである。總じてこれ等からする經濟上の前途は今の經濟學・統計學の以て敢て豫想し得ぬ所であれど、天文學上よりすれば、必しも見透できぬことではない。この見地からして偶々長きに失する嫌あれば、こゝでこれを止め、跡は質問にでも譲ることとしたい。終に臨みて皆様に向ひ御清聽を煩はしたことを深く謝し申上ぐる（畢）。

すること勿論なるが、又同時に經濟難、從つそのバロメーターの邦債又は圓價の世界的市價の低落甚敷を意味する。この爲替は蝕後徐々正貨現送點より轉化し始め、一時姑く正貨現送以て之を支へたるや方さに三十弗臺に接近しようとしつゝ、その果して三十弗を割るや否やは問ふを要せぬ。事は一般傾向に係る。斯學上よりせば、この日蝕に對して今後四季の星示等加はり、一消一長あらうなり、その效力は疑惑と共に狹き範囲に止め、必しも大勢を動かすに足らぬ。抑かくの如きは果して何に由來するか。經濟學者は説く、爲替の變は輸出入の權衡如何に依ると。如何にも一往は然り。然し嚴密に統計を取ると、それ計りでは説明出來ぬ。必ずや國の經濟的地位、即ち信用に於て缺くる所あるが爲である。前述の日蝕は昭和圖との關係に於て之を示して遺憾ない。人は云ふ。謂ゆる經濟的封鎖果して來るや否やと。私を以て之を觀るに、こは寧ろ末の問題である。實には今が既に一義の封鎖來と看做すべきで

死の活き

方

相本まさを

死は一たい何ういふものだらう、私は今更ら乍ら、死といふものくらゐ解きがたい謎はないといふ氣がある。死は生の反対だ、と簡単にやつつけてしまへばそれまでだけれど、あなたがち反対でもあるまい、もつとも飛躍して生きんとする時に、そこには間髪をいれず死が迫つてゐるしもつとも大膽に死の決勝點に突進する時、そこに完全なる生が待構へてゐる。

爆弾三勇士などはこの例にもつとも匹敵する死であり生であると、私は見たいのだ。然しあくまで私は見たところで、三勇士は果してどんな心境を以てあの大事を決行したか、私には判らない。

併し人間の心理といふものは、さ

う大差のないもので、況や一つのことに當つて精神を統一した時の、所謂三昧境に於ては、大丈夫も匹夫も聖人も凡人も、何もさう異つたものはないと思ふ。

そこで三勇士は、あの場合は微塵も死を念頭に入れなかつただらうと思ふ。たゞあの大事を爲さんとする、澄みきつた青天無雲の三昧境だつたにちがひない。しつかりと爆弾をつめた竹筒を抱き込んで、一路邁進する時の心持ちは、全く死生一如だ。死がどうの、未來の淨土が何うのと、さういふ下らぬ妄想は一切拂ひのけて、一塊の肉片と化しきつてゐる透明そのもの、精神状態だ。

彼等の念頭には高度の電流を通じた。だが其作業が終つたか終らぬ一刹那、百雷一時におつる音響と共に、五體は木葉微塵に粉碎された。全く勇士の心境に於て、これ以上生の跳躍はなかつたわけだ。これを死と見るには餘りに莊嚴であり餘りに明朗といふではないか。

白人の眼には、この快事が陰惨そのものに映するらしいのだ。『野蠻だ。死にたいして生の無執着だ。』とは白人の誰の頭にも映じたらしに。然しその白人が、一たび職業の上に働く時、彼等は日本人が驚くやうな、離れ業をやつて、生も死も眼中にない。彼等は個人的名譽のため、生活のため、そこには騎士

の精神が勃然として湧起する。日本人がじくじとしてゐた太平洋一番のりを、悠々尻めにかけてやつたではないか。彼等はよし墜落して慘死しても、それは死に臨んだのでなく、生に突貫して止を不得だと辯護する。然し冒險の心理に於ては大事に臨んで生死を超越する心理に於ては、愛國心も職業もさうちがつたものではない。

だが大たい、死に臨んで生に無執着である、我國民性にはちがひない。傳統的の武士道は久しい間、佛教の訓練をうけて成長してきた。

日本佛教の功利的方面では、道徳倫理そのものよりは、人間を一個の自然現象と見て、生死を脱却し、唯心的に宇宙の法則に合致するやうにと、教へられてきた。だから非末梢的科學である。が科學の大法則にはちつとも違反してゐない。科學は要するに因果の法則そ

のものだ。元素が化合し、化合體が分離し、有機が無機となり、曰く何く何、一つとして自然現象の法則を無視することはできないでないか。佛教の教理もこの因果必然の理法を、お釋迦さまと雖も支配することを得ない、その聖諦に達する不昧因果を信するの道にすぎない。一日と雖も生命が左右できぬことは、科學的に嚴然としてゐるからだ。もし一日を幾日かに延長し得る科學があつたとすれば、その必然の因果を發見したにすぎぬ。

科學と佛教は根底に於て背反しないものを、而も佛教は非科學的な程、その神秘幽玄の境を増し、科學は佛教を排斥することによつて功利的方面に成功してゐる。

だが二つとも末梢的な効果だ。何れにしても人生を幸福にせんがための、その根底の目的を忘れてはならない。

この七字に公案はつきてゐると私は思ふ。この七字に公案はつきてゐると私は思ふ。

常用外國語の手引(四)

ニ

ナンセンス(英 nonsense)無意味といふ字であるが、馬鹿げたこと、戯談などを意味する。

タ

ダーク・ホース(英 dark horse)力量の知れない馬のこと。轉じて疑問の人。物。問題の人等の意に用ひらる。ダンケ(獨 danke)有難う。英語のサンキューに同じ。

ツ

ツーリスト・ピューロー(英 tourist) bureau) 旅行案内所のこと。

テ

デガダン(佛 decadent)頽廢。刹那的享樂を追ひ求め、懷疑的自嘲的な傾向。テキスト(英 text)原文又は題目。参考書といふ意味にも用ひられてゐる。テクニック(英 technic)技巧。デザート・コース(英 dessert course)食

ニツカー・ボツカー(英 knicker-bocker)半ズボン。

ニック・ネーム(英 nick-name)あだ名。ニュース・ヴァリュー(英 news-value)報道價值。

ニュアンス(英 nuance)陰影。

ヌーボー(佛 nouveau)新しい。轉じてボヤツとして不得要領の人物の形容に用ひらる。

ヌイーヴ(英 naive)純真な。素朴な。

後の茶菓の時間。

テーゼ(獨 These)論綱又は方針書。

デビュー(佛 début)初めて舞臺に立つこと。

テーマ(獨 Thema)主題。

デマ・デマゴギー(獨 Demagogie)の略。惡煽動。

ト

トーキー(英 talkie)發聲映畫。

ドグマ(英 dogma)教理。轉じて獨斷

論。

トーナメント(英 tournament)運動競技の仕合。

トリック(英 trick)詭計。べてん。

ナ

ナイーヴ(英 naive)純真な。素朴な。

ネット・プライス(英 net-price)正價。

正札。

フ

ノック・アウト(英 knock-out) (1) 野球にて敵方投手の球を打ちまくつて交替

を餘儀なくさせること。(2) 拳闘にて相手方をつき倒し再び戦へないやうにすること。

ハ

バーゲン・セール(英 bargain-sale)廉價販賣。

バザー(英 bazaar)慈善市

バス・ポート(英 passport)海外旅行免狀。

パズル(英 puzzle)考へ物。判じ物。

ペチルス(獨 Bacillus)微菌。

バー・テンダー(英 bar-tender)バーの支配人。

パトロン(英 patron)後援者。

パニック(英 panic)恐慌。

バリケード(英 barricade)防塞。堡壘。

パリジアン(佛 parisien)巴黎っ子。パリジエンヌは巴黎女。

バルコニー(英 balcony)張出様。露臺。

バルメーター(英 barometer)晴雨計。

ハンディキャップ(英 handicap)優劣標準。

ファイナル(英 final) (1) 最後の。(2) 決勝戦。

ファクター(英 factor)要素。

ファシズム(英 fascism)武斷獨裁政治。

ファン(英 fan)渴仰者。愛好者。エーア・プレー(英 fair play)正々堂々たる勝負。

ブチ・ブルジョア(佛 petit-bourgeois)小ブルジョア。

ブリーフ・ドンナ(佛 prima donna)第一の女性の義。

フレッシュ・マン(英 fresh man)新入生。

プロセス(英 process)経過。過程。

プロファイル(佛 profile)横顔。

プロローグ(英 prologue)序曲。前書き。

恒例茶話会

刑務協會月次茶話會は、五月二十日午後一時より協會樓上にて開催。餘興として、明治大學學友會音樂部員のハーモニカ合奏があり、次で、在伯矩博士の「栄養の合理化」に関する續講（前講は、三月の茶話會）があつたが、この講演は、同博士が刑務所側から提供した献立表に依つて、刑務所の食糧問題に對して種々言及してゐる點が多いので、聽衆にとつては少からず参考になつたこと思はれる。尙當日の出席者は左の如し。

（行刑局）土橋惣太郎、印南眞一、金田榮三郎、宇田象三、野崎陽之輔、（巣鴨）泉顯彰、原卓一、松野岩吉、杉藤豊治、宮古友次、闇井義雄、

（千葉）佐藤金司、秋保謹四郎、黒田賢雄、伊藤長吉、

（小田原）内山隆治、藤谷玄雄、小林捷造、

（川越）福間武雄、大庭綱敏、笠原松五郎、新井米八、

（甲府）長内庄之助、石井又太郎、寺島太四郎、新井米八、

（前橋）佐藤忠一、大澤照次郎、

（松本）龍山峻、

（浦和）伊藤寅次、宇野平、

（静岡）齊藤千作、

（浦賀少支）高橋慶心、

（其の他）小澤保治、藤澤正啓、長谷川喜一、野手甚之助、松山爲治、速水猪左衛門、

（横濱）河邊湛然、龜川兵次、瀧澤齊雄、西村京一、神酒澤孝四郎、（市谷）大橋大秀、松山憲太郎、高山義彰、西本教俊、（豊多摩）益山喜三郎、平方義孝、鈴木隆夫、檜原由之、小林陸、山下久雄、（八王子）今田幸一、松岡謙吉、八木彦、（横濱）河邊湛然、龜川兵次、瀧澤齊雄、西村京一、神酒澤孝四郎、（市谷）大橋大秀、松山憲太郎、高山義彰、西本教俊、（豊多摩）益山喜三郎、平方義孝、鈴木隆夫、檜原由之、小林陸、山下久雄、（八王子）今田幸一、松岡謙吉、八木彦、

第三區刑務所武道會

第七回第三區聯合刑務所武道會は四月十七日岐阜刑務所武道場に於て華々しく開催せられた。

時恰かも卯月半ば我が國民性の象徴たる櫻花は爛漫として微風に匂ひ、誂へ向きの好天氣に恵まれて未明より日頃練磨の士氣と自信の腕を今日こそ見せんと高鳴る血潮押鎮めて續々集る選士、之を護る應援者、之を導く指導者は各支部長並に來賓と共に定刻前既に廣場に溢れて意氣頓に揚る。

八時三十分第一振玲と共に刑務協會より會長代理として應々來會せられし伊藤主事を始めとして各員會場に着席、選士は威儀を正して道場中央に整列すれば主催地支部長七戸所長開會の辭を述べ、引

續き優勝旗の返還式を行ひ次いで劍柔道の兩審判員より試合上の注意あり、これにて選士は自席に下つて試合を待つた。

試合に先立ち打太刀熊田教十、仕太刀大關教士の帝國劍道型あり、秋霜の白刃閃き眞に迫るものあり、場内寂として襟微たる櫻花は爛漫として微風に匂ひ、誂へ向きの好天氣に恵まれて未明より日頃練磨の士氣と自信の腕を今日こそ見せんと高鳴る血潮押鎮めて續々集る選士、之を護る應援者、之を導く指導者は各支部長並に來賓と共に定刻前既に廣場に溢れて意氣頓に揚る。

八時三十分第一振玲と共に刑務協會より會長代理として應々來會せられし伊藤主事を始めとして各員會場に着席、選士は威儀を正して道場中央に整列すれば主催地支部長七戸所長開會の辭を述べ、引

點試合に移る。代表の重責は選士の双肩にかゝり面上悲壯の決意に輝き双眸は熱に燃えた。劍道部にあつては優勝試合には一級の腕にてよく攻めよく防ぎ遂に四點を得て榮冠を獲得し、柔道部にありては長野支部代表甘利東三選士四戦三勝遂に高點者となつた。

斯くして午後三時を過ぐる頃優勝旗、優勝賞品關の名刀及び賞状授與式を行ひ七戸支部長開會の辭を述べてさしもに盛なりし本武道大會も無事終了した。當日の成績左の如し。

第一部 各支部優勝試合

（一）劍道豫選成績

- | | | | |
|---------|-----|--------|-----|
| (1) 金澤 | 一二點 | (5) 滝賀 | 九點 |
| (2) 新潟 | 一二點 | (6) 三重 | 四點 |
| (3) 名古屋 | 一一點 | (7) 静岡 | 三點 |
| (4) 岐阜 | 一一點 | (8) 岡崎 | 長野零 |

（二）同決勝戦成績

- | | |
|---------|-----|
| (1) 金澤 | 一七點 |
| (2) 名古屋 | 一五點 |

(3) 岐阜 110點

(4) 新潟 7點

(3) 柔道豫選成績

(1) 金澤 三點

(2) 静岡 三點

(3) 長野 三點

(4) 名古屋 三點

(5) 三重 二點

(6) 新潟 二點

(7) 岐阜 二點

(8) 岡崎 滋賀零

(4) 同決勝戦成績

(1) 金澤 四點

(2) 長野 二點

(3) 名古屋 零點

静岡 桑植

(1) 剣道

(1) 伊藤 (岐阜) 五戦四勝

(2) 二口谷 (金澤) 三戦二勝

(3) 服部 (名古屋) 三戦二勝

(2) 柔道

(1) 甘利 (長野) 四戦三勝

(2) 田口 (三重) 四戦二勝

(3) 第二部 高點試合

(1) 伊藤 (岐阜) 五戦四勝

(2) 二口谷 (金澤) 三戦二勝

(3) 服部 (名古屋) 三戦二勝

姫路少年刑務所第四回運動會

午後一同益々意氣旺盛。騎馬競走だ、四人一組の騎馬はこゝを先途と先陣を争ふ。落馬だ、だがこの騎馬は回復が早い、瞬時に先頭の騎馬を追ふ。決勝戦：先陣を占め優勝旗を持つ騎手の得意滿面。かくしてプログラムも後残少くなつた。澄み渡つた天長日和、すべてが今日の運動會を祝福するやうに輝いてゐる。

愈々本日の呼物各工場野球優勝戦だ。球審のブレー・ボールも朗らかに兩軍戦闘開始第一工場は連年の弱者、他方混成組も之に劣らぬ好敵手。互に秘術を盡し、ファンブレーの續出。拍手・應援の喚聲。熱狂……。

遂に本年も第一工場に優勝の榮冠は與へられた。一對零の接戦。敗れたりと雖も善戦せし混成組、潔よく相手の爲に祝福のエールを擧げる。美しき情景、拍手々々喚聲……。最後に各工場代表選手リレーレース。涙ぐましまでに緊張して走る選手の顔・熱狂せる聲援次第に息苦しくなる、走る……。水色のたすき、

赤色の・黄の・黒の・白の三白はテープは切られた。ドツと上の歓喜の叫び、勝者は又も第一工場、惜しい哉去年の勝者第五工場は瞬間の二着。

さはやかな晩春の運動場に同衆の心からなる賞讃の拍手は清くひゞき渡り、優勝旗は勝者の手に燐とし輝き、我姫路少年刑務所の健康を祝福する如く、又前途ある若き少年達の心をはげますがごとく見えた。

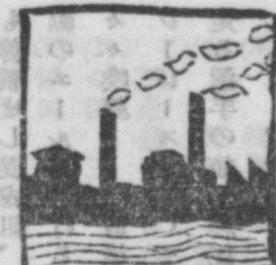
終りを告げるりうりやうたる喇叭の音は春空高く響く。かくして豫定のプログラムは所長の慈愛に満てる激勵的閉會の辭を以て滞りなく終つた。めぐみ多き天候に守られて。

◇學者の議論の敷寫しや中傷に至るものは絶対に排撃する。虚偽をやめよ、謙虚であれ、虚偽を練られたい。文を草するは猶劍を磨くが如し。齒こぼれやむらがあつては人は斬れぬ。

附記
『この日同刑務所に於ては二十三名假釋放の恩典に浴せり』

——編輯部——

へんばんと春風に和し、マイクロホンよりは勇壯なる行進曲レコードが間断なく發散する。愈々所長の閉會の辭『輪快に、明るく躍動せよ』。——終るや遅しと競技開始の號砲は高く場内に響き渡る。全少年達はピアノの旋律につれて一塊となりラヂオ体操、終つて体育運動歌、壯觀云はんかたなし。訓練ある團体美。終つて短距離競走。プログラムは間断なく進行して行く。ホーム・ベース裏に備へつけたマイクは絶え間なく勇敢なる曲目を場内に放散する。其間各工場の委員は各自の任務を明確機敏に處理してゆく。秩序ある出退場、凡べて自治的に。ほゝ笑まざるを得ない。春日益麗かにして、場内次第に白熱化し、意氣益々旺なり。かくして回數は進み太陽中天に輝く頃休憩の喇叭が朗かに響き渡る。正十二時一同晝食、各分配責任者は整然と而も敏捷に白飯の握飯を配る。汗ばんだ額を輝かしつゝ運動場整列。白線はあさやかに地上に浮び大日章旗高く中央萬國旗と共に



海外異聞錄

◇カボネの邸賣が
いよ／音賣が

最近リンデー二世誘拐事件に一肌脱がうと獄内から呼びかけて、やうやく忘られかけたてゐた世間の記憶を新たにしたシカゴのギャング王アル・カボネは、その後引續きクリケ郡刑務所にあり、既に十一年の懲役を申渡され、控訴手續きを取つたので、それが受理されるのを待つてゐるが近頃、彼の脱税十万余圓の支拂ひが出来ぬゆゑ、フロリダ州ベーム島にある世にも贅澤な彼の邸宅を官憲において競賣に附する議が持ち上り、またしても大衆的興味を呼びつある。その名譽フーヴアー

が——カボネの邸宅は六十万圓以上を費したといはれるだけに、宛然たる王城、その妻女メイ・カボネの名義になつてをり、現在そこには夫人と十一歳になる男の子、それにアルの弟ジョン・カボネが居住してゐる。敷地三十五エーカー(一エーカーは約四反)で、丈余の石垣を圍うし要害堅固である。家屋は熱帶樹の中に包まれ、庭園の百花燐亂たる中に、大理石のベンチが點在するなど、王侯も三舍を避ける豪奢ぶりである。おまけに立派なブールがあり、また海上へ船を乗出すべき私設埠頭の設備すらある。アルは此處へやつて來ると自

の書きが來たものと見

リンデー二世の誘拐事件によつて、端なくも世界一の犯罪國たる事實を遍く廣告した米國は、さすがに法律勵行の爲めに費す金がなかなかに莫大だ。昨年度に於いて費された額が約二億三百二十二万四千七百餘圓、換言すれば米國は法廷と監獄その他刑務施設に對し國民の一人頭から一圓五十錢といふ多分の費用を徴収することになるのである。併し費用を最も多く喰ふのは何といつても禁酒法で、これは米國聯邦に最も高價な刑法

◇ 血液検査の價値

ヨーク醫科大學に開催された
「血液型検査の法醫學的價値
について」の談話會に於いて
米國裁判所が證據不充分の父
子關係、殺人其他の事件に對
し、血液檢査に據る證據調べ
を認容する事々要求すること
となつた。衆知の如く血液型
には四種あり、遺傳に基くも
のなる事が科學的研究の結果
認められてゐるが、但し研究
の現段階に於いては、それは
父子關係を闡明する際に一人
の男が子の父なりや否やを積

家用ヨツトで、この埠頭を乗出し釣魚三昧に耽つたものださうである。住宅は二十室、家具、調度、裝飾等素晴らしいものだが、今度これを公賣に附せられることになつたので、獄中のカボネはこれを争ふべく辯護士に命じたとは、流石の惡漢王にもハヨリハ重

だといはれてゐる、即ち禁酒局が直接貰す金が一千八百八十七萬三千二百餘圓、この外に工業用アルコールを「スコツチ」その他の銘を打つて飲酒用ウイスキーに造り替へるのを阻止する爲め、大藏省が費す金は九百十萬圓であるさ

あつて、一人の男が子の父でないといふ事のみは證明し得る。即ち例へば一人の男と子供とが同一血液型に屬してゐたとしても、それは兩者間に血族關係のある事を證明する事は出來ないが、萬一兩者の血液型が異つてゐる際には決定的に父子關係を否定する事が出來る。と同様に——ロング・アイランド醫科大學一教授マックス・レーデラー博士はいふ——血液型は殺人、暴行、竊盜、誘拐等の事件に

ある。成程その肉屋の庖丁には夥しい血痕がこびりついてゐたが、夫等の血液検査を行つた所、被害者の血はA型であり、被疑者の血もその衣類に附着してゐたのも庖丁のそれも皆B型であつた。また丁度その反対の場合もある。被疑者の身邊に附着してゐた血と被疑者のそれとが同型の事も少くないが、かかる證據を突つけられた場合犯人は、大抵自白するものである。

市國家の犯人

所謂「ラテン諸條約及び
教法協約」に依り、廣義の
百八エーカーを以て永遠の都

なものは刺殺嫌疑で起訴された一肉屋の事件である。彼は犯行の現場附近にゐて発見された時、その衣服に血痕が附着してゐた、彼の陳述する所では、「確に之は人間の血痕ではあります、實は私が肉を切つたとき、つひ手前で怪我

ローマの地にヴァチカノ市國家が生れてから早くも三ヶ年を閲した。それが如何に嚴肅たる一小國であらうとも既に國家である以上刑法があり、而して刑法がある以上犯罪人が出来るのも當然だ、然しさすがに嚴肅なる天主の十

市に逮捕され、市法廷で宗教裁判に附された事になつた。泥棒を捕へて繩を絞ふといふが、此の不敬漢を捕へて當惑したのはヴァチカノ市の要人である。氣がついて見ると刑務所が出来てゐない。巡警の營舎は未決囚を一時的に收容は出来るが、長期の犯人を入れて置くことは出来ぬとあつて、早速發電

獄されてから各地に散在する小ギヤング共がいづれも恐れを爲し、不正収入も正直に申告する様になつて、収稅金が莫大な額になり、不景氣の折柄國庫收入の激増で政府もホクホク、獄中の彼氏に對して勳章贈呈の議を寄り寄り協議中とは本當に出來ないナンセンスだ。

山だけに犯罪の數が驚くべき程少い。最近第四人目の犯人が法王廳の巡警に捕まつて大騒ぎであるが、犯人の名はエルネニスト・ナルドといつてローマ市の救世軍ホテルに宿泊してゐるものであつた。その犯罪といふは、聖ペテロのバジリカの前に在る聖ペテロの聖像に向つて、汚い帽子や銅貨をぶつゝけたり、終ひには十二使徒の第一といはれる聖ペトロの像を相手にとう／＼猥談を始めたところを巡警に捕まり、その營舎にた

所に住居を得てゐるが、その隣に一棟の刑務所を起工することとなつた。そこでヴァチカン市國家の犯人三名の内、一名は執行猶豫、次は數週間の禁錮の後、愛の福音を説くローマ法王の御仁徳に依り特赦。第三人物は數ヶ月の禁錮の刑に處せられたが、以上三人はいづれも「汝盜む勿れ」との戒律を犯した罪、今度のは濱塗の罪といふ譯である。

沙汰

力

選句所感

秋村君の「春曉」の句、いかにものびやかな感じを持つてゐる。しかも、これを正面から言はぬところがいゝのである。この配材でも、これを説明的に言つたら價値を失つてしまふ。季題と配材が不即不離の關係にあつて、始めて句は生彩を帶びるのである。春眠不覺曉と昔の支那の詩人が言つてゐるやうに、深くなる春と共に眠りも快くなる。のびくと投げ出した手や足が布團に觸れて薄冷んやりとする感触だけにても充分に春の感じが味はれる。布團を薄くしてのびくと快く寝てゐる床の上の朝の眼覺めに、牛の聲が聞えて來る。それは川向ふの搾乳場からだ。あの無氣味な牛の聲までが、物静かな春の曉の中に溶け込み、川を渡つてのんびりと傳はつて來るのを耳にしてみると、またうつともなき快さに催はるるのである。

三平君の「春の雨」の句、その句の成立に就いては前者と同様、「季題と配材」とが不即不離によく抜け合つてゐる。しかも仲々敏感に促へてゐるところがある。中七の「黄昏寒し」で、この句が生きてゐるのである。

るとか、極めて常識的な平凡な措辭であつたら採るに足らぬものとなる。「黄昏寒し」の表現で山の温泉場の情景を躍動させてゐる。この一句が季題を生かすと共に配材を生かし、更に句全体を生かしてゐる。捉へることに敏感の必要が此處にある。捺を着るの要はないから、實感に即して、その實感を具象化することである。

雄心君の一暮の春の句少し匠心が見えてゐるところは、所謂俳句らしい俳句に墜ちかゝつてゐる。しかし暮春の情緒は相當出てゐる。花の後の春の寂しさ、それは歡樂をつくした後の哀愁にも似たものである。然うした心が聖き靈地にむかひ、そこにある數多の尊き佛像を見て廻る。これは東洋の傳統的精神のおのづからなるあらはれである。春に誘はれて一時浮き立つた心が、その落つくべき所へ落着いて行くのである。

櫻桃に口元染めて子の眠り
木がくれや大屋根の上の鯉幟
雨髪れて大きく光る螢かな
若竹のゆれて居るなり雀の子
裏山の若葉迫りし温泉宿かな
草刈の蜂の巣を刈り残したり
日覆して夏帽子とはなりにけり
菱の花小さき池を埋めけり
散る花にまかせし庭や夕月夜
麗や障子にうつる小鳥籠
芍薬の赤き芽立ちや春の雪
寂れたる舊道行くや時鳥
繩とびの少女へ花の吹雪かな
散りし花あげて小さき旋風かな
山つ、じ岩に危うく咲きにけり
水鳥の潜げる沼や芦の角
呼び合ふて戯る聲や春の山
縁借りて雨休みする猿廻し
山裾や鶯聞きて烟を打つ
友を得て數き足す花の蓮かな
新しき提灯赤し氷店

水甲小金青豐多摩森菅泉府戶
大橋小豐青金多摩森菅泉府戶
福大橋小豐青金多摩森菅泉府戶
飯飯咸飯盛飯飯大橋小豐青金多
治山田田田田田田田田田田田田
四日市名古屋曲田岡興田岡邱通曲
翠一華五夕榮覺不中象四柳吞靈寬駒
月生心白風陽花治鳴洲室友水洋雪山生澗泉城雨村

募	集	毎	月
佳	刑政俳壇	編輯部	澤
	春暁や牛啼いてゐる川向ふ	天	秋
	温泉の宿の黄昏寒し春の雨	地	山口
	奈良にして佛巡りや暮の春	人	三
	汐木干す海女が軒陽や歸る雁	秀	平壌
	對岸に人の聲して月朧	逸	雄
	五月雨の家の灯暗し鳴く蛙	新潟	
	晝蛙川をくだてゝ鳴き交す	大金澤	
	引きしづる弓に風あり花吹雪	大阪	
松原に入りて日傘を疊みけり	飯田	曲周	
新州	孤若	初若	
實	光周	周若	

平村心月步水匝土

募 集 每 月

刑政俳壇

題當季隨意
メ切毎月十五日限
用紙官私製葉書

家庭

百八



夏座敷一

一鉢の草物から

「」の「」や「石菖」など

一臺の扇風機に注目する

夏の座敷には少しでも涼味を増さうとするならば、一臺の扇風機より、先づ一鉢の草物を用意すべきです、扇風機の風は一寸觸れた時は涼しい感じもしますが永く此の風に當ると却つて熱を持つて来ます、一鉢の草物に霧を吹いて筏板が始刃の臺にのせ簾の子に置いても、縁先へ出しても

雨の間へ持てて來で此の方が遙かに涼しい感じのするものです、その草物は決して贅澤なものはいりません、野邊の雑草でも一寸丹誠してやれば立派に見られるやうになるものです。

どの方が涼しいものです。
「しのぶ」は昔から「釣しのぶ」といふて、いろいろの形に作り、葉を出させて軒先に吊り、風鈴などつけますが、あれは却て品がわるくそれより細工のない物を鉢に植込み、それを眺める方が風情があります、水を好む植物ですから絶えず幾分、水氣がなくてはならず、大きな葉が出ましたら摘み取つて小さい葉で揃へるやうにするのです、石菖は石に付けて眺めると氣持のよいものです、新しい葉が伸びて石の上を蔽ひ、その一枚一枚に露の玉を結んだ風情は伸仲風雅なものです、水盤に入れて水を湛へる時は、絶えず水を清潔にしてやることです餘り濁つたり乾燥したりすると忽ち葉が萎れます。その外竹類は今が一番眺め時です。寒竹など細い竿が風に揺れる風情はまことによいものです。

併し昨今一寸放つて置くと直ぐ蜘蛛が巣をかけたり、葉が
クル／＼とまくれたりします此の葉のまくれるのは水の不足の爲めですから十分に注意してやることです。簡易な手入れとしては、毎日根もとを軽くつかみ、そして上へこいてやります、毎日これをやつてみると、竿にも光澤がつき蜘蛛が巣をかける暇もありますん、そして月一回位油粕を薄くしてやります。贊澤をいへば、竹には黒肉の煮出し汁がよいとされてますが、夏の熱い時に、こんなものを施すことは、随分厄介ですから先づ油粕位にして置くことです。この外いま眺めるものとしては木賊が面白いものです。太蘭も水盤へ入れると見られます。野生の睡蓮、菱など、大きな水盤に入れて眺めるのも、夏の暑さを忘れしめる心地がしませう。

不機嫌から

この破の寄るのはどう

説でせう？まだ若いのに皺の多い人は、主として眉をしかめて苦い顔をする習慣をつけたからです。満面をつくる時は、前額の皮膚がつぼんできて皺となることは申すまでもないことであります。ところが屢々それが繰返されると、皮膚その者が習慣づけられて仕舞つて、丁度手足を長く縛つて置くと、解いてからでも動けないのと同理で、永久に皺がよりきりになつてもとにかく歸らないのです。古風な西洋婦人は、餘り笑ふと顔に皺が寄るといつて、をかしくも我慢をして佛頂づらをしてゐるものもありますが、それも極端です。

で血液の循環をよくしてゐなかつたことにも原因するのであります。年をとると、どうしても皮下に貯藏された脂肪がなくなりたがります。もし若いときから、適當の運動を續けて、全身の血液の循環を

乗る時は前進みに

大變違

座席が變へられたことは皆さま御承知でせうが、それはこ

が、歸りにはうしろ向き、みんなうしろへひつばられてゆくやうに出來てゐたのです。このうしろへへとひつばられる感じは誰も餘りよいもの

の疲れの上にも前進みと後戻りとではかなりの差があり、殊に長距離の旅行だと同じいつもとこしかけてゐてもその疲労の差はますます大きくなつて來ます、そんなことから鐵道省でも凡て前進みと云ふことに改良したわけです。しか

行する場合にしても又、平常乗るにてしも共通なことでせう。一時は高田義一博士のお話——「その乗物の走る方向に向つてこしかけて、或は立つてゐる時、即ち前へ進む運動といふのは、私達のこれまでの習慣から最も自然なもので、蟹のやうに平常横歩きもしなければ、うしろへも歩いてゐない、私達のするのは前進みだけです。處がそれ以外の運動が強ひられるるとどうしてもそこに神經がよけい使はされる事になりませう。殊に停車しては動き出す、そのたびに一々うしろへひかれ思ひをしたのでは、その上走つてゐる窓から外でも眺めてゐたりすると刺戟はより強いものです、又乗つてゐるうち氣分が悪くなつて來たやうな時など、席をかはつてもらつてゞも前向きになることで

私は毎日刑務所で色々な人を見てゐる。皆いづれも世の中から受けた罪人といふ焼印を深く額に表はしてゐる人々である。だからして暗い憂鬱な日々を送る罪人の姿を目のあたり見る時、人間的なあまりに人間的な忍苦の有様に深い感動を覺えるのだ。私には罪とはそもそも何ぞと云ふ様なことが考へられて来る。

罪とは單なる社會的規約であるに過ぎない。此の世に於て人が人を裁く、その事すら眞實正しいことであらうか。ヴィ

大隱田中歷

◇罪人の救済について

法は良心」でなければならぬのだ。しかし乍らそれは此の社會のことではないかも知れない。ユートピアに於て語られる眞理だ。だが我々は現實の醜惡に目をつぶつてゐる義務はないだらう。

そして更にユートピアを此の現實の上に打建てる權利を守つてゐる筈だ。

はゐられない程社會のために打ひしがれて來てゐる人々である。彼等はどんな偉大な言葉をすら一應は輕蔑する。彼等の求めてゐるのは單なる形式ではないのだ。形式的な百の温い言葉より眞に同情と理解とから發せられたたつた一言の方がどんづら皮等を喜ばす事であつた。

云ふ様なことが考へられて来る。罪とは單なる社會的規約であるに過ぎない。此の世に於て人が人を裁く、その事すら眞實正しいことであらうか。ヴィ

の境遇と犯罪の動機について充分な調査を行ひそれ／＼再び犯罪に陥らない様に配慮されてゐる。

私は刑務官吏として眞に行刑の目的で
ある罪人救濟につとめんとする者は、須
く此の母親の心をもつて罪人に對せねば
ならぬと思ふ。



古傘の利用法

衣がへと共に季節の持物も、
新しいのと替る時期になりま
したが、そこで皆さんのが傘や
洋傘の新しいのをお求めにな
つて、古い傘や洋傘がお残り
になりますが、それが淋しく
捨てられて終ふのはいかにも
惜しいことです。古いものに
もいろいろな利用法があるも
のです。要は一寸した思ひ付
きです、例へば次の様にした
らどんなものでせう、先づ古
洋傘から申し上げますと、洋

傘の古い布は皆おとりになつて、骨組だけにいたします。それから、その一つ一つの骨に相當の竹の棒を結びつけまして、開いた形にしておき、それを縁側なり軒下なりに吊るして、おむつを乾かすやうにして下さい、又雨天の際には中開きにしてその下に七輪をおいて、その周圍におむつを乗せるやうに致します、この方法は梅雨のころなどには殊におよろしいでせう。また

古い蛇の目や番華などはこれ
も同様に張つてある紙を全部
とり去り、その骨組だけのや
つを擡げて立て、それに朝顔
や夕顔などをからませて全部
らすあつて何人もかる際
は脳神經を健全にするの作
もあります。さればその葉
種として貴ばれて來つたも
とが出来る位のものです。

擴がるやうになされば非常に用ふるが宜しい。また山林用があり、發汗、利尿等の效用で、實は古くから、漢藥の一種の強壯劑と云ふことを云ふのです。

魚毒を消す山椒

山椒は、古くから壽司、刺身、吸物其他の料理に、風味を添へるものとして、一種の香辛料と云つた意味で、珍重されるものです。その葉や實は、共に魚毒を消すに効があるものとせられ、彼の鱗の蒲焼に、山椒の實の粉末を添へて用ひる習慣のあるなどは全く古くから本能的にその効を知つて、吾れ等の祖先が行ひ來つたものと云ふことが出来、必ずしも單にその香味を愛すると云ふ意味のみからでないと云ふことが出来ます。すべてイワンシ其他の濃味の煮魚などに山椒の葉を少量混じて煮るか、若くは生葉を添へて用ひることは、やはり中毒を消す作用からも必要なことで、加ふるに食慾を増す作用も少からずあつて何人もかるる際に用ふるが宜しい、また山椒は脳神經を健全にするの作用があり、發汗、利尿等の効もあります。さればその葉や、實は古くから、漢藥の一種として貴ばれて來つたもので、一種の強壯剤と云ふことが出来る位のものです。

な社会人とならせる事が出来るのだ。

だがこの事は云ふに易くして行ふに非常にもつかしい事だ。刑務官吏が單なる職業意識のみを以て罪人に對するならば

この事はほとんど不可能と云つてもよ

い。彼のする事は職業ではない。一種の事業だと云ふ深い確信を以て臨まなければならぬのだ。

これは刑務官吏にとつてむしろ苦痛である事が多いだらう。しかしこの苦痛は宗教的に堪えられなければならない。私は宗教的にと云つた。さうだ、彼は正しく宗教人でなければならないのだ。少くとも宗教的な氣持を持つた人でなければならないのだ。

この宗教的な温情を以て深く彼等と共に苦しみ彼等と共に生活して彼等の生活を理解してやつてこそ始めて暗い心に光明の灯を植ゑつける事が出来るだらう。かくして始めて最高の法は良心なりと言つたフランス大文豪の言葉を彼と共に大きな確信をもつて言ふ事が出来るのだ。

◇行状審査期間の可否に就いて

青森 甲 麓 生

受刑者の行状審査は入所後六月毎に行はれつゝあるが審査期間を原則として六月に限定し、其間如何なる改悛の情顯著なりと雖も第二回の審査後に非されば賞遇すること得ざるが如きは、教化能率の促進を一層大ならしめんとする文化行刑には聊か不相應なことならずやと思ふ『明治四十一年監甲五五六號通牒』何故なれば個別處遇の適切を期する上に幾多の矛盾を生ずるからである。換言すれば刑期長きもの以外には最早や絶對的に恵まれざる條件となることである。

刑罰は人としての社會道德即ち人道に反せるものをして犯罪者として之を裁き且つ有責違法の行為として科すべき一の制裁たるは論ずるまでもない。

◇行刑の基礎とは

宮城 五月 生

重大使命を果した行刑局。銃後の働き囚徒達。愛國心から徹夜、等々……。

これは去る四月二日東北に於ける言論界の權威である河北新報に記載されてゐた標題である。私はこれを見るに及んで思はず快心のほゝ笑をもらつたのであつた。近時當事者は勿論有識者間に於ても行刑の社會化といふことを叫ばるに到つた。此事は彼等囚人を、社會復歸の一道程として最も妥當な事柄であると是認されたからである。吾々が如何に彼等を總ゆる理解のもとに遷善教化の階梯を築きあげることに努力しても、社會一般民衆の抱く觀念が往時そのまゝの如く單に危險視し忌み嫌ふのみでは救濟共助する觀念が皆無であつたとしたならば、少しく恩恵のヨリ良きに至らしむる機の

再び彼等に累犯といふ肩書を背負はしむ

而して此の制裁たるや昔日の應報主義に非らざることは勿論である。斯くして刑罰の執行は犯罪者に對し一の教育たり職業訓練たりと命名されて來たのである。

而して犯罪者たりとも再び犯罪をする憂ひなきものをして改悛の情顯著なり云々と謂ふのである。然るに刑務所は此の再犯の虞なきものとして保證の資格を授くるに彼等を一定期間宛に分ち之を審査して決することにしてゐる。審査は六月毎に一回施行せらるるのであるが斯くては豫防刑たる實質に幾多の疑義が生ずるに至る。一度び法廷の人となりて言渡されたる刑は絶對服務せざるべからざるも、彼等の服務中に於ける行状其他に依つて假釋放有資格圈内に入り、假釋放の裁たるは論ずるまでもない。

假釋放は人としての社會道德即ち人道に反するものをして犯罪者として之を裁き且つ有責違法の行為として科すべき一の制裁たるは論ずるまでもない。

るのみであつて、決して社會進化目標の一手段とはならないのである。社會とは自己のみ満足の存在ではない。言はずと知れた共存共榮を旗幟としての存在でなければならぬ。此意味からして考ふる

と、彼等囚人も亦人の子である。吾等の同胞である。罪を憎んでも人を憎まずでどうしても彼を明るい更生の道を辿らしめたいものであるといふ人類愛の美しい心根を要求して已まない。故に吾々は着々として組織だつた正しい理解のもとに内外に全力を傾注しつつあるのである。其努力の一部が今回遺憾なく現はれて社會の視聽と賞讃を得たことは、其職業として相互に不幸である。然し個人より家族へ家族より社會へとおのれの人生の歩を辿る吾々の行路に於ては、其間幾

多の波瀾曲折有爲轉變の存在は免れ得ない自然の法則である。故に國家間に於ても時と場合によつては衝突を免れ得ない事である。只今回の事變に際し最も喜ぶべきことは、民衆一般の思想は悪化し意氣沈滯の傾向ありとして懸念されてゐた處が最等は皆杞憂となつてしまつたことである。即ち軍人の意氣としては勿論國民の赤誠は昔日よりも優るとも劣らぬ數多くの美談逸話を表して大和魂の精神を發揮したからである。

刑務所に於ても戰事作業動員の命令下るや職員囚人は勿論一心一體となつて不眠不休の活動を續け其結果として豫期以上に成果を得たことは、聊か誇りといふことは、今回成績は吾等職員の指導教化宣教を得たことは勿論であるが、是等をもつて吾々の力のみによるものと妄想してはいけない。かくも激越な作業に直面しても、刑期の長いもの、短かいもの、改善の芽生あるものないものが、吾

等の命に唯々諾々として活動した所以のものは他ではない。愛情切々なる父母妻子親族と熱い涙をもつて別れ、かの赤い夕日の滿洲に出征し只々奉公の赤誠をもつて國難に殉じやうとする何ものにもかかへ難い純眞な軍人の心根に無上に感激したからである。換言すれば出征軍人の神秘化された崇高な人格に數化されたからであると思ふ。又彼等が如何に感激し美しい心根を植えつけられたかといふとを例證するに、日支事變に對する献金がある。是は滿洲に於ける軍人の美談逸話或は國內に於けるも同様の佳話に感激した赤誠の美しい發露である。彼等一部のものには、或は何ものかの目的のため、又は自己を誇張しやうとする心理を含む分子もないわけでなからうが、是をもつて全部なりと見ることは當を得てゐない。

零細な所持金や汗の結晶である僅かの月々の賞與金を惜げもなく献金するに至つたことは感慨切なるものがある。殊に色々の關係からして獨居拘禁を強ひられて

あるものでさへ心よく献金するものあるにおいておやである。兎に角個人個人の總ての事情を考慮し献金の狀態を検査すれば吾々をして何ものかを教へらるゝものがある。茲に於て行刑の基礎とは何ぞやと叫びたい。それは恰も國難に殉ずる出征軍人の如く權謀もなければ術數もない、自己偽瞞の飾りもなければ媚りもない虚心玲瓈玉の如き心事をもつて國家社會のためにせんとする開志である。神秘化された純情の發露である。此のやうな洗練された武器をかざして彼等に對するに於て初めて知らず識らずのうちに改善の道を辿らしめ得て美しい人としての芽生を根つよく植つけることが出来るのである。これをもつて行刑の基礎觀念は人格であると自分は深く深く信ずるものである。

法學志林

第三十四卷 第五號
昭和七年五月一日發行

刑法における新人權宣言 牧野英一

□新學年開講の辭

英法に於ける競合過失の理論的考察 安武東一郎

法律的消極主義 牧野英一

□刑法における教育主義と技術の倫理化

被產管財人の爲す破産債權との相殺 岡村玄治

法史瑣談 宮下嘉三郎

新刑批評及思潮概觀 メッガーノの刑法理論 木村龜二

□法律行爲の解釋の論理的性質 攝野英一

判例 民事三十件 刑事十九件 行政五件

歐文 □自由刑の法律的性質 正木亮 佛文

東京法政大學發行

明治大學內 明治大學會發行

法律論叢

昭和七年五月一日發行
第十一卷 第五號

論 説

勞働法の指導原理(三) 森山武市郎
——ボットホツフの思想とこれに對する批判——

民事訴訟に於ける(三) 野間繁

口頭辯論準備制度 後藤清

資料 ドイツ勞働法の社會的機能の變遷(一)

信託の終了の場合に於ける信託財産の歸屬 永井壽吉

商法判例研究 水口吉藏

判例研究 民事判例 七件 刑事判例 七件

月間時事

□ 事政策的考察が完結することになった。編輯子は自分の小論を作る爲めに更めて通覽したので茲に教授の本稿に特に敬意を表して置き度い。

□ 常習犯人の行刑對策は今日の行刑に於ては難中の難であるが、その難の因つて来るところはやはり社會に於ける刑罰觀念に由來するものなれど、それを本稿によつて痛感せざるを得ないのである。

□ 教授の所謂學者の「古き法律思想の存續」若は「舊思想の再生」は解決してボームス法のみにあらはれた思想ではなくて現に未だにわが立法諸家を支配する思想ではあるまいか。次の犯罪を刑事立法によつて鎮壓出来るといふ思想を社會政策の完備に轉向せしむることがどうして今日の諸家に考へられないのであらうか。

□ 編輯子は最近に於けるわが行刑に於ける作業能率の向上に關して特

強い正しい内閣が明日にでも出来
るといふことである。強い正しいと
は應報を意味するものではない。眞
日本を意識する國民の總てであらし
め、之に導くことを主義とする内閣
であるにちがひない。われらは囚人
たちをはやくさやうな國民に復歸せ
しめることに努力しようではない
か。

に付勢不全の事も多
識したやうに思ふ。それは、從來の
行刑に於ては囚人の能率を社會人の
それまでに擧げて行くことが理想で
あつた。しかし前科といふコンディ
ションを持つた一人前の囚人は競争
場裡に於ては前科なき一人前の社會
人に落伍するのが當然である筈であ
る。

卷之三

昭和七年五月廿八日印刷納本
昭和七年六月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼伊藤忠次郎
發行人竹田益
東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三番地
印刷人
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三番地
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所
電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番
刑務協會印刷部會
務協會

帝國辯護士會誌

正義

錢拾五金價定 號月六年七和昭

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國護辯會士發行

番〇九三二七京東座口替振 〇八三四 五五二二 } 座銀話電

45^e Année n° 6

Juin 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki,A.—De la tendance actuelle du problème pénitentiaire
en Europe.

Kimura,K.—Des délinquants d'habitude au point de vue de
la politique criminelle.

Kusuhara,S.—Des conditions économiques des infractions.

Mouvement des idées à l'étranger:

Murgolin, The Soviet way with the criminal; Whittman, Citizen,
state and criminals.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio

36
中